

橋本市地域防災計画

第1編 基本計画編

一平成28年度一

橋本市防災會議

【第1編 基本計画編 目次】

第1編 基本計画編	1
第1部 総則	1
第1章 計画の位置づけ	2
第1節 計画の目的	2
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の修正	2
第4節 用語	2
第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	10
第1節 各機関の実施責任	10
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	12
第3章 市域の災害環境・特性	20
第1節 市域の自然環境	20
第2節 市域の社会環境	22
第3節 風水害被害事例と計画の前提条件	25
第4節 地震被害想定と計画の前提条件	30
第5節 市域の防災課題	49
第4章 防災ビジョン	60
第1節 防災ビジョンの基本目標	60
第2節 防災ビジョン達成への施策	62
第3節 減災目標とその対応方向	64
第2部 災害予防計画	100
第1章 災害に強いまちづくり	101
第1節 防災まちづくり計画	101
第2節 公共土木施設等の整備計画	106
第3節 ライフライン施設整備計画	108
第4節 自然災害防止計画	114
第5節 危険物施設等災害予防計画	119
第2章 災害に即応できるひとづくり	130
第1節 防災教育	130
第2節 防災訓練計画の実施	136
第3節 自主防災会等の整備計画	139
第4節 ボランティア活動環境整備計画	141
第5節 要配慮者対策	144

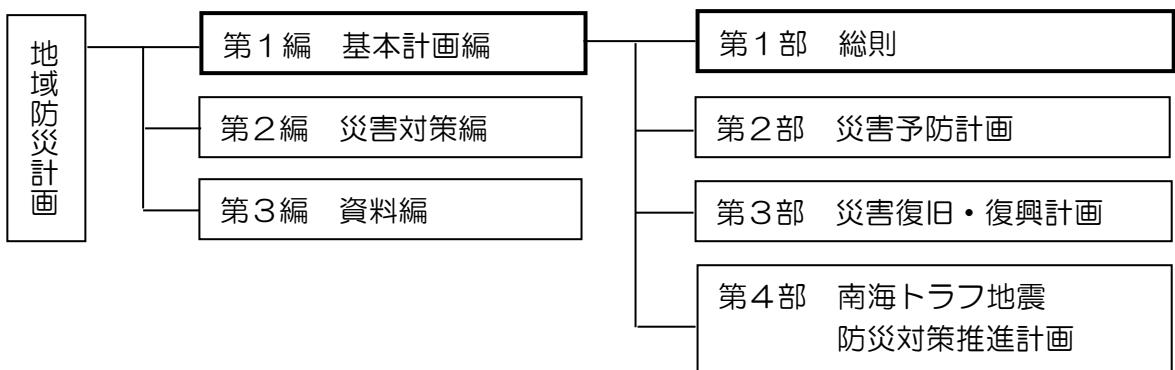
第3章 災害に強い体制づくり	150
第1節 防災体制の整備計画	150
第2節 災害情報通信体制の整備計画	155
第3節 避難体制の整備計画	158
第4節 緊急輸送のための整備計画	169
第5節 要配慮者安全確保計画	172
第6節 水・食糧・生活物資等供給体制の整備計画	174
第7節 ごみ・し尿処理体制の整備	178
第8節 救急救護体制の整備計画	179
第9節 火災予防計画	182
第10節 文教関係予防計画	187
第11節 農林水産関係災害予防計画	190
第3部 災害復旧・復興計画	200
第1章 公共施設の復旧事業計画	201
第1節 災害復旧事業の種類	201
第2節 災害復旧事業の方針	202
第2章 復旧事業の財政援助等	210
第1節 国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等	210
第2節 激甚災害に係る財政援助措置	211
第3章 災害復旧資金の確保	220
第4章 被災者への融資	230
第5章 被災者への援助	240
第1節 災害義援金品の募集配分	240
第2節 災害弔慰金等の支給	242
第3節 災害援護資金等の貸与	243
第4節 被災者生活再建支援金の支給	244
第5節 その他被災者の保護	246
第6章 災害復興計画の策定	260
第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画	300
第1章 総則	301
第1節 推進計画の目的	301
第2節 推進地域	301
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	301

第2章 災害対策本部の設置等	302
第1節 災害対策本部等の設置	302
第2節 災害対策本部の組織及び運営	302
第3節 災害応急対策要員の参集	302
第3章 地震発生時の応急対策等	303
第1節 地震発生時の応急対策	303
第2節 資機材、人員等の配備手配	305
第3節 他機関に対する応援要請	306
第4章 防災施設等整備計画	307
第5章 防災訓練計画	308
第6章 防災教育普及計画	310

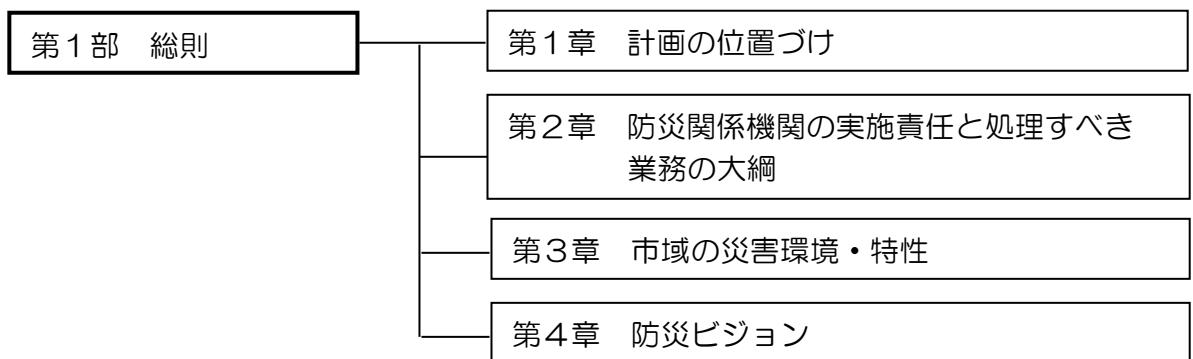
第1編 基本計画編

第1部 総則

【第1編 基本計画編の体系】



【第1部 総則の体系】



第1章 計画の位置づけ

本計画の目的、性格等は、災害対策基本法等を踏まえ、次のように定めている。

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961年（昭和36年）法律第223号）第42条の規定に基づき、橋本市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

*橋本市防災会議条例【資料編 P-201 参照】

第2節 計画の性格

この計画は、防災関係機関が処置しなければならない本市の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、総則、災害予防計画、災害復旧・復興計画などからなる「基本計画編」、地震災害、風水害等及び事故災害の応急対策からなる「災害対策編」及び「資料編」の3編をもって構成するものである。

なお、計画の策定・運営にあたっては、和歌山県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、橋本市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。また、災害対策は有機的・一体的でなければならないことから、和歌山県地域防災計画との整合性を図るものとする。

第4節 用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

- 1 基本法 災害対策基本法
- 2 救助法 災害救助法
- 3 本 部 橋本市災害対策本部
- 4 本部長 橋本市災害対策本部長
- 5 支部長 橋本市地区災害対策支部長
- 6 市計画 橋本市地域防災計画書
- 7 県計画 和歌山県地域防災計画書
- 8 県本部 和歌山県災害対策本部
- 9 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2章 防災関係機関の実施責任と

処理すべき業務の大綱

市、県並びに和歌山県の区域を管轄し若しくは本市の区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項において、概ね、次の事務又は業務を処理するものとし、その際、相互に協力するよう努めなければならない。

第1節 各機関の実施責任

1 橋本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

2 和歌山県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 自衛隊

自衛隊は、人命救助又は財産の保護のための応急対策の支援を行う。

4 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導、助言等の措置をとる。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 橋本市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
橋本市	ア 市防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、被災者の救助保護 カ 災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ 被災者に対する融資等の対策 ク 被災市営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害対策要員の動員並びに雇用 サ 災害時における交通、輸送の確保 シ 被災施設の復旧 ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	ア 県防災会議に関する事務 イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ 災害防除と拡大の防止 オ 救助、防疫等、被災者の救助保護 カ 災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ 被災者に対する融資等の対策 ク 被災県営施設の応急対策 ケ 災害時における文教対策 コ 災害時における公安対策 サ 災害対策要員の動員並びに雇用 シ 災害時における交通、輸送の確保 ス 被災施設の復旧 セ 市町村が処理する事務、事業の指導、斡旋等

3 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 陸上自衛隊 第37普通科連隊	ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ 応急救助、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

4 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ア 管内各府県警察の指導・調整に関すること イ 他管区警察局との連携に関すること ウ 関係機関との協力に関すること エ 情報の収集及び連絡に関すること オ 警察通信の運用に関すること カ 警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局 (和歌山財務事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ア 公共土木等被災施設の査定の立会 イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ 地方自治体に対する災害融資 エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ 未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ア 救助等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病害虫防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 大阪農政事務所 (和歌山事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害時における主要食糧の応急対策
6 近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)	<ul style="list-style-type: none"> ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ 国有林における予防治山施設による災害予防 ウ 国有林における荒廃地の災害復旧 エ 災害対策復旧用資機材の供給 オ 森林火災予防対策
7 近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ア 火災時における物資の対策及び物価の安定 イ 被災商工業者に対する融資の調整等 ウ 電気、ガス、火薬等の保安確保対策
8 中部近畿鉱山保安監督部近畿支部	<ul style="list-style-type: none"> ア 鉱山における保安の確保
9 近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	<ul style="list-style-type: none"> ア 交通施設及び設備の整備に関する指導 イ 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ウ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 エ 災害時における所管事業に関する情報の収集 オ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 カ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 キ 緊急輸送命令
10 大阪航空局 (南紀白浜空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> ア 航空の完全な状態の維持管理 イ 密集地帯上空の低空飛行の禁止 ウ 航空機救難に関し、非常の際は、自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施

第1編 基本計画編 第1部 総則 第2章 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
11 大阪管区気象台 (和歌山地方気象台)	ア 観測施設の整備及び維持 イ 気象予報等の処理・通信システム等の確保と充実 ウ 津波予警報等の発表と伝達 エ 観測資料等のデータベースの構築
12 近畿総合通信局	ア 非常通信体制の整備 イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施 ウ 災害時における電気通信の確保 エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去 オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
13 和歌山労働局 (橋本労働基準監督署)	ア 被災地域の事業場等に対する労働災害の防止 災害時（災害応急工事、危険有害物の漏えい防止等の保安措置） 災害後（災害復旧工事、操業再開等における労働災害防止） イ 被災地域の労働力の確保と雇用の確保
14 近畿地方整備局 (和歌山河川国道事務所)	ア 土木施設の整備と防災管理 イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ 被災土木施設の災害復旧

5－1 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 西日本旅客鉄道 株式会社和歌山支社 (橋本駅)	ア 輸送施設の設備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送対策 エ 被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話 株式会社和歌山支店	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
3 携帯電話各社	ア 電気通信施設の整備と防災管理 イ 災害時における緊急通話の取扱い ウ 被災施設の調査と災害復旧
4 日本銀行大阪支店	ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ 各種措置に関する広報
5 日本赤十字社 和歌山県支部	ア 災害における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ 義援金品の募集配布
6 日本放送協会 和歌山放送局	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
7 西日本高速道路株式 会社（関西支社）	ア 災害時における輸送路の確保 イ 有料道路の災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
8電源開発株式会社 西日本支社	ア ダム施設等の整備と防災管理 イ 被災施設の調査と災害復旧
9日本通運株式会社 和歌山支店	ア 災害時における緊急陸上輸送
10関西電力株式会社 (橋本営業所)	ア 災害時の電力供給 イ 被災施設の調査と災害復旧 ウ ダム施設等の整備と防災管理
11大阪ガス株式会社 南部事業本部和歌 山支社	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧

5－2 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1土地改良区	ア 土地改良施設の整備と防災管理 イ 農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧 ウ 農地湛水の防除施設の整備と活動
2私鉄機関	ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ 災害対策用物資の緊急輸送 ウ 災害時の応急輸送 エ 被災施設の調査と災害復旧
3バス機関	ア 災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
4輸送機関	ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ 災害時の応急輸送
5ガス機関	ア 災害時のガス供給 イ 被災施設の調査と災害復旧
6日本郵便株式会社 橋本支店	ア 災害時における事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び 援護対策の実施 イ 被災郵政業務施設の復旧 ウ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資 エ 民間災害救援隊に対する災害ボランティア、口座寄附金の公募・配 分に関すること
7株式会社和歌山放送	ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
8株式会社テレビ 和歌山	
9社団法人和歌山県 医師会（伊都医師会）	ア 災害時における医療救護の実施 イ 災害時における防疫の協力

6 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 病院等経営者	ア 避難施設の設備と避難訓練の実施 イ 被災時の病人等の収容保護 ウ 災害時における負傷者等の医療、助産救護
2 社会福祉施設の経営者	ア 避難施設の設備と避難訓練の実施 イ 災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	ア 避難施設の整備と避難訓練の実施 イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	ア 市本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ 被災農林漁業者に対する融資又は斡旋 エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ 飼料、肥料、その他資機材等の確保又は斡旋
5 商工会議所 商工業関係団体	ア 市本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ 救効用物資、復旧資機材の確保についての協力
6 金融機関	ア 被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア 安全管理の徹底 イ 危険物及び高圧ガス施設等

第3章 市域の災害環境・特性

地域防災の諸施策を講じる際には、市域における自然環境、社会環境の特性、並びに風水害等及び地震災害の前提条件等を十分に考慮して、実施する必要がある。

第1節 市域の自然環境

1 概況

本市は、和歌山県の東北端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、北は大阪府河内長野市、東は奈良県五條市、南は九度山町、高野町、西はかつらぎ町に接している。大阪市から約50km、和歌山市から約40kmの距離にあり、JR和歌山線と南海高野線、国道24号と国道371号がそれぞれ交差する交通の要衝である。

市域の面積は、130.24km²で中央を東西に紀の川が流れ、両岸に市街地、集落が線上に形成されている。北部は段丘・丘陵地帯で、大規模住宅開発が進められている。南部は紀伊半島の山地に連なる山々が紀の川に迫っており、農山村地帯となっている。

2 気候・気象

気候は、降水量が比較的少なく、瀬戸内式気候の特性を有しているが、紀の川河口部の和歌山市等と比較すると、内陸性気候の傾向がある。

本市における平成16年以降の気象概況は、次のとおりである。

表1-1 本市の気象概況

年度	気温(℃)			湿度(%)			風速(m/s)		風向	降水量(mm)		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	瞬間最大	最多	総量	日最大降水量	降雨日数
H.16	15.6	35.2	-3.7	70.8	99.9	12.3	1.6	32.5	西南西	1274.0	49.0	115.0
17	15.2	35.8	-5.1	74.7	99.9	11.7	1.8	20.7	西南西	1218.0	64.5	119.0
18	15.7	37.1	-4.7	75.5	99.9	18.3	1.6	21.2	西南西	1217.0	60.0	126.0
19	15.3	36.9	-3.7	73.6	99.9	19.5	1.6	14.4	西	1100.5	45.5	126.0
20	15.3	36.9	-5.0	73.8	99.9	18.9	1.5	17.1	西南西	1309.0	74.5	142.0
21	14.6	35.6	-5.0	69.1	99.9	15.6	1.5	20.2	東北東	1080.7	95.5	124.0
22	15.3	36.3	-5.2	64.3	99.9	12.5	1.4	20.7	東北東	1024.9	62.0	119.0
23	15.0	35.8	-5.4	故障により欠測			1.5	19.5	西南西	1829.0	108.0	139.0
24	15.0	36.4	-4.3	71.0	99.9	12.2	1.5	24.5	南西	1285.5	73.5	136.0
25	15.3	37.9	-7.4	75.5	99.9	11.8	2.0	24.0	東北東	1367.5	112.0	117.0
26	14.9	36.7	-7.4	74.7	99.9	12.7	1.5	23.4	東北東	1150.0	138.0	119.0
27	16.6	37.6	-3.6	78.3	98.9	12.0	1.6	25.1	東北東	1320.0	87.5	119.0

資料：市消防本部

3 地形・地質等

地形は、紀の川の支流沿いに低地がわずかに分布し、紀の川沿いは段丘が発達している。北部は、府県境に位置する和泉山脈と、それに続く丘陵地であり、南部は紀伊山地に連なっている。

地質を特徴づけているものは、紀の川沿いに東西にのびる中央構造線であり、本市域では、紀の川の北側、和泉山脈の山麓部あたりを東西に伸びており、中央構造線の北側は、中生代の和泉層群、南側は第四紀洪積世の菖蒲谷層である。また、紀の川の南側は、三波川帯と呼ばれる中生代の結晶片岩であり、さらに、本市南部の山地は、四万十累帯に属する中生代の日高川層群となっている。

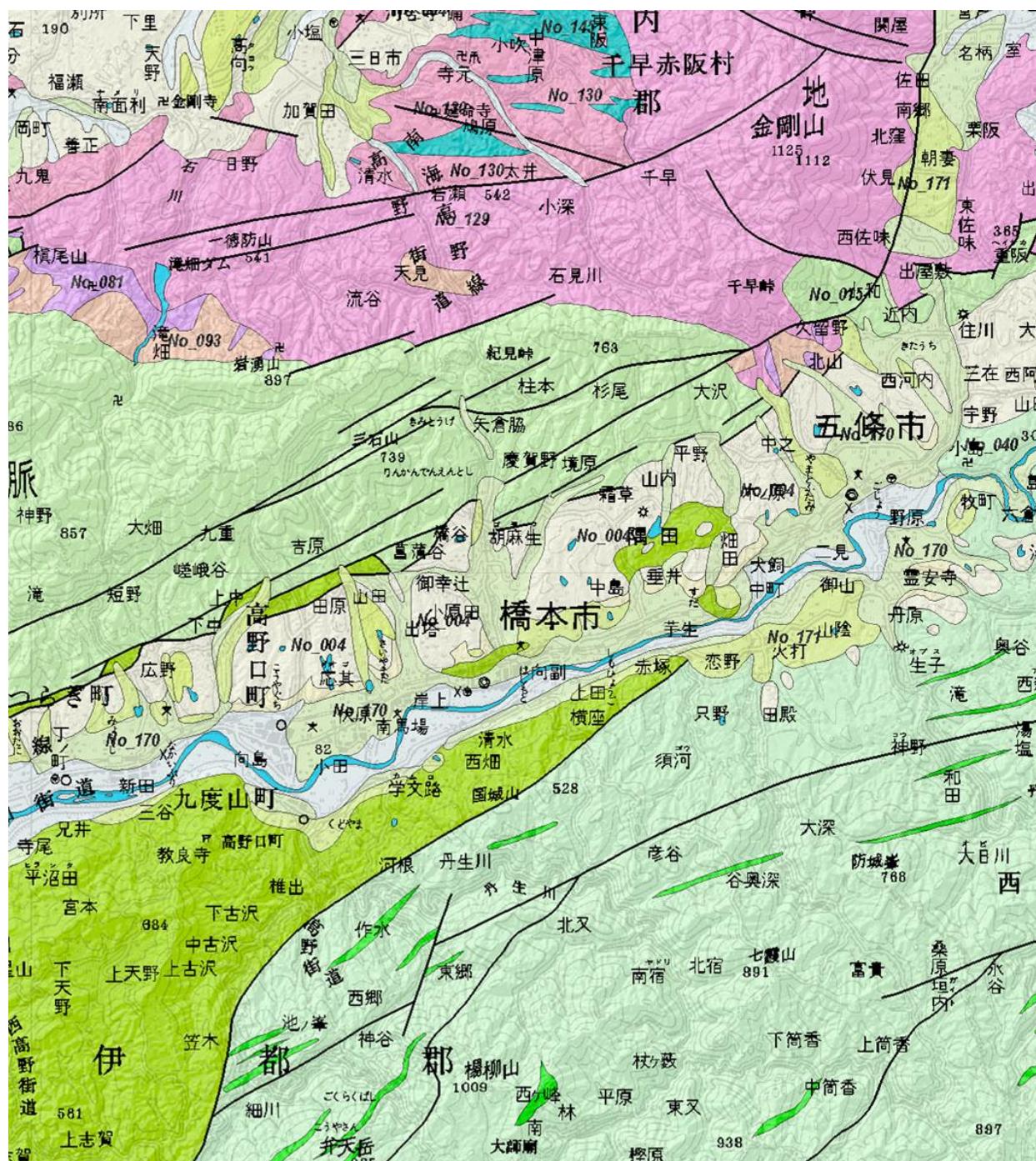


図1-1 地形・地質図

第2節 市域の社会環境

1 沿革

本市一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代に既に人が住んでおり、また、大和街道と高野街道とが交差する地点として発達してきた。特に、中世の高野山の興隆とともに、人の往来が増加したために、宿場町として栄えた。

近世では、これらの街道の要衝として、また、紀の川の陸揚げ場として物産の集散地となり、商業機能が大いに発達した。また、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んで、後の織維業の基盤となった。

1955年(昭和30年)には橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村(1954年(昭和29年)、恋野村と合併)・学文路村の6町村が合併し、旧橋本市が発足し、また、同年に、旧高野口町と信太村、応其村が合併し、旧高野口町が発足した。そして、その後、2006年(平成18年3月1日)に旧橋本市と旧高野口町が合併し、現在の橋本市が誕生した。

2 交通

鉄道交通では、南北方向に南海高野線が大阪方面と高野山とを結び、東西方向にはJR和歌山線が和歌山市と奈良方面とを結び、橋本駅ではこの2本の鉄道が交差している。道路交通では、国道24号が西は和歌山市、東は奈良県五條市から京都市と連絡している。また、大阪府と高野山方面を結ぶ国道371号や国道370号などの国道が地域の幹線道路となっている。現在、紀の川右岸を東西に通る京奈和自動車道の内、橋本市区間が完成し、供用開始されている。さらには南北軸として国道371号バイパスの供用が開始され、大阪府との府県間交通軸として整備が進められている。

また、本市の鉄道網はJR和歌山線、南海高野線がある。JR和歌山線は国道24号に沿う形で紀の川沿いを東西に走っており、南海高野線は国道371号及び国道370号に沿う形で南北に走っている。本市に位置する鉄道駅はJR和歌山線が5駅、南海高野線が6駅の計11駅となっている。

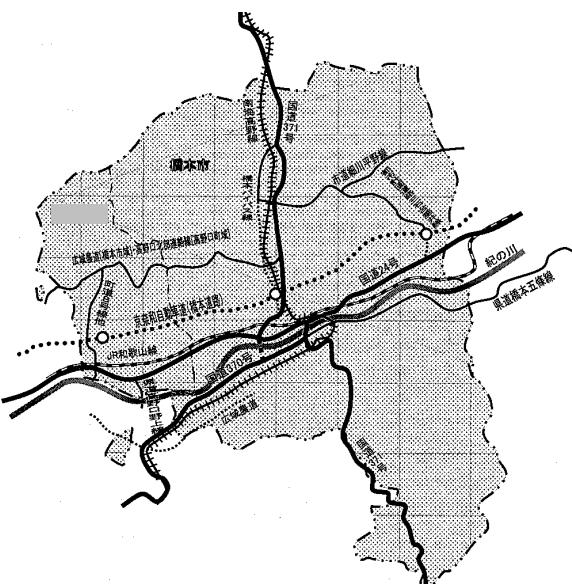


図1-2 本市内の主要交通網

3 人口

(1) 総人口

本市は、1975年(昭和50年)代後半からの宅地開発によって人口増加を続けてきたが、近年では増加スピードが鈍化し、2016年(平成28年)12月現在、人口は64,396人、世帯数27,013世帯となっている。

しかし、これまで人口増加をリードしてきた住宅開発による転入が落ち着きつつあり、最近では横ばい傾向から、緩やかであるが減少傾向にある。

(2) 年齢階層別人口

平成27年により、本市の人口を年齢階層別に見ると、0~14歳人口の割合は12.2%、65歳以上人口の割合は29.1%で、全国平均と比較すると、前者の割合はほぼ同じ、後者の割合はやや高くなっている。また、過去の傾向をみると、65歳以上人口の割合は、概ね、全国平均と同様の上昇率を示している。

(3) 昼夜間人口

夜間人口を100とした時の、昼間の人口の指數(昼夜間人口比)をみると、本市は84.1となっている。これは、南海高野線とJR和歌山線の2本の鉄道があり、他府県、他市町村への通勤、通学における利便性が高く、大阪の衛星都市的性格が強いといった条件を反映して、昼間人口の夜間人口に対する比率が低いものと思われる。

4 地域産業

(1) 地場産業

本市の主な産業には、柿や巨峰を中心とする果樹栽培、和歌山県内の約50%を占める養鶏業(採卵)、全国シェアの90%以上を占め、県の伝統的工芸品第一号に指定されている「紀州へら竿」等がある。また、柿の葉でサバや鮭の押しづしを包んだ「柿の葉すし」は、関西では有名な郷土料理として本市の特産品になっている。

さらに、パイル織物産業も盛んで、独特の格調高い光沢と風合いを持った高品質なパイル織物は、世界中で衣料品をはじめ、寝装用品、カー用品、インテリア用品等様々な分野で活用されている。

産業別に事業所数・従業者数をみると、「卸売・小売業」「サービス業」の比率が高く、次いで「製造業」「建設業」の順となっている。

事業所数・従業者数の平成21年から平成24年までの推移をみると、事業所数は2,844事業所から2,619事業所(8.6%減)、従業者数は20,736人から18,037人(13.0%減)といずれも減少している。

(2) 工業

製造業(従業員4人以上の事業所)の事業所数・従業員数・製造品出荷額等の平成21年から平成24年までの推移をみると、事業所数は116事業所から108事業所(6.9%減)、従業員数は、1,522人から1,418人(6.8%減)と

減少しているものの、製造品出荷額等は、20,202百万円から20,808百万円（2.9%増）と増加している。

（3）商業

ア 卸売業の動向

卸売業の商店数・商品販売額の平成19年から26年までの推移をみると、商店数は92店から82店（10.9%減）と減少しているものの、商品販売額は10,746百万円から23,209百万円（116.0%増）と増加している。

イ 小売業の動向

小売業の商店数・商品販売額の平成19年から平成26年までの推移をみると、商店数は665店から459店（31.0%減）、商品販売額は58,810百万円から54,003百万円（8.2%減）といずれも減少している。なお、大型小売店（店舗面積1,000m²超）については、12店舗が立地しており、国道24号や国道371号といった幹線道路沿いに多く立地し、南海高野線林間田園都市駅周辺に2店舗が立地している。

（4）農林業

農家数及び林業就業者数の変化をみると減少傾向であり、農家数では、特に兼業農家の比率が高くなっている。経営規則別の農家数は、1ha未満が80.5%を占めている。品目別の農業粗生産額をみると、果樹（特に柿）の比率が高く、また、畜産（特に養鶏）の比率も高くなっている。

（5）観光

本市には、文化財・史跡等歴史的資源が多く、また、国定公園（金剛生駒紀泉国定公園）と県立自然公園（高野山町石道玉川峡県立自然公園）を有する等、良好な自然に恵まれた環境といえる。歴史ある祭りや社寺参詣のほか、運動公園やゴルフ場等のスポーツ施設、新緑や紅葉の季節には、自然とのふれあいを楽しむハイキング等で、多くの観光客が訪れている。また、観光客入込数については、平成20年から平成22年までは増加したものの、平成23年は減少となっている。

5 公共施設

本市の主な公共施設として、国道24号沿いに市役所本庁があり、その周辺に主要な官庁施設が立地している。

病床数300床の市民病院は、小峰台の地に2004年（平成16年）に新しく開院し、また、消防署は、市役所近くと、小峰台に2011年（平成23年）に開署し、1本部2署で有事に備えている。地域の生涯教育の拠点として、中央公民館と8つの地区公民館、また、市域に小学校が17校、中学校が9校（いずれも県立・私立学校を含む。）開校している。2016年（平成28年）4月には、橋本中学校、西部中学校、学文路中学校の3校が統合され、橋本中央中学校が開設された。

6 土地利用

市域の中央部を東西に紀の川が流れ、この河岸段丘に沿って市街地、集落地が線状に形成されている。また、北部丘陵では大規模住宅開発が進み、新市街地が形成されている。市域（130.31km²）のうち、森林が約59.1%、農地が約12.2%、宅地が約7.6%を占めている。

第3節 風水害被害事例と計画の前提条件

橋本市史によると、数多くの台風、豪雨の記録が示されており、全国的に多雨地帯として知られる大台ヶ原に水源を発する紀の川の水害が、災害の多くを占めている。

1 風水害の被害事例

1934年（昭和9年）9月の室戸台風、1945年（昭和20年）9月の枕崎台風、1959年（昭和34年）9月の伊勢湾台風は、死者3,000人以上の被害をもたらし、昭和の三大台風として歴史に残る台風となった。

近年では、台風によってもたらされた過去の被害を教訓とし、気象予報のあり方、河川改修や下水道事業の推進、水防体制の整備等に活かされてきており、台風による被害は、以前に比べ、減少している。

しかし、伊勢湾台風を例にとると、そのエネルギーは180発の水爆を同時に爆発させたのと同じ程度のものであるという計算結果も出ており、日頃の無防備な状態では、一旦災害が発生した場合、深刻な事態を招く可能性が高い。

今後も、予報技術、土木技術の向上、防災設備・避難体制の充実、河川に対する防災関連工事の進展等によって、被害の一層の軽減を図る必要がある。

（1）台風災害

ア 伊勢湾台風

1959年（昭和34年）9月21日、マリアナ群島東方海上で発生した熱帯低気圧は、翌22日には台風となり、26日午後6時15分頃、潮岬の西方に上陸、潮岬の最低気圧は929ヘクトパスカルと、我が国に上陸した台風の中でも有数の記録であった。上陸後、本県東南山岳部を通り、奈良、三重、岐阜を横断し、各地に大きな被害を与えるながら、日本海に抜けている。

紀の川の源流である大台ヶ原では、500mmを越す雨量が観測され、紀の川の最高水位は7.4mにも達し、御殿橋上を溢水し、旧橋本市地区に流れ込み、市街地は大規模な浸水を受けるに至った。

本市における被害状況は、人的被害は軽傷16名と比較的少ないが、家屋の全壊23戸、同流出28戸、同半壊145戸、床上浸水859戸、床下浸水396戸におよび、この災害において、本市は災害救助法の適用を受けている。

イ 第二室戸台風

1961年（昭和36年）9月8日、マーシャル群島に発生した第二室戸台風は、16日午前9時室戸岬に接近、紀伊水道を本県沿いに北上、午後1時30分に阪神地方に上陸、福井、石川、富山の各県を通り、日本海に抜けた。

本県は、16日未明より暴風雨圏内に入り、長時間にわたり暴風雨下にさらされたため、建築物の倒壊浸水、送電の停止、電話線の切断、交通機関の途絶等の多大な被害が見られたことと、満潮時と重なったために高潮の襲来があり、甚大な被害をもたらしている。なお、この台風における紀の川の最高水位は、橋本で4.26m、本市における被害状況は、人的被害はなかったものの、家屋の全壊16戸、同半壊98戸、床下浸水戸数61戸におよんだ。

ウ 1998年（平成10年）台風第7号

中型で強い台風が、平成10年9月22日、九州の南海上から四国沖を北東へ進み、午後1時過ぎ和歌山県中部（御坊市付近）に上陸、午後2時35分頃本市を襲い、最大20.1m/s、瞬間最大風速48.1m/s（西南西）の暴風域に巻き込まれ、その後、彦根市付近から北陸地方へと進んだ。本市民も過去に経験したことのない台風により甚大な被害を被った。台風による本市の被害状況は、人的被害が、重傷1人・軽傷6人、住家被害は、全壊2棟・半壊57棟・損壊2,410棟、床下浸水12棟におよんだ。また山林・果樹等の農林産物も大きな被害を被った。

(2) 集中豪雨

比較的、最近の災害事例として、1995年（平成7年）7月の集中豪雨の概要を示す。1995年（平成7年）7月4日午前6時45分に和歌山県全域に、大雨洪水警報が出され、午前7時頃には災害対策本部事務局職員が、順次事務に就き、午前7時50分警戒体制職員呼集、午前8時30分災害対策本部が設置されている。

午前9時00分橋本方面に対する避難勧告、午後3時30分慶賀野方面の避難勧告を行う等の状況であった。同日午後8時05分に災害対策本部を解散した。被害状況は、床上浸水50戸、床下浸水150戸におよんだ。

(3) 紀の川の氾濫

紀の川は、日本最多雨地帯でも知られる大台ヶ原に発し、中央構造線に沿って紀伊半島の中部を貫流し、和歌山市において紀伊水道に注いでいる。流域は、上流部は奈良県、下流部は和歌山県の2県にまたがり、流域面積は1,660km²、幹川流路長は約136kmである。

紀の川の治水対策は、江戸時代以降になって徐々に取り組まれてきたが、昔から一夜にして、様相が変わってしまうような氾濫も幾度となく発生しており、常に自然の脅威を秘めているところである。

近年、河川改修が進んだことにより、紀の川本川の洪水被害は減少しつつあるが、国土交通省近畿地方整備局では、橋本地点上流域で100年に1回生起する可能性のある規模相当の大雨が降れば、極めて大きな被害をもたらすと予測している。

2 風水害計画の前提条件

(1) 台風被害想定

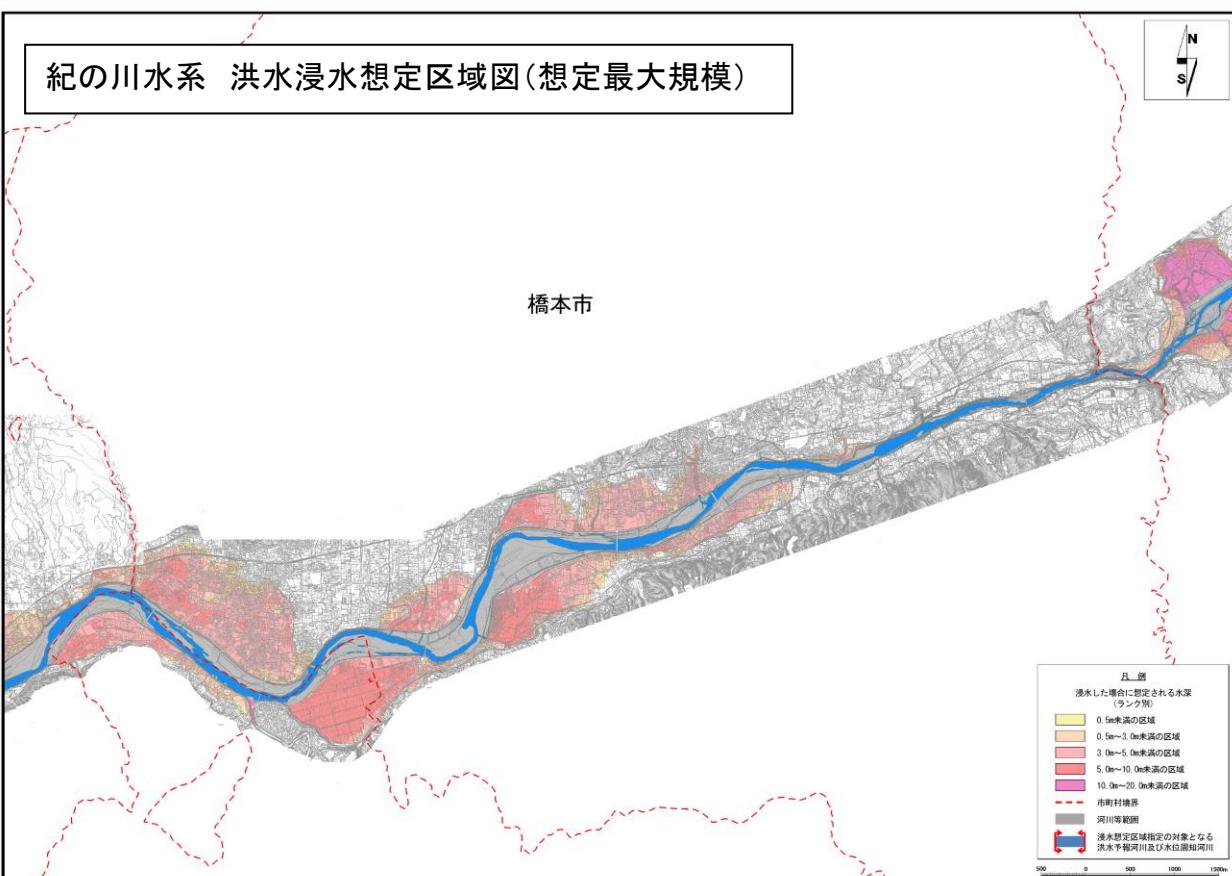
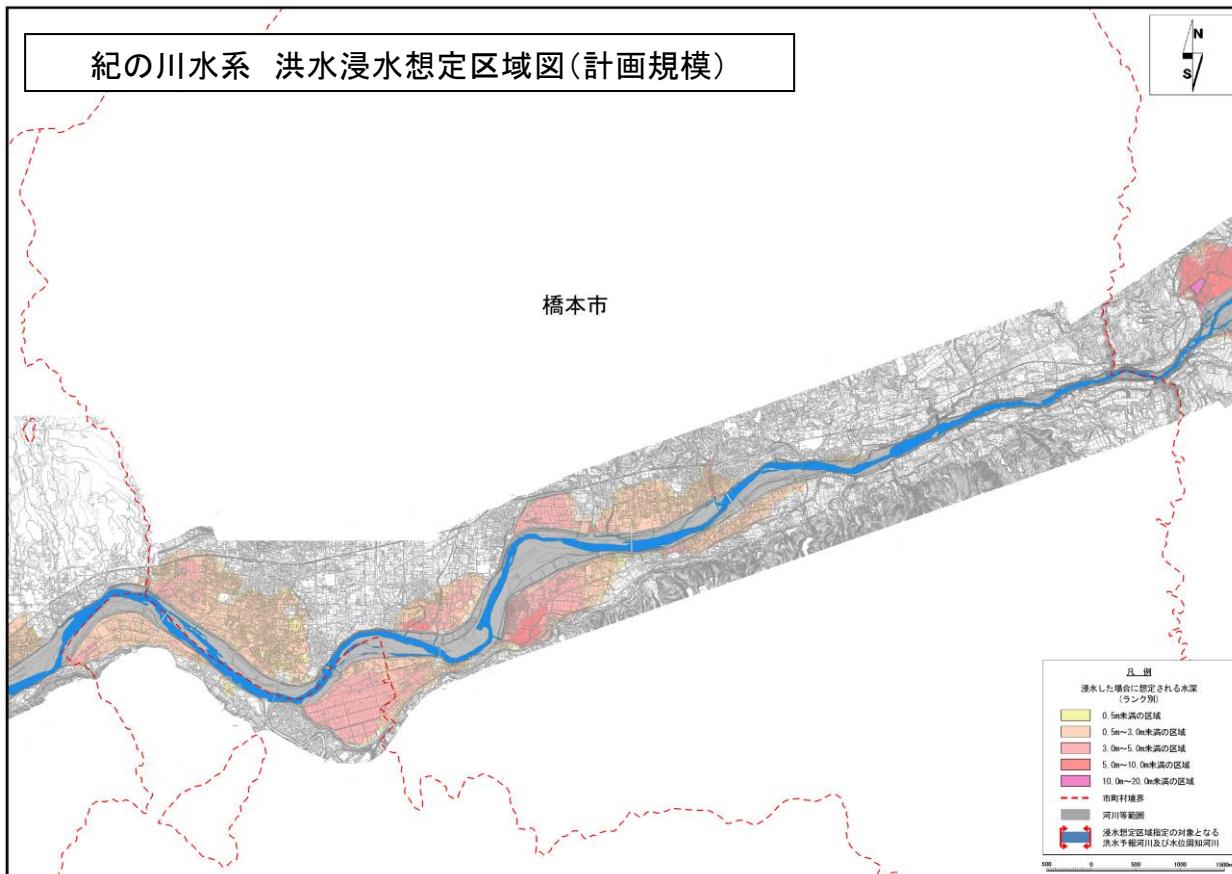
この計画策定のための災害想定規模は、台風によるものについては、1959年（昭和34年）9月21日の伊勢湾台風を想定するものとし、水害及びその他災害（地震・火災は除く）についても、伊勢湾台風の災害を想定するものとする。

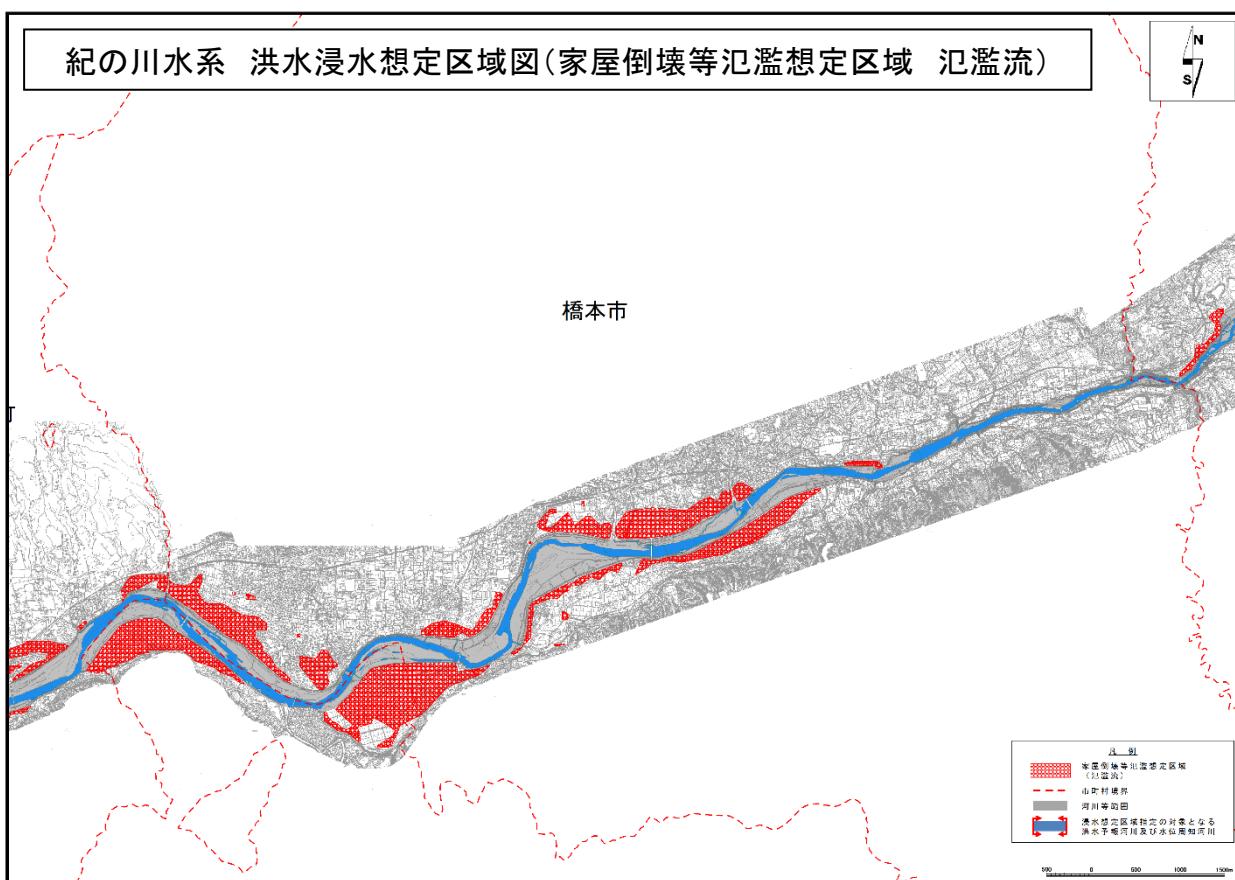
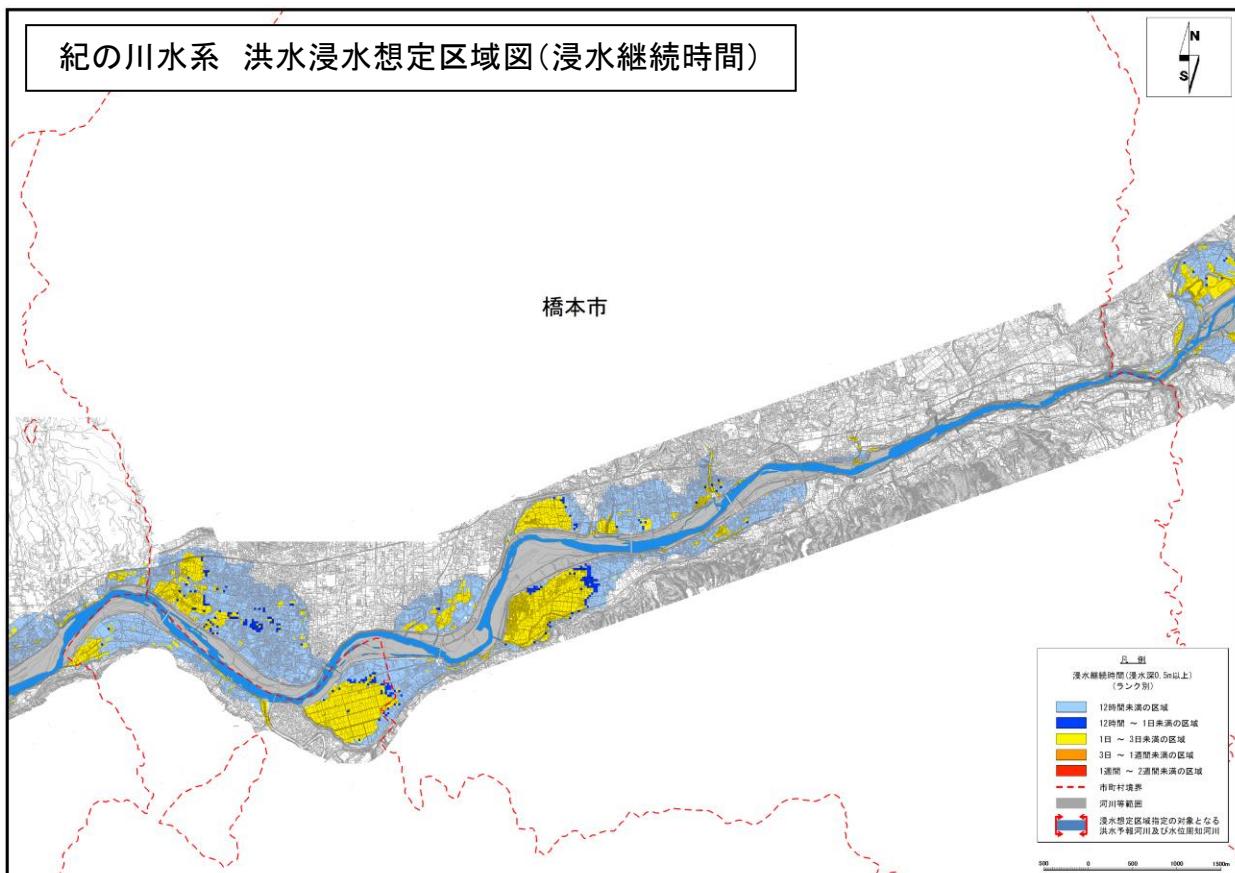
(2) 紀の川氾濫被害シミュレーション結果

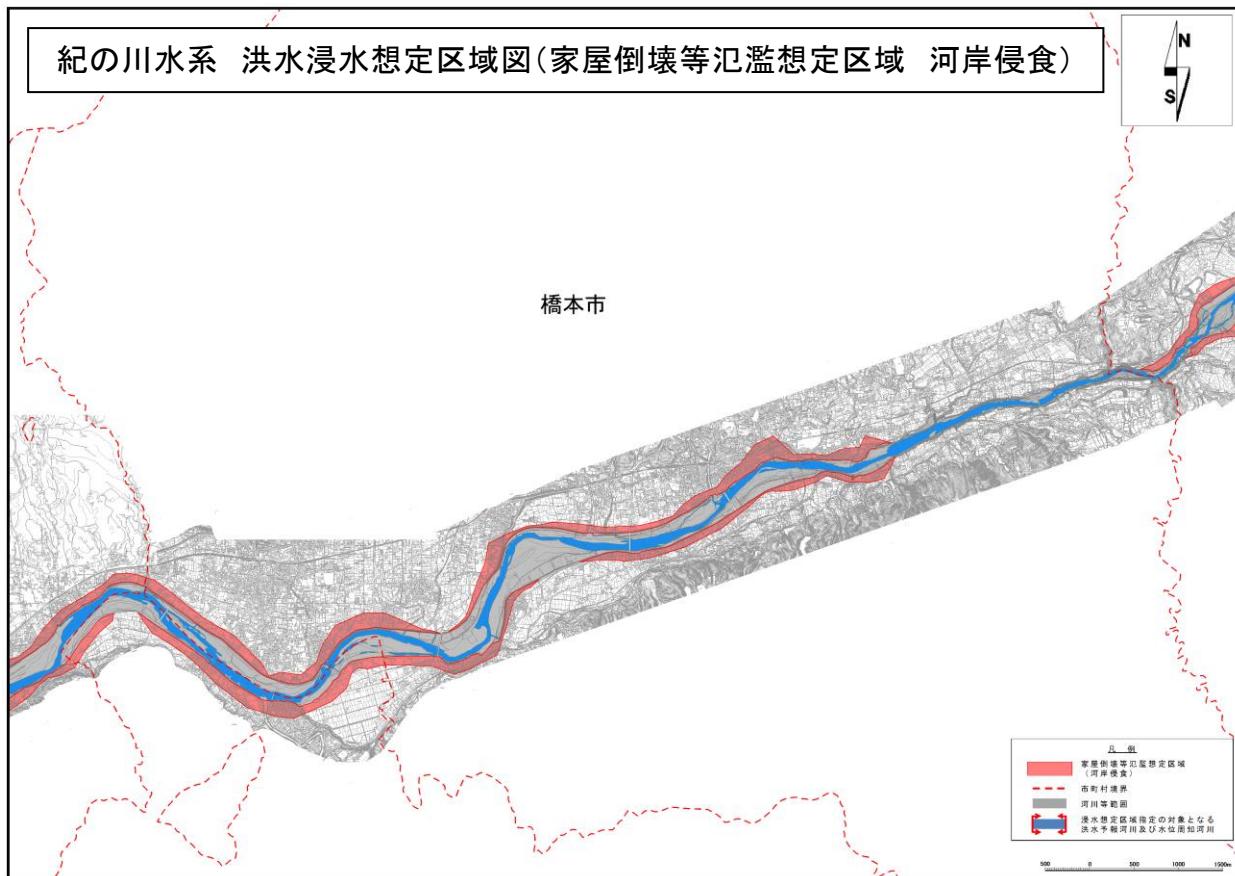
平成27年に水防法が改正され、国土交通省近畿地方整備局は、2016年（平成28年）6月14日に「洪水浸水想定区域図」を見直した。

今回の見直しでは洪水浸水想定区域の前提となる降雨を従前の河川整備の基本となる計画降雨である橋本地点上流域の2日間の総雨量484mmと船戸地点上流域の2日間の総雨量440mmから想定最大規模の降雨である橋本地点上流域の2日間の総雨量678mmと船戸地点上流域の2日間の総雨量565mmに変更された。

また、想定最大規模洪水により浸水が想定される区域と深さに加え、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域も公表された。







出典：国土交通省 近畿地方整備局

(3) 計画の前提条件

前述のように被害状況を見ると、本市の風水害等の被害（1998年（平成10年）台風7号除く）は、紀の川及びその支流における河川水位の上昇と越流による浸水被害が中心であることから、計画の前提条件としては、旧市街地及び河川沿いの沖積低地全体が、浸水等の被害を受けることを想定する。

第4節 地震被害想定と計画の前提条件

本市では、過去あまり大きな地震は発生していないが、和歌山県が実施した地震被害のシミュレーション結果を踏まえ、地震災害に備える計画の前提条件とする。

1 地震等の災害歴

和歌山県における地震は、南海道地震などの海底で生じる地震と内陸部での地震がある。海底での地震は、宝永地震（1707年）、安政南海地震（1854年）、昭和東南海地震（1944年）、昭和南海道地震（1946年）等があり、マグニチュード7～8クラスの大地震が見られ、津波被害も多く生じている。

内陸部の地震は、中央構造線などの断層によるもので、1899年の紀伊大和地震（マグニチュード7.0）、1948年の地震（マグニチュード6.7）が近年の大きな地震である。

2 地震被害予測における予測条件

（1）想定地震

和歌山県では、県下に大きな影響を及ぼす地震として、①東海・東南海・南海3連動地震、②南海トラフ巨大地震、③和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震、④田辺市付近直下を震源とする地震を想定し、被害予測を実施してきた。ここで、④の田辺市付近の直下を震源とする地震は、調査結果では、本市にとって影響は小さいことから、被害想定の対象から外し、① 東海・東南海・南海3連動地震、②南海トラフ巨大地震と、③和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震の3つの地震を想定した。

（2）季節、時刻等

季節や時刻が異なると地震被害の様相が異なる。地震火災は、火気器具の使用が多い冬季や夕刻等に多く、地震の揺れによる人的被害は木造建物内に人が多い時間帯に多くなる傾向がある。一方、夏季に地震が発生した場合等には、観光客等の入り込み人口を捉えておく必要がある。

このため、被害予測の想定時間帯は、このような人々の生活行動が反映できるよう、東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震については、①夏の12時の風速4m/秒、②冬の18時の風速8m/秒、③冬の18時の風速4m/秒、④冬の2時の風速4m/秒の場合の4ケースを想定し、中央構造線による地震については、①冬の5時、②夏の12時および③冬の18時の3ケースを設定している。

表1－2 地震被害の想定条件

東海・東南海・南海3連動地震および南海トラフ巨大地震の場合

地震	季節	時刻	風速
東海・東南海・ 南海3連動地震	夏	12時	4m
	冬	18時	4m
	冬	18時	8m
	冬	2時	4m

地震	季節	時刻	風速
南海トラフ巨大地震	夏	12時	4m
	冬	18時	4m
	冬	18時	8m
	冬	2時	4m

中央構造線による地震の場合

季節	時刻	摘要～特徴
冬	午前5時	1995年（平成7年）兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）と同じ条件 ～多くの人が住宅に居り、建物倒壊による人的被害が多くなる
夏	正午	観光客が最も多くなる条件 ～勤務地・就学地での人口が多い
冬	午後6時	最も火災の危険性が高くなる条件 ～通勤者等の移動中の人が多い

3 想定地震断層モデル

(1) 東海・東南海・南海3連動地震の設定

過去に繰り返し発生してきた東海・東南海・南海地震の再来を想定している。東海・東南海・南海3連動地震の断層モデルは、2003年に中央防災会議で検討された断層モデルを用いている。東海・東南海・南海3連動地震の震源域が、ほぼ同時に地震を発生させた例としては、1707年の宝永地震が挙げられる。宝永地震は、2011年（平成23年）の東日本大震災の発生までは日本の歴史上最も規模の大きい地震であり、マグニチュード8.6であったと推定されている。東海・東南海・南海3連動地震はこれと同様にマグニチュード8.7の規模の地震を想定している。

(2) 南海トラフ巨大地震の設定

過去に明確な記録が残る時代の中では、その発生が確認されていない地震で、最新の科学的知見に基づく最大クラスのもので、「千年に一度あるいは、それよりもっと低い頻度で発生する」と推定されている。マグニチュードは9.1とされる。

(3) 中央構造線による地震の設定

中央構造線断層帯における和泉山脈南縁一紀淡海峡で、地震が発生した場合を想定している。地震調査研究推進本部の調査から、この区間で地震が発生した場合に推定される気象庁マグニチュードは8.0、モーメントマグニチュード7.4~7.9とされる。本想定地震において想定された断層の長さは80km、断層面の幅は20kmである。

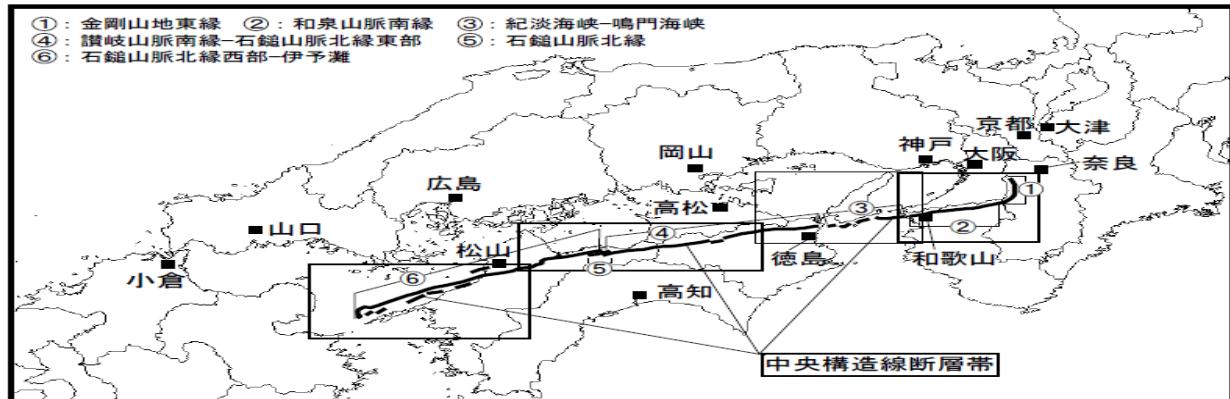


図1-4 中央構造線断層帯の概略の位置図

①：金剛山地東縁 ②：和泉山脈南縁 ③：紀淡海峡一鳴門海峡 ④：讃岐山脈南縁一石鎚山脈北縁東部
⑤：石鎚山脈北縁 ⑥：石鎚山脈北縁西部一伊予灘

(4) 地震被害の想定条件

地震被害の想定地震は、次の3地震であり、また想定条件は次の4ケースである。

表1-3 地震被害の想定地震

	①東海・東南海・南海3連動地震	②南海トラフ巨大地震	③中央構造線による地震	
地震の規模 (Mw)	8.7	9.1	金剛山地東縁 6.9	和泉山脈南縁 7.6~7.7
震源断層の位置	南海トラフ (静岡県～高知県)	南海トラフ (静岡県～宮崎県)	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）	
震源断層の深さ	約10～30km	約10～40km	4～14km	
概要	海溝型の巨大地震である東海地震、東南海地震、南海地震の同時発生を想定	駿河湾～日向灘に広がる南海トラフにおける巨大地震を想定	中央構造線断層帯のうち、和歌山県への影響が大きい区間での地震発生を想定	

4 地震被害の予測結果

(1) 被害予測結果の概要

ア 東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震

東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表1-4 東海・東南海・南海3連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される市内の被害数量

想 定 地 震		東海・東南海・南海 3 連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)
前 提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上 の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上 の揺れを予測
建 物 被 害	総棟数	26,400 棟	26,400 棟
	全壊・焼失棟数	26 棟	450 棟
	揺れ等	24 棟	440 棟
	焼失	2 棟	8 棟
人 的 被 害	半壊棟数	310 棟	2,500 棟
	人口	63,200 人	63,200 人
	死者数	0 人	24 人
	建物倒壊（震動）	0 人	23 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	0 人	2 人
	火災	0 人	0 人
	負傷者数（重傷）	1 人	36 人
	建物倒壊（震動）	1 人	35 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	0 人	1 人
	火災	0 人	0 人
交 通 施 設 被 害 (道 路)	負傷者数（軽傷者）	49 人	470 人
	建物倒壊（震動）	49 人	470 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	0 人	1 人
	火災	0 人	0 人
	閉込者数	0 人	15 人
	対象道路延長 (km)	92km	92km
	地震被害箇所数	5 箇所	8 箇所
	揺れ（震度）の大きな区間 (km)		
	震度7	0km	0km
	震度6強	0km	5km
	震度6弱	7km	82km
	液状化危険度大の区間 (km)		
	P L 値 15~30	0km	13km
	P L 値 30~	0km	0km

※揺れ等は、液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数である。

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

想 定 地 震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上 の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上 の揺れを予測
交通輸送施設被害 (鉄道)	対象路線延長(km)	26km	26km
	地震被害箇所数	28箇所	52箇所
	揺れ(震度)の大きな区間		
		震度7 ○箇所	○箇所
		震度6強 ○箇所	2箇所
	液状化危険大の区間	震度6弱 2箇所	22箇所
		P L 値 15~30 ○	4
		P L 値 30~ ○	○
	ヘリコプター発着予定地数	17箇所	17箇所
	揺れ(震度)の大きな箇所		
		震度7 ○箇所	○箇所
		震度6強 ○箇所	5箇所
	液状化危険度大の箇所	震度6弱 1箇所	11箇所
		P L 値 15~30 ○	6
		P L 値 30~ ○	○
生活支援 (ライフライン施設)	上水道人口	66,000人	66,000人
	上水道管延長(km)	511.5km	511.5km
	上水道管被害箇所数	110箇所	480箇所
	断水人口	(発災直後) 40,400人	62,700人
		(1日後) 21,900人	49,600人
		(1週間後) 11,000人	24,800人
		(1ヶ月後) ○人	○人
	下水道人口	40,000人	40,000人
	支障人口	(発災直後) ○人	330人
		(1日後) ○人	290人
		(1週間後) ○人	57人
		(1ヶ月後) ○人	○人
	電力需要家軒数	26,400軒	26,400軒
	停電軒数	(発災直後) 123,300(和歌山県全域)軒	339,100(和歌山県全域)軒
		(1日後) ○軒	26,000軒
		(1週間後) ○軒	○軒
		(1ヶ月後) ○軒	○軒

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

第1編 基本計画編 第1部 総則
第3章 市域の災害環境・特性 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想 定 地 震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上 の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6強以上 の揺れを予測
生活支障 (ライフライン施設)	固定電話回線数	13,700回線	13,700回線
	固定電話・不通回線数(発災直後)	310回線	13,700回線
	固定電話・不通回線数(1日後)	310回線	13,700回線
	固定電話・不通回線数(1週間後)	97回線	150回線
	固定電話・不通回線数(1ヶ月後)	0回線	0回線
	携帯電話・不通ランク(注)		
	携帯電話・不通ランク(発災直後)	—	A
	携帯電話・不通ランク(1日後)	—	A
	携帯電話・不通ランク(1週間後)	—	—
	携帯電話・不通ランク(1ヶ月後)	—	—
避難者 (生活支障)・帰宅困難者 (生活支障)	発災時人口	55,900人	55,900人
	避難者総数	(1日後)	52人
		(1週間後)	5,600人
		(1ヶ月後)	2,800人
	うち避難所に避難する者	(1日後)	32人
		(1週間後)	2,800人
		(1ヶ月後)	840人
	避難所外生活者	(1日後)	21人
		(1週間後)	2,800人
		(1ヶ月後)	2,000人
	帰宅者総数		47,100人
	域内帰宅者		31,700人
	域外帰宅者総数		15,400人
	鉄道・バス利用者		2,200人
	自動車・二輪車利用者		11,700人
	自転車利用者・徒歩		1,600人
	徒步代替者		3,300人
	帰宅困難者数		10,500人

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

(注) 携帯電話不通ランク

A : 非常につながりにくい

B : つながりにくい

C : ややつながりにくい

— : 被害なし

第1編 基本計画編 第1部 総則
第3章 市域の災害環境・特性 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想 定 地 震		東海・東南海・南海3連動地震 (Mw8.7)	南海トラフ巨大地震 (Mw9.1)
前 提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で 最大震度6弱以上 の揺れを予測	
必 要 物 資	1日後～3日後（3日間）		
	避難所避難者数	32人	490人
	食料（食/3日間）	340食	5,300食
	飲料水（リットル/3日間）	196,400ℓ	445,600ℓ
	4日後～7日後（4日間）		
	避難所避難者数	2,800人	3,500人
	食料（食/4日間）	39,900食	50,100食
	飲料水（リットル/4日間）	229,100ℓ	519,800ℓ
	毛布（枚）	5,600枚	7,000枚
	病院数（橋本保健・医療圈域）	6施設	6施設
医 療 機 能	要転院者数	0人	0人
	供給数	227	209
	新規入院発生数 (重傷者・病院内死者)	1人	66人
	新規外来患者発生数 (軽傷者)	82人	770人
	重量(t)	2,100t	41,000t
災 害 廃棄 物	可燃物	560t	11,000t
	不燃物	1,600t	31,000t
	体積(m³)	2,100m³	39,000m³
	可燃物	1,000m³	19,000m³
	不燃物	1,100m³	21,000m³

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

※各項目の数値については①夏の12時の風速4m/秒②冬の18時の風速8m/秒③冬の18時の風速4m/秒④冬の2時の風速4m/秒のうち被害が最大となる数値を記載。

①夏の12時の風速4m/秒では避難者数、必要物資数の数値が最大となる。③冬の18時の風速4m/秒では建物被害、人的被害、下水道被害、電力施設被害、通信施設被害、都市ガス施設被害、災害廃棄物の数値が最大となる。その他の項目については季節・時刻等での増減はない。

イ 中央構造線による地震

中央構造線による地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表1－5 中央構造線による地震で想定される市内の被害数量

想 定 地 震		中央構造線地震 (M8.0)					
前 提	震度予想	橋本市紀の川沿い低地で震度7。大阪府近隣地域で震度6強以上の揺れを予測					
	季節及び時間	冬5時		夏12時		冬18時	
区 分		橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区
建 物 被 害	全壊・焼失数	1,955 棟	1,387 棟	1,973 棟	1,388 棟	2,064 棟	1,428 棟
	揺れ	1,871 棟	1,343 棟	1,871 棟	1,343 棟	1,871 棟	1,343 棟
	液状化	37 棟	17 棟	37 棟	17 棟	37 棟	17 棟
	崖崩れ	31 棟	5 棟	31 棟	5 棟	31 棟	5 棟
	火災	20 棟	30 棟	40 棟	30 棟	141 棟	77 棟
人 的 被 害	死者数 ^(注)	113 人	83 人	63 人	47 人	85 人	61 人
	建物倒壊	110 人	83 人	60 人	47 人	81 人	60 人
	崖崩れ	3 人	0 人	3 人	0 人	3 人	0 人
	火災	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	1 人
	負傷者数	764(124) 人	261(67) 人	505(73) 人	197(41) 人	583(92) 人	215(51) 人
ラ イ フ ラ イ ン 被 害	建物倒壊（重傷）	758(121) 人	258(67) 人	499(71) 人	194(40) 人	566(87) 人	207(49) 人
	崖崩れ（重傷）	4(2) 人	1(0) 人	3(2) 人	1(0) 人	3(2) 人	1(0) 人
	火災（重傷）	3(1) 人	2(0) 人	3(1) 人	2(1) 人	14(4) 人	8(2) 人
	要救助者数	584 人	279 人	427 人	196 人	459 人	217 人
	建物倒壊	516 人	272 人	375 人	190 人	405 人	211 人
交 通 輸 送 施 設 被 害	崖崩れ	68 人	7 人	52 人	6 人	54 人	6 人
	上水道被害(箇所数)	147 箇所	63 箇所				
	下水道被害(箇所数)	257 箇所	112 箇所				
	プロパンガス被害(戸数)	2,504 戸	925 戸				
	電気被害(電柱本数)	69 本	29 本	75 本	29 本	95 本	46 本
架空電線被害延長		3 km	1 km	3 km	1 km	4 km	2 km
電話被害(電柱本数)		86 本	13 本	96 本	13 本	109 本	20 本
架空電話線被害延長		4 km	0 km	4 km	0 km	5 km	1 km
鉄道施設被害	道路施設(箇所数)	30 箇所	2 箇所				
	橋梁被害	21 箇所	1 箇所				
	トンネル被害	0 箇所	0 箇所				
	盛土被害	6 箇所	0 箇所				
	切土・斜面被害	3 箇所	0 箇所				
鉄道施設被害	鉄道施設(箇所数)	29 箇所	7 箇所				
	橋梁被害	20 箇所	4 箇所				
	トンネル被害	0 箇所	0 箇所				
	盛土被害(km)	5 箇所	3 箇所				
	切土・斜面被害(km)	4 箇所	1 箇所				

第1編 基本計画編 第1部 総則
第3章 市域の災害環境・特性 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想定地震		中央構造線地震(M8.0)						
前提	震度予想	橋本市紀の川沿い低地で震度7。大阪府近隣地域で震度6強以上の揺れを予測						
	季節及び時間	冬5時		夏12時		冬18時		
区分	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	
交通輸送施設被害	鉄道施設(箇所数)	29 箇所	7 箇所					
	橋梁被害	20 箇所	4 箇所					
	トンネル被害	0 箇所	0 箇所					
	盛土被害(km)	5 箇所	3 箇所					
	切土・斜面被害(km)	4 箇所	1 箇所					
生活支援(ライ	ブロック塀の被害(件)	4,567 件	2,055 件					
	被害率	54.1 %	73.3 %					
	石塀の被害(件)	1,064 件	363 件					
	被害率	97.2 %	99.9 %					
生活支援(ライ	上水道施設供給支障	地震直後		地震1日後		地震1週間後		
	断水人口	45,994 人	13,626 人	31,032 人	9,473 人	22,997 人	6,813 人	
	断水率	87.2 %	89.0 %	58.8 %	61.9 %	43.6 %	44.5 %	
	下水道施設処理区域人口	8,972 人	2,713 人					
	処理支障人口	374 人	149 人					
フライング施設	支障率	4.2 %	5.5 %					
	停電人口	冬5時		夏12時		冬18時		
	停電人口(地震直後)	55,071 人	15,398 人	55,071 人	15,398 人	55,071 人	15,398 人	
	停電人口(1日後)	24,200 人	15,398 人	24,417 人	15,398 人	25,539 人	15,398 人	
	停電人口(1週間後)	12,737 人	8,215 人	12,851 人	8,217 人	13,442 人	8,457 人	
避難者(生活支障)	停電人口(1月後)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
	一般電話機能支障人口	11,434 人	1,695 人	12,654 人	1,747 人	14,441 人	2,732 人	
	一時住居制約者数(MAX)	25,892 人	8,108 人	25,914 人	8,108 人	26,028 人	8,143 人	
	1日後制約者数	17,226 人	5,917 人	17,254 人	5,917 人	17,400 人	5,962 人	
	1週間後制約者数	25,892 人	8,108 人	25,914 人	8,108 人	26,028 人	8,143 人	
避難者(生活支障)	1ヶ月後制約者数	8,628 人	3,607 人	8,662 人	3,608 人	8,840 人	3,664 人	
	避難所生活者数	16,830 人	5,270 人	16,844 人	5,270 人	16,918 人	5,293 人	
	1日後制約者数	11,197 人	3,846 人	11,215 人	3,846 人	11,310 人	3,875 人	
	1週間後制約者数	16,830 人	5,270 人	16,844 人	5,270 人	16,918 人	5,293 人	
	1ヶ月後制約者数	5,608 人	2,345 人	5,630 人	2,345 人	5,746 人	2,381 人	
避難者(生活支障)	避難所外避難者数	9,062 人	2,838 人	9,070 人	2,838 人	9,110 人	2,850 人	
	1日後制約者数	6,029 人	2,071 人	6,039 人	2,071 人	6,090 人	2,087 人	
	1週間後制約者数	9,062 人	2,838 人	9,070 人	2,838 人	9,110 人	2,850 人	
	1ヶ月後制約者数	3,020 人	1,263 人	3,032 人	1,263 人	3,094 人	1,282 人	
	対応困難避難者数(MAX)	8,950 人	0 人	8,974 人	0 人	9,048 人	0 人	
	1日後制約者数	3,327 人	△ 3,476 人	3,345 人	△ 3,476 人	3,440 人	△ 3,447 人	
	1週間後制約者数	8,950 人	△ 2,052 人	8,974 人	△ 2,052 人	9,048 人	△ 2,029 人	
	1ヶ月後制約者数	△ 2,262 人	△ 4,977 人	△ 2,240 人	△ 4,977 人	△ 2,124 人	△ 4,941 人	

第1編 基本計画編 第1部 総則
第3章 市域の災害環境・特性 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想 定 地 震		中央構造線地震(M8.0)					
前 提	震度予想	橋本市紀の川沿い低地で震度7。大阪府近隣地域で震度6強以上の揺れを予測					
	季節及び時間	冬5時		夏12時		冬18時	
区 分	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	
生 活 物 資	中長期の住機能支障世帯	719 世帯	411 世帯	724 世帯	411 世帯	757 世帯	423 世帯
	応急仮設住宅	375 世帯	215 世帯	378 世帯	215 世帯	395 世帯	221 世帯
	公営住宅入居	240 世帯	137 世帯	242 世帯	137 世帯	253 世帯	141 世帯
	民間賃貸住宅	36 世帯	20 世帯	36 世帯	20 世帯	38 世帯	21 世帯
	持家(立替・改修・修理)	68 世帯	39 世帯	68 世帯	39 世帯	71 世帯	40 世帯
	帰宅困難者数率	0.0 %	0.0 %	41.2 %	19.2 %	41.2 %	19.2 %
	外出者数	0 人	0 人	5,704 人	2,421 人	5,704 人	2,421 人
	帰宅困難者数	0 人	0 人	2,351 人	464 人	2,351 人	464 人
	主食系食糧不足(MAX)	294,024 食	102,315 食	294,378 食	102,319 食	296,229 食	102,889 食
生活物資	1日後不足量	5,115 食	9,183 食	5,158 食	9,194 食	5,385 食	9,264 食
	3日後不足量	79,120 食	33,849 食	79,283 食	33,850 食	80,014 食	34,082 食
	1週間後不足量	294,024 食	102,315 食	294,378 食	102,319 食	296,229 食	102,889 食
	粉ミルク不足(MAX)	107,000 g	33,334 g	107,120 g	33,335 g	107,747 g	33,521 g
生活物資	1日後不足量	9,072 g	2,995 g	9,087 g	2,559 g	9,164 g	3,018 g
	3日後不足量	34,157 g	11,028 g	34,205 g	11,028 g	34,460 g	11,104 g
	1週間後不足量	107,000 g	33,334 g	107,120 g	33,335 g	107,747 g	33,521 g
	飲料水不足(MAX)	18 t	8 t				
生活物資	1日後不足量	△ 4 t	△ 1 t				
	3日後不足量	18 t	8 t				
	1週間後不足量	△ 82 t	△ 26 t				
	毛布不足(MAX)	4,718 枚	2,820 枚	4,768 枚	2,821 枚	5,026 枚	2,903 枚
生活物資	生理用品不足(MAX)	1,392 セット	705 セット	1,405 セット	705 セット	1,469 セット	726 セット
	乳幼児用紙おむつ不足(MAX)	4,238 枚	2,154 枚	4,276 枚	枚	4,473 枚	2,217 枚
	1日後不足量	605 枚	305 枚	611 枚	309 枚	639 枚	317 枚
	3日後不足量	1,816 枚	923 枚	1,833 枚	923 枚	1,917 枚	950 枚
生活物資	1週間後不足量	4,238 枚	2,154 枚	4,276 枚	2,154 枚	4,473 枚	2,217 枚
	大人用紙おむつ不足(MAX)	780 枚	395 枚	787 枚	395 枚	823 枚	406 枚
	1日後不足量	111 枚	56 枚	112 枚	56 枚	118 枚	58 枚
	3日後不足量	334 枚	160 枚	337 枚	169 枚	353 枚	174 枚
生活物資	1週間後不足量	780 枚	395 枚	787 枚	395 枚	823 枚	406 枚
	仮設トイレ不足(MAX)	202 基	53 基	168 基	53 基	217 基	53 基
	1日後不足量	181 基	38 基	112 基	38 基	199 基	39 基
	1週間後不足量	202 基	53 基	168 基	53 基	217 基	53 基

第1編 基本計画編 第1部 総則
第3章 市域の災害環境・特性 第4節 地震被害想定と計画の前提条件

想 定 地 震		中央構造線地震 (M8. 0)					
前 提	震度予想	橋本市紀の川沿い低地で震度7。大阪府近隣地域で震度6強以上の揺れを予測					
	季節及び時間	冬5時		夏12時		冬18時	
区 分		橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区
医療機能	医療機能支障（医療圈橋本）	冬5時		夏12時		冬18時	
	対応困難重傷者数	490 人		337 人		397 人	
	対応困難中等傷者数	△ 891 人		△ 1,171 人		△ 1,092 人	
	医師不足数	61 人		25 人		38 人	
	要転院者数	236 人		236 人		237 人	
	トリアージ医師需要	10 人		7 人		8 人	
	医療措置医師需要	90 人		56 人		69 人	
廃棄物	外科系医師数	38 人		38 人		38 人	
	瓦礫発生量	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区	橋本地区	高野口地区
	重量	271,093 t	176,179 t	272,739 t	176,304 t	279,843 t	179,976 t
	体積	389,374 m ³	259,173 m ³	391,213 m ³	259,208 m ³	400,833 m ³	263,610 m ³

(2) 地震動の予測結果

ア 東海・東南海・南海3連動地震

東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合、橋本市西側紀の川沿いの低地と、橋本市北部の一部区域でも震度6弱の揺れになると予測された。

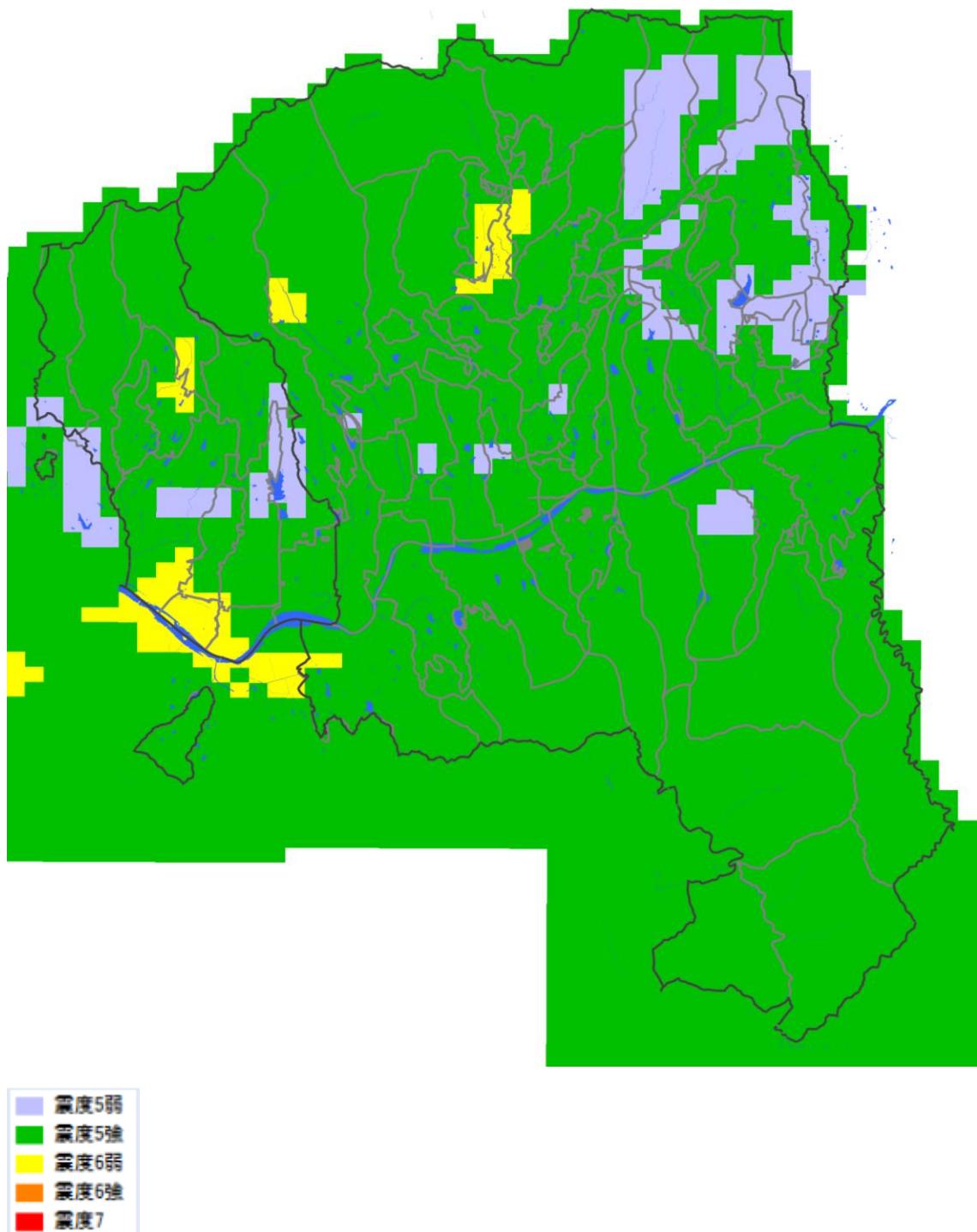


図1-5 東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合の震度予測図

イ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で震度6強の揺れが予測され、多くの場所では、震度6弱、一部区域では震度5強が予測された。

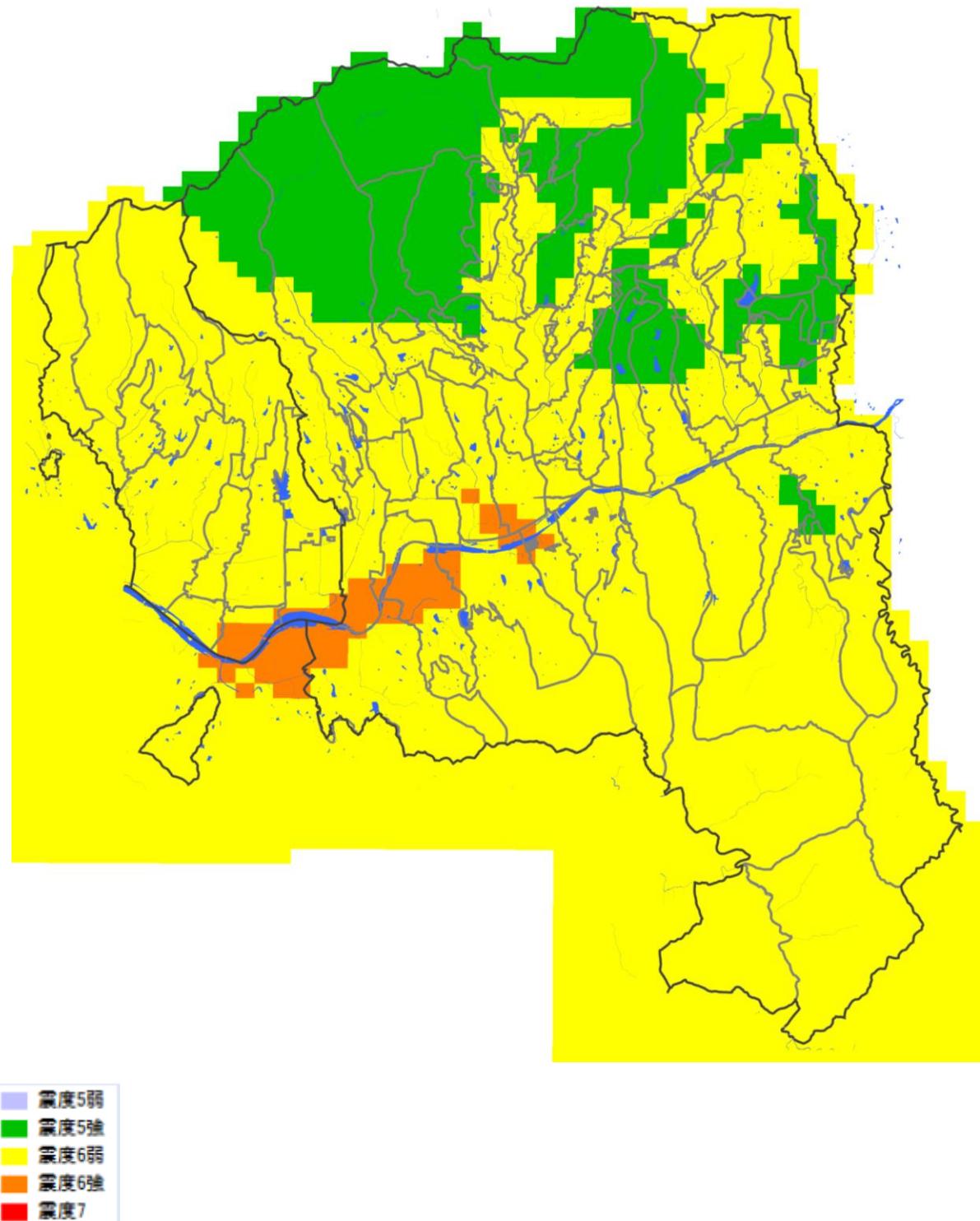


図1－6 南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度予測図

ウ 中央構造線による地震

中央構造線による地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で震度7の揺れが予測され、紀の川右岸地域の多くでは、震度6強、左岸地域では震度6弱が予測された。

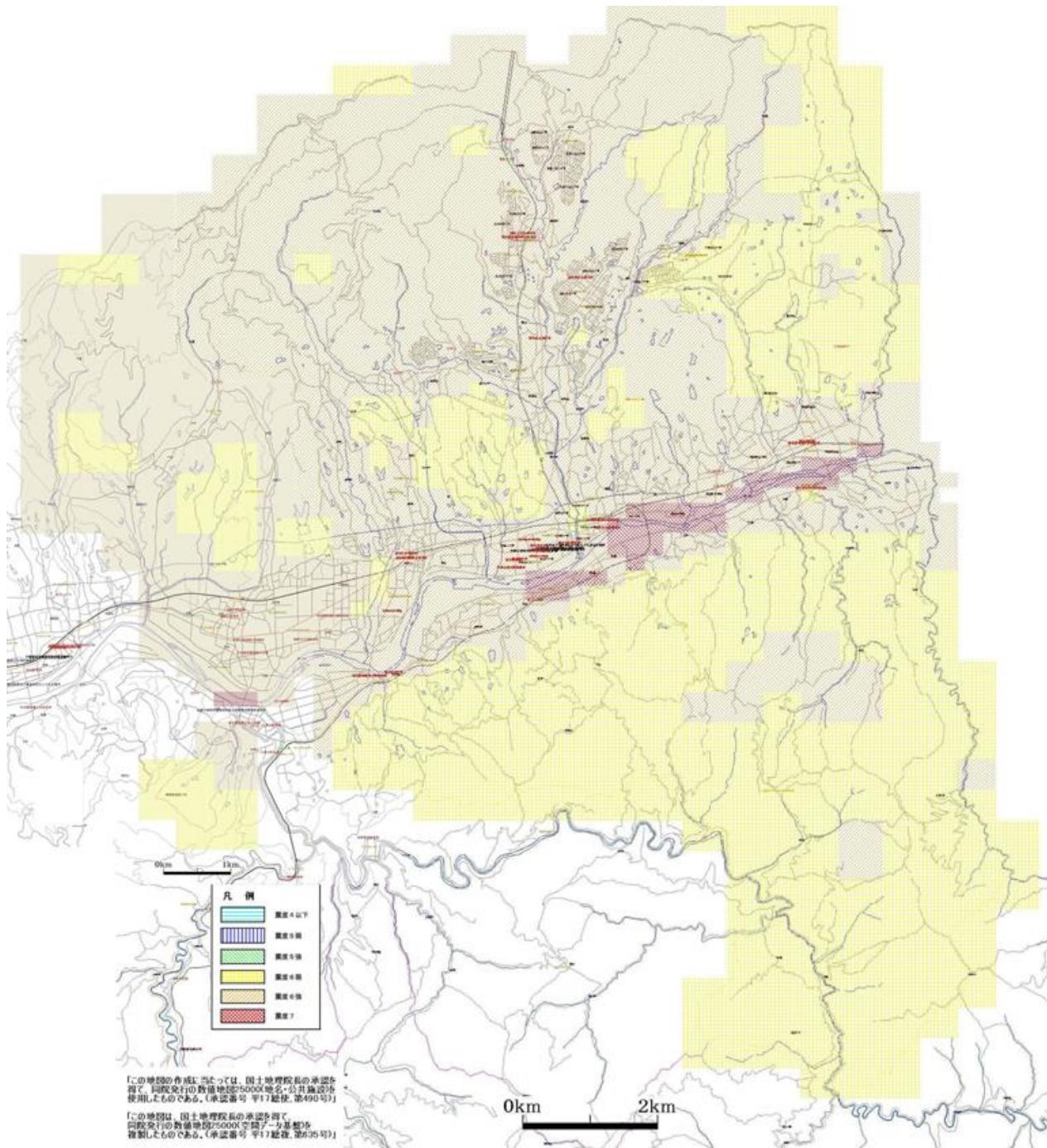


図1-7 中央構造線による地震が発生した場合の震度分布図

(3) 液状化危険度の予測結果

ア 東海・東南海・南海3連動地震

東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「中程度」と予測され、一部区域では「小さい」と予測された。

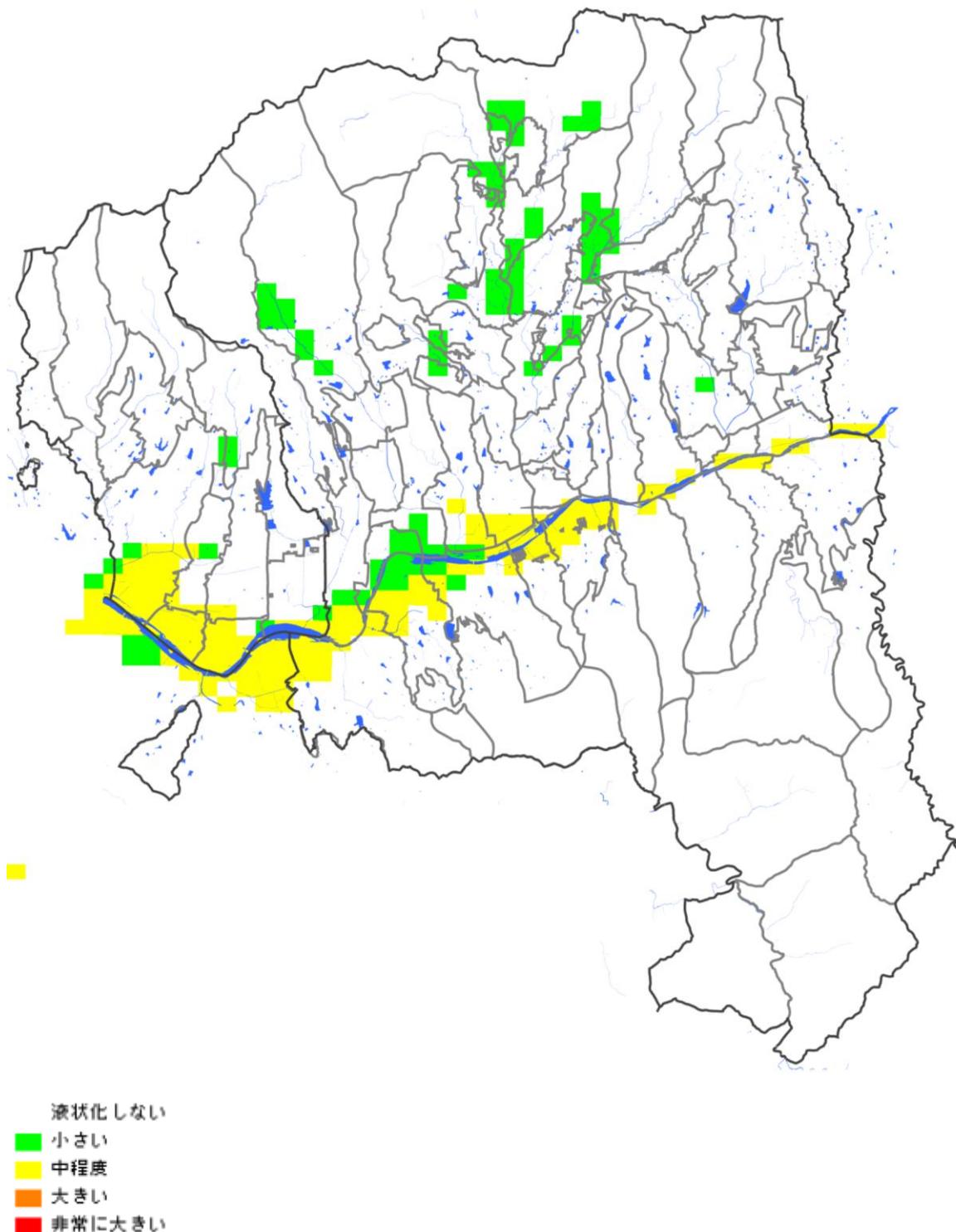


図1-8 東海・東南海・南海3連動地震が発生した場合の液状化危険度予測図

イ 南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「大きい」と予測され、一部区域では「中程度」、「小さい」と予測された。

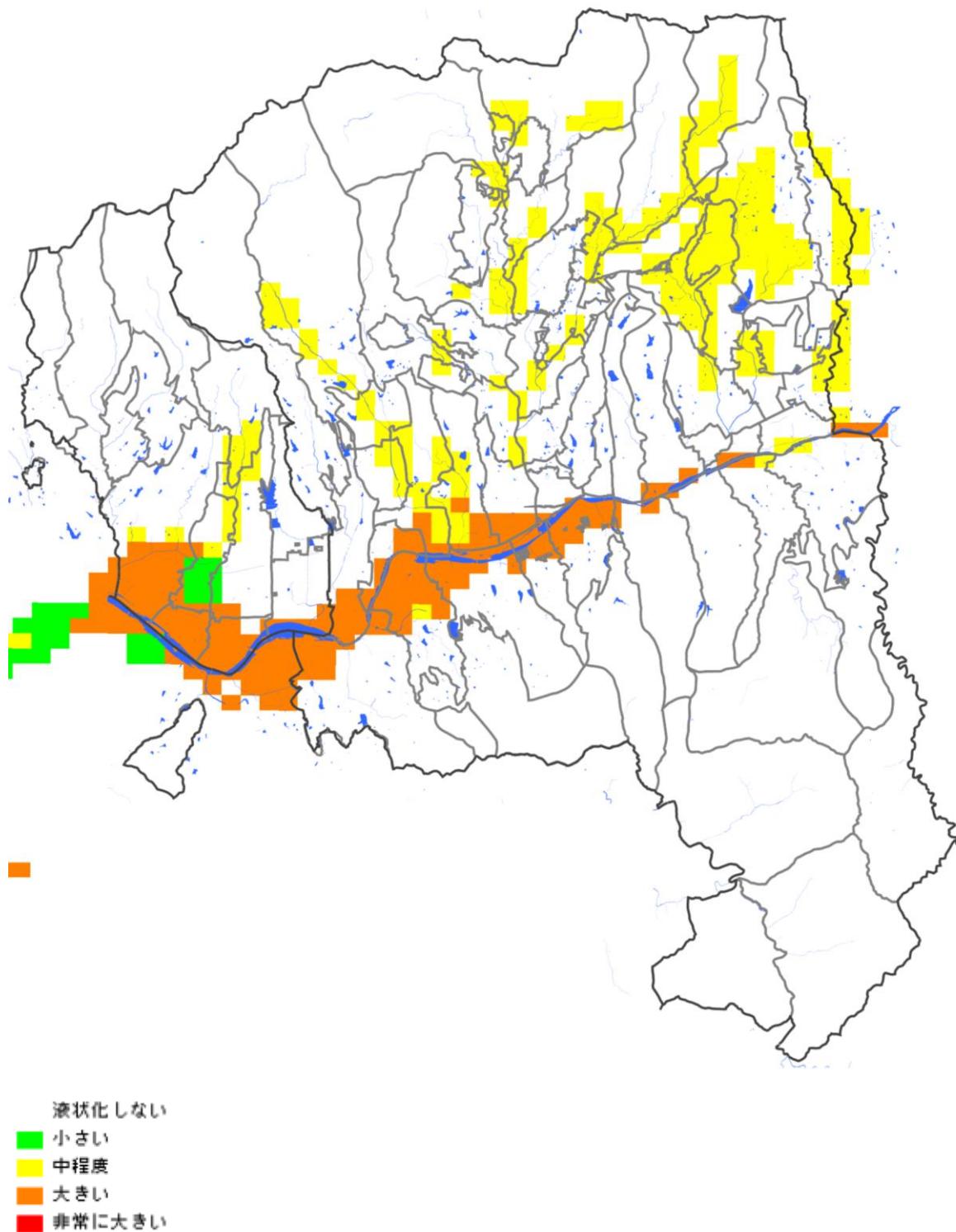


図1-9 南海トラフ巨大地震が発生した場合の液状化危険度予測図

ウ 中央構造線による地震

中央構造線による地震が発生した場合、紀の川沿い等の低地と、紀の川右岸地域の一部区域で液状化危険度が高くなっているほかは、液状化危険度の高い場所は広がっていない。

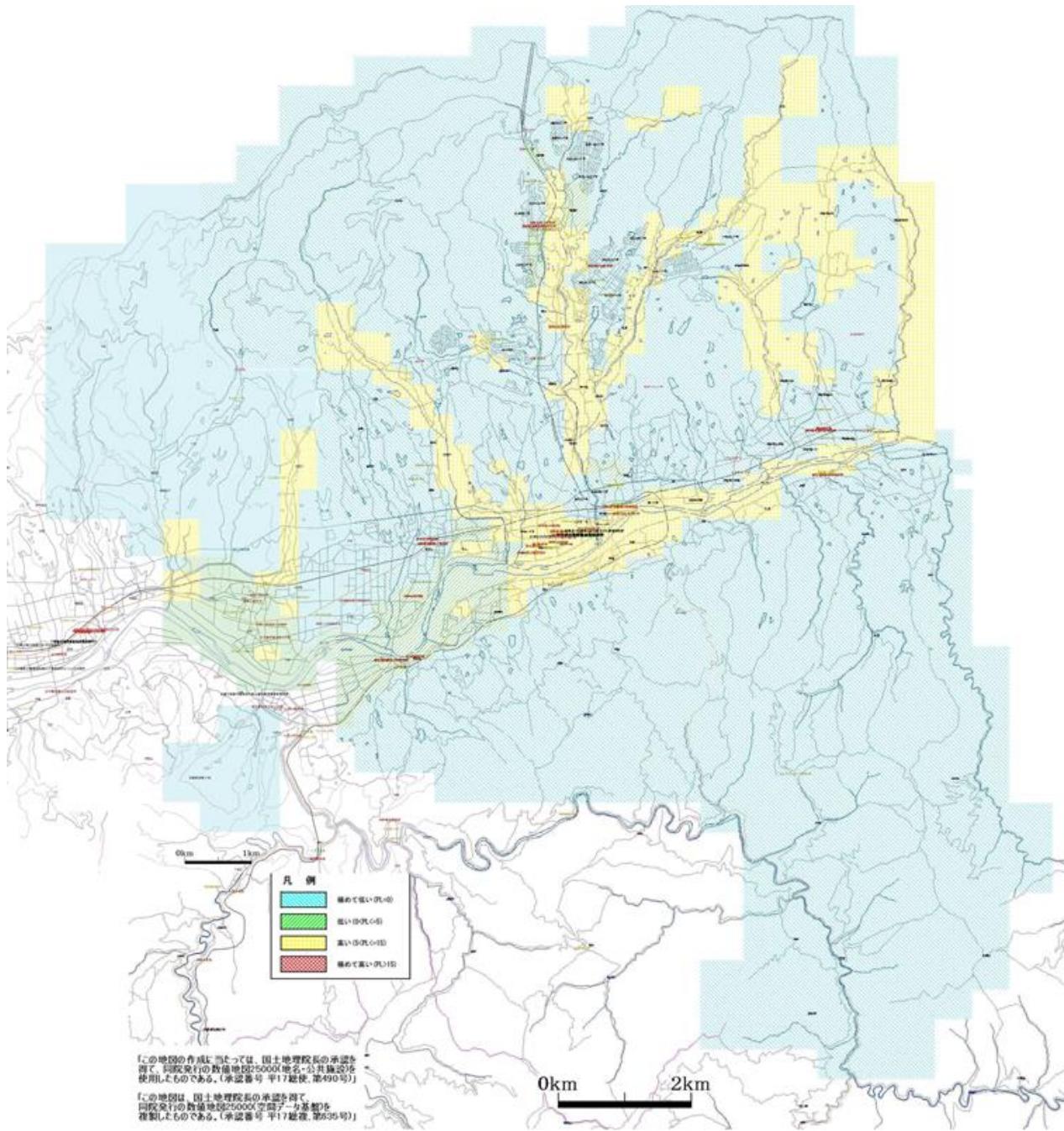


図1-10 中央構造線による地震が発生した場合の液状化危険度分布図

5 地震被害対策の前提条件

地震災害の対策にあたっては、想定地震の発生確率を踏まえた、和歌山県地震詳細アセスメントに基づく被害想定結果を計画の前提条件として、実施するものとする。

(1) 本市周辺の地震の発生環境

本市周辺において地震発生の可能性が特定される南海トラフと中央構造線断層帯について、地震調査研究推進本部は、南海トラフは、南海地震等の巨大地震を繰り返し発生している場所であり、近い将来に、再び大規模な地震を発生させる可能性が高いと指摘している。

ア 南海トラフの地震の発生時期及び発生確率

地震調査研究推進本部（2013年（平成25年）5月）によると、次に発生する南海トラフでの地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的見地では困難である。

南海地域、東海地域で同時に発生する場合と、時間をおいて発生する場合があるが、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動していると見なしている。

南海トラフ全体を一つの領域と考え、大局的には100年～200年間隔で繰り返し大地震が発生していると評価している。

発生の可能性は年々高まっており、今後10年以内から今後50年以内の長期発生確率は、次のように予測している。

表1-6 次の南海トラフの地震の発生確率等

発生確率	将来の地震発生確率
今後10年以内	20%程度
今後30年以内	70%程度
今後50年以内	90%程度

※最大クラスの地震の発生頻度は、100～200年の間隔で繰り返し起きている大地震に比べ、一桁以上低いと考えられる。

イ 中央構造線断層帯の将来の活動

地震調査研究推進本部が実施した調査により発表（平成23年2月18日）され、新たに中央構造線帯の金剛山地東縁～和泉山脈南縁の区間は、前回の評価では1つの活動区間として評価されていたが、金剛断層（和泉山脈南縁区間）の最新活動時期の違いから、紀見峠東方を境界として金剛山地東縁区間と和泉山脈南縁区間に別々に活動してきた可能性があると評価された。

県下を通る和泉山脈南縁は、同断層帯の中で、地震の発生確率が今後30年以内で最も高い「0.07～14%」である。

表1-7 将来の活動の評価

金剛山地東縁区間	
項目	評価内容
地震の規模	M6.9程度
1回のずれの量（上下成分）	1m程度
地震発生確率（30年）（注1）	ほぼ0%～5%[BPT]
地震後経過率（注2）	0.1～1.0

和泉山脈南縁区間	
項目	評価内容
地震の規模	M7.6～7.7程度
1回のずれの量（右横ずれ成分）	4m程度
地震発生確率（30年）（注1）	0.07%～14%[BPT]
地震後経過率（注2）	0.5～1.3

注1：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

注2：最新活動時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値

（2）計画の前提条件

中央構造線断層帯による地震は、一旦発生すると、紀の川沿いの低地では震度7の揺れとなり、多大な被害を市域にもたらすが、その発生確率は、東海・東南海・南海地震による地震の発生確率と比べると低いことから、本計画の計画期間における計画の前提条件としては、南海トラフの地震による地震被害を想定するものとする。

なお、中央構造線断層帯による地震については、震度7の揺れに対する備えを長期的に講じていくものとする。

第5節 市域の防災課題

本市の既往災害のうち、近年のものは、台風や豪雨によってもたらされる風水害と土砂災害であった。しかし、市域には、中央構造線活断層帯等を市域の北部に抱え、県南方に南海トラフを有することから、阪神・淡路大震災にみられるような、直下型地震及び海溝型の南海道地震を想定しておく必要がある。

このような地震が発生すると、被害想定結果からも判るように、大規模な災害になる可能性が高く、人・建物及びライフライン等に甚大な被害を及ぼすことが予想される。これは、地震の規模に起因するだけでなく、密集した古い木造住宅地区の広がりと道路整備状況にも起因するものである。

本市における風水害等の災害は、紀の川及びその支流における河川の氾濫による浸水被害が中心であり、台風や集中豪雨時における十分な災害対策の推進が必要である。このため、河川整備、土砂災害対策等の推進を中心とする災害に強い都市基盤づくりを進める必要がある。

一方、地震災害については、特に切迫性が高い南海トラフによる地震に対応するため、まず市職員及び市民が震災に対する危機意識を持ち、充分な災害対応力を備えること、地震発生後、即時に災害応急対策活動を開始できる体制を整備するなど、災害時における迅速かつ適切な対応ができるよう組織・体制づくり、危機管理等の体制づくりを進める必要がある。

1 地域防災戦略目標の明確化

特に、甚大な被害が想定される地震災害については、計画期間中に着実に地震対策を推進するため、地域防災の戦略目標を明確にする必要がある。

2 市土の保全整備と都市の防災機能の強化

防災対策の基本は、災害予防であり、水害や土砂災害を未然に防ぐための国土保全事業の推進が欠かせない。このため、このような水害、土砂災害を引き起こす要因となる無秩序な開発や農地・森林等の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然環境を保全育成することが必要である。

また、既成市街地や住宅団地等においては、災害時における道路、上下水道、公共施設等の防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止めるとともに、迅速かつ適切な対策をとる必要がある。

3 災害に対応できる組織・体制づくり

災害時における救助・救出、避難誘導、防火などの防災活動を担うのは、市民であり、地域社会である。

このため、災害に備えた組織・体制の充実を図るとともに、市民自らが、災害から身を守り、あるいは身近な救助活動等を行う、災害対応能力の向上が必要である。

第4章 防災ビジョン

防災行政の基本として、その方向性を示すとともに、住民の防災意識を高めるため、防災ビジョンを定める。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第1節 防災ビジョンの基本目標

1 防災の目的

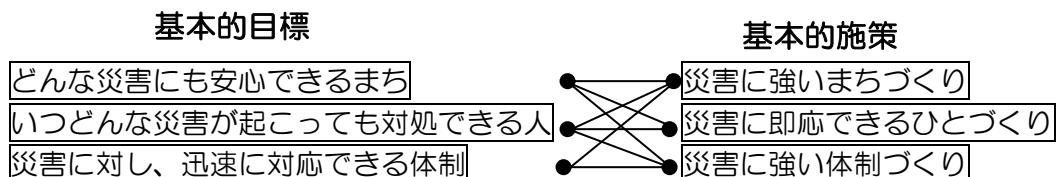
災害から市域内の人々の生命、身体及び財産を保護することが防災の目的である。その目的達成に向けて、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けた施策を実現するため、本計画を策定する。

**あらゆる災害から、市域並びに市民の生命、身体
及び財産を保護すること**

2 防災ビジョン

防災ビジョンは、市における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するための、防災に関する基本的目標となる。

防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策は、次のとおりである。



3 ビジョン達成への視点

市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きい。この隔たりを埋めるためには、多くの困難な問題を克服しなければならない。

このため、次の視点から、この課題を克服するものとする。

- (1) 長期的展望に立つ。
- (2) 短期の成果（形式的成果）だけにこだわらず、着実な前進を続ける。
- (3) 官民の合意形成と協働活動化を目指す。
- (4) あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
- (5) 危機管理体制を官民共に徹底させる。

第2節 防災ビジョン達成への施策

1 災害に強いまちづくり

(1) 目標

災害に対し、人々が安心して生活できる、次のような機能を持つまちづくりを目指とする。

- ア 災害を発生させない機能
- イ 被害を拡大させない機能
- ウ 安全地帯を維持確保する機能
- エ 緊急時の情報伝達機能

(2) 施策の大綱：災害に強いまちづくり

橋本のまちを「災害に強いまち」とするため、都市整備にあたって、防災的視点を取り入れ、次の施策の強化に努める。

- ア 道路、橋梁、鉄道等交通施設の整備、充実
- イ 防災空地の整備拡大
- ウ 市街地の面的整備、住宅市街地（特に、木造密集住宅地）の防火性向上の推進
- エ 建築物の耐震不燃化と防災拠点の整備
- オ 災害に対して、被害を受けにくいライフラインの確保
- カ 通信、消防、水防等の応急対策用機器及び防災資機材並びに水利等の整備

2 災害に即応できるひとづくり

(1) 目標

「ひと」とは、市域の住民、市職員及び防災関係機関の職員である。防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる次のような人の育成を目標とした、いわゆる個人一人ひとりのレベルアップをめざし、いつ、どのような災害が起こっても対処できる、次のようなひとづくりを目標とする。

- ア 災害から自分自身を守ることができる
- イ 災害時に家族・隣人等の安全を配慮する
- ウ 災害時に率先して防災活動に協力・従事する
- エ 災害状況に応じて適切な防災活動を行う

(2) 施策の大綱：災害に即応できるひとづくり

「災害に即応できるひとづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

- ア 防災教育による防災意識の高揚、知識、技術の普及
- イ 市民、事業所を含めた総合防災訓練
- ウ 市民の防災関係組織や地域コミュニティ活動への参加
- エ 要配慮者と「共に生きる」やさしい心の育成

3 災害に強い体制づくり

(1) 目標

「まち」と「ひと」との連携がなければ、災害に対して十分な効果は期待できない。

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目指とした防災体制の強化を目指す。

- ア 計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
- イ 適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施
- ウ 迅速かつ確実な情報伝達体制の整備
- エ 自主防災会の育成と強化
- オ 防災関係機関相互の協力体制の強化

(2) 施策の大綱：災害に強い体制づくり

「災害に強い体制づくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

ア 災害予防

- (ア) 災害時における災害対策本部体制の意義と内容の周知徹底
- (イ) 日常業務において、防災的視点を組み入れた事業、事務の遂行
- (ウ) 防災関係組織、住民組織の相互連携及び育成強化、防災への協力体制の確立
- (エ) 県を軸とした相互応援協定等による広域組織化
- (オ) 民間業者との協定等による緊急時の協力体制の確立
- (カ) 地域、職域コミュニティの形成
- (キ) 災害応急対策体制の確立

イ 災害発生時

- (ア) 市及び防災関係機関は、平常業務体制から災害対策活動体制への迅速な移行
- (イ) 医師会、自治会、商工会議所、自主・自衛防災組織等の迅速な立ち上げと、市及び防災関係機関との活動調整
- (ウ) 部署、組織毎に定められた役割分担の遂行
- (エ) 状況によっては、役割分担にこだわらない応援体制
- (オ) 市民相互の助け合い、救助、救急、初期消火及び応急手当等
- (カ) 緊急出動を要する事務のための出動体制

第3節 減災目標とその対応方向

1 減災目標

本市防災行政の基本としてバランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、その基本となる各種施策の実効性を高めるため本市が実施する防災対策を体系化して実施する「橋本市地震防災アクションプログラム」（平成22年3月）を策定した。

2 アクションプログラムの基本目標

大規模地震発生時の想定人的被害を今後10年間で半減

国の地震防災戦略の考え方（今後10年間で東海・東南海・南海地震の死者数を半減）及び県のアクションプログラムに準じ、今後10年間で橋本市が目指すべき減災目標を設定する。

3 計画期間

平成22年度から平成31年度までの10箇年とする。

4 施策の柱

地震防災対策の目的である地震被害の軽減を図るため10の柱を設定する。

- (1) 地震に強いまちをつくる
- (2) 地域の防災力を向上させる
- (3) 的確な防災情報処理を実施する
- (4) 人的資源を確保する
- (5) 市民の命を守る
- (6) 安全・安心を守る
- (7) 生活基盤を安定させる
- (8) 市民の生活を支援する
- (9) 橋本市のイメージを守る
- (10) 復興を視野に入れる

5 計画の推進

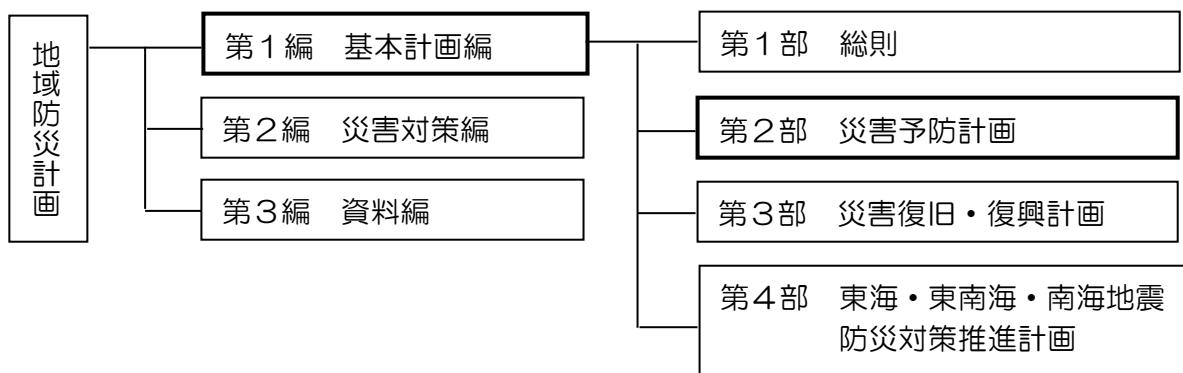
アクションの実施期間を以下のとおり区分して推進する。

- (1) 短期 概ね2年程度で完了または、集中実施
家具・ロッカー転倒防止対策、関係機関との連携の確立、防災訓練を実施し、研修会等自主防災会住民の指導等
- (2) 中期 概ね5年程度で完了
防災拠点の整備・防災情報システムの整備等
- (3) 長期 10年以上長期的に実施
道路整備・河川整備・ため池防災対策事業・公共施設等耐震化の推進・文化財の防災対策の推進等

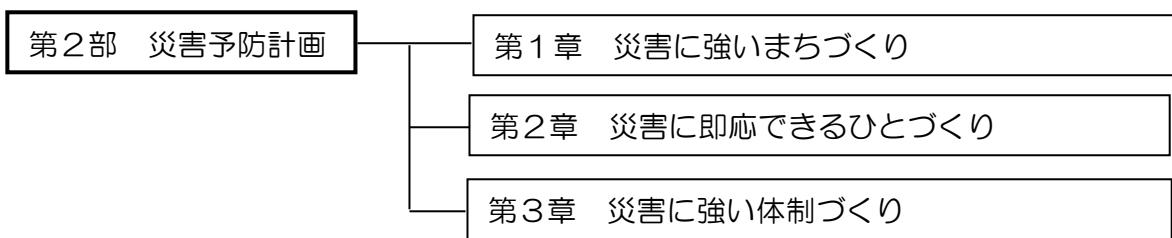
第1編 基本計画編

第2部 災害予防計画

【第1編 基本計画編の体系】



【第2部 災害予防計画の体系】



第1章 災害に強いまちづくり

災害に強い都市構造をもち、防災機器等の配備されたまちづくりに向けて、災害を発生させない機能、被害を拡大させない機能、安全地帯を維持確保する機能及び緊急時の情報伝達機能の機能強化を目指としたハード対策により、災害に強いまちづくりを目指す。

第1節 防災まちづくり計画

市街地の整備を図るとともに、その上に立つ建築物の安全対策及び宅地等の安全対策を図り、防災に強いまちづくりを進める。

1 市街地の整備 【建設部】

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、火災・地震等の災害が発生すると人命・財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害の発生を防止するため、建築物・公共施設等の整備や土地区画整理事業等の面的な整備を総合的に行い、都市機能の向上と安全で災害に強い都市づくりを推進する。

(1) 整備の基本方針

本市の市街地は、紀の川沿いの国道24号に沿った既成市街地と、段丘・丘陵部における開発市街地で構成される。

既成市街地については、古くからの住宅・商業等の密集する区域であるが、道路が狭小であること、住宅等の家屋が密集し、災害を受けやすいこと等の課題があり、面的整備を含む、総合的な居住環境改善が必要な区域である。

段丘・丘陵部においては、南海高野線沿いに開発が進められ、新市街地形成がなされているが、なお、多くの開発を予定している区域であり、これらの区域における開発においては、これまでの開発区域以上に防災機能を高めた都市づくりを推進する。

(2) 建築物の不燃化

ア 防火・準防火地域の指定

建築基準法による防火・準防火地域を積極的に指定することにより、都市の不燃化を図る。

(ア) 防火地域は、商業地域・幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域、防災上不燃化を推進すべき地域について指定する。

(イ) 準防火地域は、防火地域の周辺の商業地域、密集市街地を指定する。

イ 建築基準法第22条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の指定を拡大し、建築物の不燃化を図る。

【建築基準法第22条区域】

防火及び準防火地域以外の市街地において指定する区域内にある建築物に対し、火災による類焼の防止を図る目的から、特定行政庁は都市計画審議会の意見を聞いて区域の指定を行うことができる。

【指定区域内の建築物に対する制限】

建築基準法第22条指定区域内の建築物については、通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するため屋根を不燃材等で葺かなければならない。

また、木造建築物等については、延焼のおそれのある部分の外壁を準防火構造（土塗り壁等）とする必要がある。

（3）市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域・特別用途地区や地区計画の活用により、住宅、工場、危険物取扱施設等の混在地域の純化を進める。

（4）延焼遮断帯の整備

市街地を延焼遮断帯により区分することで、広域火災の発生を抑止することができる。このような観点から道路、鉄道、河川等の整備にあたっては、これらの施設が「延焼遮断帯」としての機能を高めるように整備を進める。

上記の各種事業においても、延焼遮断帯の形成を考慮して、事業計画を策定する。

（5）土砂災害危険区域等における市街化の抑制

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水によるかけ崩れや水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

（6）市街地の居住環境の改善

中心市街地を含む既成市街地は、住宅が密集する地域で老朽住宅も多く、防災上の課題が多い。このため、良質な住宅供給と居住環境整備を図るために、中心市街地土地区画整理事業や密集住宅市街地整備促進事業などにより、老朽建築物等の除去、建て替え、地域施設等の整備に努める。

（7）開発区域における宅地災害の防止

宅地造成に伴うかけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成等規制法に基づく工事許可制度により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

2 建築物の安全対策 【各担当部課】

震災時における建築物等の耐震性能の向上、火災時の耐火性能の向上を図ることにより、災害を最小限度に食い止めることが可能である。災害時の避難場所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとして、建築物の安全性の向上に努める。

（1）住宅の耐震診断、耐震改修等

ア 市は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。

イ 市は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。

ウ 市は、耐震性の高い住宅ストックの形成に努めるものとする。

(2) 公共施設等の耐震診断

市は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を早急に推進するものとする。

耐震改修等の耐震化については、東海・東南海・南海地震や活断層地震により想定される震度予測及び被害想定結果、並びにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して優先順位を付けて実施するものとする。

また、市は、市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化実施の方針と合わせて、公表するよう努めるものとする。

(3) 工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、その実態把握を行うとともに、施行技術の向上、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う一方、宅地の緑化を図るため、新しい住宅については、生垣の奨励を進める。また、安全点検パトロール、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民へのPRを行う。

建築物の外装材（屋根瓦、外壁、窓等）、看板等については、落下防止のための施工技術の向上、改修補強等を指導する。

(4) 建築物の不燃化の促進

ア 公共建築物等の不燃化

学校、公民館、病院、庁舎等の多人数を収容しうる建築物においては、災害時の避難収容場所や救護施設として使用されるため、これら施設の耐火性の強化促進に努めるとともに、次のような防災機能の充実に努める。

(ア) 既存木造建築物の不燃化・耐震化を図る。

(イ) 防火水槽等を設置し、水利を確保する。

(ウ) 自家発電装置等の設置により、停電時に備える。

(エ) 消防法の規定に基づき、消防用設備等及び特殊消防用設備等の整備をする。

(オ) 2階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空き地を確保する。

イ 共同住宅、一般住宅等の防火対策

共同住宅、一般住宅等について、次のような防火対策を実施する。

(ア) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。

(イ) 消防法による消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び建築物の内装不燃化、避難対策について指導する。

ウ 特殊建築物の予防査察

大規模小売店、病院等の不特定多数の者が利用する特殊建築物については、建築基準法に基づく定期報告の徹底や防災査察の実施により、防災対策に対する指導啓発に努める。

(5) 建築物の防災知識の普及

ア 順法精神の高揚

建築基準法令の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）に対する法施行上の協力を要請し、順法精神の高揚に努め、建築確認申請時において不燃化及び耐震性向上等の指導に努める。

イ ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他、人目につきやすい場所への掲示に努める。

ウ その他

（ア）官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

（イ）市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発

エ 指導

震災時の建築物の安全を確保するため、建築基準法及び消防法による指導を徹底する。また、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。

オ 耐震診断の指導

毎年8月及び3月の年2回の建築物防災週間を中心に、現行の耐震基準を満たしていない建築物に対して、建築物の耐震改修促進法等に基づき、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう指導に努める。

また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック造の安全対策についても、点検改修の指導に努める。

(6) 被災建築物応急危険度判定士制度

震災後は、余震等による建築物被害の拡大を未然に防止するため、直ちに建築物の応急危険度判定を実施し、建築物の危険度を居住者に注意喚起する必要がある。このため、県においては、和歌山県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成することとしている。

市は、これに積極的に協調し、応急危険度判定士制度の普及と、連絡体制の確立に努めるものとする。

3 宅地等の安全対策 【建設部】

近年は、丘陵地や山麓部に近接した宅地開発の増加に伴い、高い擁壁や人工斜面に近接した居住地が形成されつつある。また、平地部では、宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、宅地の浸水・浸食の原因となっている。

このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、災害の防除を図る。

(1) 法規制と指導

宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある区域に関する工事について、宅地造成工事規制区域に指定する等、宅地造成規制法、都市計画法、土砂災害防止法に基づく開発許可制度等により、災害防止のための必要な規制・指導を行う。

(2) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、5月及び9月を宅地防災月間と定め、期間中の規制区域の巡視、広報活動の実施等により、市民への徹底を図る。

(3) 被災宅地危険度判定士制度

災害時において、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧に努めるため、県では、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき講習会を実施し、被災宅地危険度判定士を認定し、登録することとしている。

市は、これに積極的に協調し、被災宅地危険度判定士制度の普及と、人材養成に努めるものとする。

第2節 公共土木施設等の整備計画

都市の骨格となる道路・橋梁の整備やオープンスペースの整備など公共土木施設等の整備を推進する。

1 道路・橋梁の整備 【建設部】

道路は、人や物流などの輸送機能を有するだけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。

市は、防災機能の観点から道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国道及び県道に関しては、各管理者に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

(1) 道路、鉄道等主要な施設の耐震化

各施設管理者は、道路、鉄道等の主要な施設について、必要に応じ速やかに耐震点検を行うなど、耐震化等の対策を計画的かつ速やかに実施するよう努めるものとする。

(2) 都市計画道路等の整備

地域間及び地域内の主要な道路となる都市計画道路については、災害時の緊急輸送路、避難路として重要な施設であることから、その整備を一層推進する。

また、既成市街地の区域においては、都市計画道路以外の道路についても、主要な区画街路を設定し、避難路として活用できるよう整備を推進する。

(3) 道路の整備等

ア 道路整備計画

(ア) 市街地等

延焼遮断効果を高め、市民の避難を助け、災害時に災害応急対策活動を効果的に行うため、次のことを行う。

- a 都市計画街路事業の推進を図る。
- b 生活道路の整備を促進して、細街路の解消に努める。
- c 避難路の整備を図る。

(イ) 農地部及び山間部

道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、落石等危険箇所に対して、植生工、モルタル吹付工、落石防止網、防止柵工、落石覆工、拡幅、線形改良等の事業を実施し、整備を図る。

イ 道路補修維持

既設の道路については、震災による盛土、切土の損壊防止及び豪雨による溢水等路面流出の防止に努めるほか、道路舗装を推進し、常に道路の補修及び維持を図る。

(4) 危険箇所の事前調査

ア 道路、橋梁の危険箇所を把握するため、危険箇所を適宜巡視する。

イ 災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに、関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。

(5) 橋梁の整備

橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの及び耐荷力の不足するものは、架替え、補修等の整備促進を図る。

2 オープンスペースの整備 【建設部】

市街地におけるオープンスペースの存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすことから、その重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上に努める。

(1) 公園・緑地等のオープンスペースの整備

災害時における避難場所あるいは延焼遮断帯としての機能を有する都市公園・緑地の整備を推進するとともに、植栽及び樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。また、既成市街地においては、家屋が密集しているとともに、都市公園等の整備が十分ではないことから、学校等のグラウンド、広場等を含め、積極的にオープンスペースの確保を図る。なお、整備にあたっては、できるだけ公園・緑地と学校等公共用地の集積化・連担化を図る。

*公園緑地【資料編 P-120 参照】

(2) 農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図るよう、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直しなど各種の施策を検討する。

第3節 ライフライン施設整備計画

上下水道、電気、ガス、放送、通信、鉄道等公共交通機関は、災害時における市民生活の確保と的確な情報を確保する上で欠かせないものであることから、国、県及び各施設の事業者の協力を得て、耐震性能等防災機能を向上させ、災害時においても、本来の機能が発揮できるようにするとともに、被災した場合の迅速な復旧体制を確立する。

1 上水道施設 【上下水道部】

市及び関係機関は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃から導水管、送水管、幹線配水管、浄水施設、配水施設等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行うため、また、甚大な被害を受けて、一時的に送水が不可能になった場合において、迅速な応急処置をとり給水を行うため、応急給水施設及び応急給水防災資機材の整備を図る。

(1) 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき施設の耐震化を図り、特に、次の事項を推進する。

- ア 既設石綿配水管等災害対策上問題のある施設は、軟弱地盤地区及び老朽化地区を中心にダクタイル鋳鉄管への布設替えを進める。
- イ 配水管のループ化及び多重化の整備を図る。
- ウ 取水場、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械・計装設備等の老朽化施設の整備改善を進める。
- エ 塩素、石油、高圧ガス等の危険物については、災害等による危険を防止するため、収納庫、収納施設の改善を図るとともに、巡回点検等必要な措置を講ずる。
- オ 配水管事故には、仕切弁操作による断水を伴うため、日頃より配水管設備図及び仕切弁位置図の整備、保管に万全を期する。
- カ 貯水池及び浄水場からの隧道、導水管、送水管等の給配水施設については、定期的な巡回点検を行うとともに、幹線配水管については、配水池等において給水量及び水位を点検（記録）し、事故の未然防止と早期発見に努める。
- キ 飲料水貯水容量の増大を目的とした、配水池施設の増強を図る。

(2) 給水車の整備点検等

給水施設の被災により、一時的な送水不能、又は水の汚染等による飲料水の供給不能等の事態に備えて、日頃から給水車及び給水タンクを点検整備するとともに、市消防本部・伊都消防組合消防本部所有のタンク車を活用できるよう、あらかじめ協議するものとする。

(3) 防災資機材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧防災資機材を備蓄する。

(4) 相互応援協定

市独自では対応しきれない災害の発生に備え、また市町村と相互に連携を深め、災害への備えを行うものとする。

(5) 応援協定

市独自では、対応しきれない災害発生に備えて、日本水道協会、橋本市水道工事業協同組合との応援協定を締結している。

*災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書（橋本市水道工事業協同組合）【資料編P-332 参照】

2 下水道施設 【上下水道部】

市は、市街地における浸水被害の解消を図るため、今後とも下水道の整備による雨水対策に努める。

(1) ポンプ場・処理場の整備

本市公共下水道は、紀の川上流の流域下水道の一環として整備されるものであり、現在、整備が進められている。今後の事業推進にあたっては、施設の耐震化を推進するとともに、停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料及び冷却水の確保に万全を期す。

(2) 管路施設の整備

雨水排水については、浸水被害が想定される既成市街地に都市下水路2路線が整備されている。今後、計画決定されている市街地約750haの整備促進を図る。

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃からの点検等により、異常の早期発見、改修及び復旧に重点をおいて整備を行うものとする。

(3) 防災資機材の備蓄

災害により、被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧防災資機材を備蓄する。

(4) 緊急時措置訓練

緊急時措置の迅速、確実に万全を期すため、平日昼間、休日・夜間において事故が発生する場合を想定し、参集、情報の収集・伝達等に関する緊急操作、応急処置、広報等を含む訓練を隨時実施する。

3 電力供給施設 【関西電力株式会社（橋本営業所）】

電力供給施設の災害を防止し、又は発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に、常に努力を傾注する。

関西電力株式会社による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害時における相互協力体制を円滑に行えるように、別途、具体的措置を定める。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

(1) 送電設備

- ア 架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
- イ 地中電線路・終端接続箱及び給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。
洞道は、日本土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。
また、地盤条件に応じて、可とう継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。

(2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3) 配電設備

- ア 架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。
- イ 地中電線路・地盤条件に応じて、可とう性のある継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性を配慮した設計とする。

4 プロパンガス 【一般社団法人和歌山県ＬＰガス協会、大阪ガスＬＰＧ 株式会社和歌山支社橋本ガスセンター】

本市のガス供給は、LPガスによっており、旧市街地は、LPガス業者によるボンベの配達によって供給されている。一方、開発住宅地においては、大阪ガスＬＰＧ株式会社により、集中配管による供給が行われている。

このため、大阪ガスＬＰＧ株式会社による供給施設・管路等の耐震性・防災機能の向上を促進するとともに、災害時における保安点検体制の確立、供給の確保等を図る。ボンベの配達によるLPガス供給業者においても、災害発生時の措置や日常の点検等について、消費者に徹底するように指導する。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

(1) 業者等の防災体制

緊急事態に備えて、事業者等は、地震等の災害発生時において、消費者の安全を確保する重要な責務を有するため、次の防災体制の整備を図る。

- ア 事業者等自身の安全対策、一般消費先における液化石油ガス施設の耐震性の強化等
- イ 一般社団法人和歌山県ＬＰガス協会各支部における情報収集、連絡及び協力体制の整備
- ウ 「消防法第4条」に基づく、事業所内等への立入検査の実施
- エ 緊急出動のための事前対策として、次のことを行う。
 - (ア) 緊急事態発生直後における、消費先液化石油ガス設備の緊急点検体制の確立
 - (イ) 緊急時における消費先の容器置場等の緊急措置体制の確立
 - (ウ) 応急復旧用防災資機材、容器回収用防災資機材等の整備

- (工) 事業者等、卸売事業者、認定保安機関等による効率的な緊急点検体制の整備
- 才 事業者等自身による緊急時のための教育・訓練の実施及びマニュアルの整備
次の予防規定規範の遵守に関する当該充填所等関係機関への周知徹底に努める。
- (ア) 液化石油ガス充填所危害規定規範
(イ) 液化石油ガススタンド危害規定規範
- 力 消費者への保安啓発
(ア) 安全機器等の設置の啓発
(イ) 地震等緊急事態発生時の場合の消費者のとるべき措置の啓発
- キ 災害発生時の事業者等の行動基準の熟知
- ク 市等の行う防災訓練への参画

(2) 広報活動

- ア 災害の発生に備えて、消費者が適切に対応できるよう、日頃から広報活動を行い、その徹底を図る。
- イ 非常時の液化石油ガスに係る情報提供の方法、電話相談窓口の開設等について周知させる。

5 電信電話施設 【西日本電信電話株式会社和歌山支店】

西日本電信電話株式会社による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害が発生した場合の電話サービスの確保、応急復旧用の資機材等の確保について、本市と西日本電信電話株式会社との協力等を含めた、別途具体的措置を定める。
また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

(1) 通信施設の整備

- ア 電気通信設備等に対する防災設計
(ア) 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。
(イ) 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、それを設置する局舎等について耐震及び耐火構造化を行う。
- イ 通信網の整備
(ア) 主要な伝送路をマルート構成、あるいは、ループ構成とする。
(イ) 主要な中継交換機を分散設置する。
(ウ) 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。
(エ) 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

(2) 災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- ア 災害復旧用無線電話機
イ 可搬型移動無線機、移動無線電話機、工事用無線機及び予備電源等
ウ 非常用移動電話局装置
エ 移動電源車及び可搬型電源装置

- オ 懸垂ケーブル
- カ その他の応急復旧用諸装置
- キ 特殊車両
- ク 電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）

（3）災害時措置計画

災害時等において通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図るものとする。

（4）防災用資機材及び物資の備蓄と輸送計画

- ア 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資機材及び物資について、あらかじめ、その品名及び数量を定め、保管場所を指定して、これを備蓄する。
- イ 災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類並びに数量及び社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

6 鉄道施設 【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、

南海電気鉄道株式会社和歌山支社】

本市には、和歌山市と奈良県方面を結ぶJR和歌山線と、大阪方面を結ぶ南海電鉄高野線があり、道路と並ぶ主要な交通輸送手段である。

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社による鉄道施設の災害防止に努めるとともに、鉄道沿線における土砂災害等による災害を防止するため、周囲の諸条件を定期的に調査し、常に健全な運行が確保されるよう諸施設の整備等災害予防対策を推進する。

（1）西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

ア 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

イ 事業計画

災害を防止するため、概ね、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

- (ア) 橋梁の維持保守並びに改良
- (イ) 河川改修に伴う橋梁改良
- (ウ) トンネルの維持保守並びに改良
- (エ) 法面、土留の維持補修並びに改良
- (オ) 落石防止設備の強化
- (カ) 空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
- (キ) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (ク) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (ケ) その他、防災上必要な設備改良

(2) 南海電気鉄道株式会社和歌山支社

ア 計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとする。

イ 事業計画

災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

(ア) 諸施設の改善整備

- a 保安装置の改善
- b 軌道、電線路施設及び通信設備の改善
- c 構内渡線道の改善
- d 列車無線装置の増強
- e 隧道内火災対策の実施
- f 気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
- g 沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置
- h 列車接近警報装置の設置

(イ) 踏切道の改善整備

- a 統合、廃止及び立体化の促進
- b 格上げの促進
- c 構造、舗装の改善
- d 障害物検知装置の設置
- e 照明等施設の改善

(ウ) 車両の改善整備

- a 車両機器の改善及び整備
- b 車両保安装置の改善

(エ) 保守の強化

- a 保守機械化の促進
- b 各種検査設備の充実

(オ) 業務執行体制の確立

- a 指導体制の強化
- b 服務規律の厳正

(カ) 労務管理の適正化

- a 所定外労働の平準化
- b 職場環境の整備

(キ) 教育訓練の強化

- a 個人指導の強化
- b 異常時訓練の実施

(ク) 大型工事対策

- a 工事区間における適正速度の設定
- b 列車防護装置及び防護柵の設置
- c 作業員に対する安全教育の実施

第4節 自然災害防止計画

自然災害に備えるため、河川、ため池対策や側溝等からの浸水対策、山地部を中心とした土砂流、急傾斜地崩壊、地すべり対策等の整備を実施する。

1 河川対策 【建設部・県土整備部（河川課）】

豪雨時の河川の氾濫や洪水による破堤などの水害から、市民の生命・財産を守るために、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は、長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから、年次計画をもって逐次改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

（1）河川改修事業の推進

- ア 市は、管理する準用河川・普通河川について、改修事業の必要箇所の調査を行い、防災上緊急性の高いものから順次実施し、開発事業と調和のとれた河川改修事業を行う。また、国・県に対し、一級河川の改修について積極的に要望活動を行う。
- イ 県は、管理する一級河川について、逐次、河川を改修整備する。
- ウ 被害箇所の災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。

（2）水防施設の点検・整備

- ア 一級河川に流入する中小河川や水路等の支川では、本川水位が高いため、自然流下が不可能な場合に備えて、市は排水施設及び遊水池の整備に努める。
なお、開発や農地転用を行う場合には、排水路の排水処理能力を十分に検討した上で行うよう、関係部局と調整を行う。
- イ 既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。
- ウ 平常時から、主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

（3）橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流失等のおそれがある橋梁については、架替えや維持補修（橋脚補強）等について、市をはじめ、各橋梁管理者の整備を促進するとともに、地元住民に警戒を促す。

（4）ダム管理事務所との連絡体制の強化

市は、紀の川の上流部にあるダム管理事務所と密接な連絡をとり、適切な放水がなされるよう連絡体制の強化に努める。

2 ため池対策 【建設部・県土整備部（砂防課）・県農林水産部（農業農村整備課）】

ため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

(1) ため池等整備事業の推進

市は、主要なため池について、定期的に点検調査をし、各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化し危険なため池については、国・県の補助等による整備事業の推進を図る。

*ため池重要水防箇所【資料編 P-33 参照】

(2) 水防監視体制の強化

ア ため池管理者は、隨時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

イ 市は、気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

(3) ため池ハザードマップの作成

地震や台風等による大雨により、ため池が決壊した場合の氾濫解析を行い、ため池氾濫の危険性を正しく住民に周知するとともに、被害の未然防止や軽減を図ることを目的として、平成27年度末までに132箇所を作成し、順次作成予定である。

3 浸水対策 【建設部・市民生活部・危機管理室・

県土整備部（河川課・下水道課）】

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など総合的な治水対策を実施する。

(1) 水路等の整備

水路の改修整備を推進するとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て平常時から危険箇所の把握に努める。

(2) 水路・側溝等の整備

ア 道路の側溝は、年次的に新設及び改良整備する。
イ 水路等は、自治会等と協調し清掃を行う。

(3) 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や、水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制施設の整備に努める。

ア 遊水池の整備
イ 防災調整池の整備
ウ 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
エ 透水性舗装や雨水浸透樹の施工・設置の推進

(4) 土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

(5) 市民への啓発

- ア 浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の不法投棄を防止するため、市民への啓発を強力に行う。
- イ 水防法の改正に伴い、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面が公表されたことにより、市は洪水ハザードマップを作成し、情報の周知及び避難体制の整備を図る。

4 土石流対策 【建設部・県土整備部（砂防課）】

市は、県が行う荒廃した山地や溪流からの土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から、生命・身体及び財産を守るために事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

- ア 荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
 - イ 上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定を図る堰堤工
 - ウ 溪流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための溪流保全工
 - エ 土石流危険渓流における総合土石流対策
- *土石流危険渓流【資料編 P-40 参照】

(1) 砂防事業の推進

市は、土石流危険渓流など土砂流出のある渓流や地区について、県が逐次、砂防指定地として指定を行い、対策工等の県の砂防事業の推進に協力する。

また、当面対策工の整備が進まない土石流危険渓流については、警戒避難体制の整備を図る。

(2) 砂防指定区域内の行為制限

県は、土石流危険渓流内では、次の行為を制限する。

- ア 建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は排除
- イ 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更
- ウ 土石の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
- エ 竹木の伐採又は樹根の採取
- オ 土石又は竹木の滑下又は地引による搬出
- カ 家畜の放牧又はけい留
- キ 火入れ

(3) 砂防事業の推進要請と危険渓流の周知等

市は、県に砂防事業の推進を要請するとともに、主に、梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するある土石流危険渓流についての標識設置や地域住民に対して、資料配布等による危険渓流の周知や防災知識の普及に努める。

5 急傾斜地崩壊対策 【建設部・県土整備部（砂防課）】

市は、県と連携し、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・身体及び財産を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に

に対する警戒避難体制を整備する。

(1) 急傾斜地崩壊防止事業の推進

- ア 市は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。
- イ 県は、急傾斜地崩壊危険箇所など崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(2) 土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者又は占有者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

(3) 急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

- 県は、急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を予防するため、次の行為を制限する。
- ア 水を放流し、又は停滞させる行為、その他、水の浸透を助長する行為
- イ ため池・用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設もしくは作物の設置又は改造行為
- ウ のり切り・切土・掘削又は盛土行為
- エ 立木竹の伐採行為
- オ 木竹の滑下又は地引きによる搬出行為
- カ 土砂の採取又は集積行為
- キ その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

(4) 危険箇所の周知等

市は、平常時より崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

*急傾斜地崩壊危険箇所【資料編 P-45 参照】

6 地すべり対策

【建設部・県土整備部（砂防課）県農林水産部（農業農村整備課）】

市は、地すべり災害による被害を未然に防止又は軽減するため、県が地すべり防止区域に指定し、人家、河川、道路等、保全対象の重要度の高い地域から、地すべり防止工事の実施に協力するとともに、災害に備え、県と一体となって、通報体制、警戒避難体制及び情報収集体制の確立を図るものとする。

(1) 地すべり防止事業の推進

地すべり被害を未然に防止するため行われる事業は、防災上、重要なものであることから、県の施策及び事業に協力する。

(2) 地すべり危険区域内の行為制限

県は、地すべり危険区域内では、次の行為を制限する。

- ア 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為
- イ 地表水の放流、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為
- ウ のり切又は切土
- エ ため池、用水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良
- オ その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為

(3) 地すべり危険箇所の周知等

ア 地すべり危険区域を住民に周知するとともに、災害時の避難等の警戒体制について、関係機関と十分に調整しておくものとする。

イ 地すべりの動きに新たな兆候が見られるときは、直ちに、関係機関に通報し、必要な措置をとるものとする。

ウ 地震又は豪雨等が発生し、危険と考えられるときは、地すべり危険箇所につき、緊急現場調査、問合せ調査を行うことができる態勢とする等、早期に、危険が把握可能な体制づくりを推進する。

*地すべり危険箇所【資料編 P-44 参照】

7 治山対策 【建設部・県農林水産部（森林整備課）】

山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止のうえからも山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。

また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

- (1) 復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山施設等に十分注意した指導・監督を行う。
- (2) 複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
- (3) 山地災害危険地区等、山地災害を招く恐れのある危険箇所を把握するとともに、各種対策事業の実施整備に努める。

*山地災害危険箇所【資料編 P-54 参照】

第5節 危険物施設等災害予防計画

危険物施設、高圧ガス貯蔵施設等、危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保全体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守等の保全措置を講じるとともに、保全教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。また、危険物施設保有事業所の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の習得の機会を与える。

1 危険物施設災害予防計画 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・県総務部（消防保安課）・関係事業者等】

（1）情報の収集・連絡体制の整備

危険物災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備するとともに、事故の情報が本市に迅速に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

（2）保安教育の実施

市消防本部・消防署、伊都消防組合消防本部・消防署は、保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び保安員に対し、県等と協力して、講習会・研修会等の保安教育を実施する。

また、次の保安思想の普及・防災指導を実施する。

- ア 危険物に関する法令（消防法、高圧ガス保安法、火薬取締法）の周知徹底を図る。
- イ アの法に規定される危険物・高圧ガス・火薬類の取扱いの指導を行う。
- ウ 危険物安全週間、高圧ガス保安活動促進週間、火薬類危害予防週間を実施する。

（3）規制・指導の強化

市消防本部・消防署、伊都消防組合消防本部・消防署は、危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

- ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
- イ 危険物の取扱い、運搬、積載の方法
- ウ 危険物施設の管理者、保安監督者
- エ 予防規程の作成及び貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
- オ 危険物施設周辺の環境整備
- カ 関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安及び立入検査を強化する。
- キ 各事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持されているかについて、自主保安体制を徹底するよう指導する。
- ク 関係機関との密接な連携・協力のもとに規制・指導を行う。

(4) 危険物運搬車両等の街頭取締り

市消防本部・消防署、伊都消防組合消防本部・消防署は、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを警察等関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の災害予防意識の向上を図る。

(5) 自主防災力の強化

- ア 市消防本部・消防署、伊都消防組合消防本部・消防署は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。
- イ 市消防本部・消防署、伊都消防組合消防本部・消防署は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進する。

(6) 防災資機材の整備

市消防本部・伊都消防組合消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。事業者は、危険物事業所の化学消火薬剤及び必要防災資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者及び防災関係機関は、応急対策活動に必要な防災資機材をあらかじめ整備する。

*特殊消防用資機材保有状況【資料編 P-81 参照】

*消防水利【資料編 P-82 参照】

(7) 危険物等の把握と活動中の安全確保

市消防本部・伊都消防本部消防組合は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

(8) 防災訓練の実施

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防組織、市消防本部・伊都消防組合消防本部、警察等防災関係機関が一体となって、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

2 高圧ガス及び火薬類施設災害予防計画 【市消防本部・ 伊都消防組合消防本部・近畿経済産業局・県総務部(消防保安課)】

(1) 規制・指導

高圧ガス、火薬類及び液化石油ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携の下に、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。また、消防関係機関はd、高圧ガス及び火薬類を業務として製造、貯蔵又は取扱いをしようとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、液化石油ガスについては、市民の生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

(2) 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生危険等設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

(3) 応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合、又は近隣火災その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

ア 高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。

イ 製造施設又は消費施設等が危険な状態にある時は、消費作業等を中止して施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

(4) 自主保安体制の整備

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

ア 自主保安教育の実施

イ 定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ 関係保安団体との横断的な連携

3 毒物劇物施設災害予防計画 【市民生活部・県福祉保健部（薬務課）】

(1) 規制・指導

毒物及び劇物による事故を防止するため、製造、貯蔵又は取扱施設に対し、関係行政機関との連携の下に、適切な措置を講ずるよう指導する。

また、消防機関は、毒物及び劇物を業務として製造、貯蔵又は取扱おうとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。

(2) 施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生危険等設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

4 放射性物質対策予防計画 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・各担当部課・県総務課（危機管理課）】

(1) 事故災害の想定

この計画における「放射性物質事故」とは、次に掲げる放射性物質取扱施設等において放射線の異常な漏洩又は放出等により、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定する。

ア 放射性物質を取り扱う施設

イ 放射性物質輸送中の車両

ウ ア、イ以外の施設、空地等

(2) 事故災害予防対策

ア 保安管理体制の強化

(ア) 許可届出施設

- a 事業者は、放射性物質事故災害から、市民の安全を確保するため、関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。
- b 事業者は、放射性物質事故災害の防止に係る計画の整備、資機材等の整備点検、従業員に対する防災教育、事故災害の発生時における通報、応急措置、救出・救護、避難対策等を実施するための防災組織の整備を図るものとする。
- c 事業者は、施設等において放射線の異常な漏洩等が発生したときは、直ちに消防機関等に状況を連絡するものとする。
- d 市は、医療機関に対し、医療廃棄物の適正処理について指導するものとする。

(イ) 許可届出施設以外

- a 放射性物質の存在を確認した者は、直ちに消防機関等に状況を連絡するとともに、応急の措置を行うものとする。
- b 各部局は、放射性物質による事故災害の防止について、関連事業を通じて、指導又は協力要請をするものとする。

イ 災害応急活動体制の整備

(ア) 消防署は、放射性物質事故の災害時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線測定器等の整備、許可施設等を対象とした消防活動上必要な警防調査の実施、防ぎよ活動要領の作成等を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

(イ) 市は、消防署と連携し、放射線被爆を受けた者の収容医療機関等の情報を把握しておくものとする。

ウ 市民啓発

消防署及び市は、関係機関と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識が得られるよう、啓発活動を実施するものとする。

第2章 災害に即応できるひとづくり

防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる次のような人の育成を目標とした、いわゆる個人一人ひとりのレベルアップをめざし、いつ、どのような災害が起こっても対処できる、災害に即応できるひとづくりを目指す。

第1節 防災教育

市及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、相互協力のもと地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。また、防災教育の普及、防災意識の啓発にあたっては、要配慮者や男女の二つの違いに配慮した防災知識の普及に努める。

1 防災知識の普及 【各担当部課・各防災関係機関】

(1) 市民に対する防災知識の普及

ア 実施方法

防災知識の普及は、概ね、次の手段等により実施する。

- (ア) 広報「はしもと」、回覧文書の配布
- (イ) チラシ、ポスター等印刷物の配布
- (ウ) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関の利用
- (エ) 本市ホームページ
- (オ) 講習会、研修会等の開催
- (カ) 広報車等による巡回
- (キ) 学校教育による指導

イ 普及すべき内容

- (ア) 地震災害に関する内容

- a 市地域防災計画の概要

危機管理室は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市地域防災計画の要旨を広報「はしもと」又は本市ホームページにより広報する。

- (a) 地震及び地震予知に関する基礎知識
- (b) 過去の地震と被害事例
- (c) 地震による火災・土砂災害・水害などの二次災害

- b 地震災害予防の知識

- (a) 地震情報・気象予警報などの種類と対策
- (b) 屋根や雨戸等の家屋・建物の補強
- (c) ブロック塀などの倒壊防止
- (d) 転倒・落下・ずれ動きの防止
- (e) 排水溝等の整備
- (f) 停電時の照明
- (g) 震災における非常食品・身の回り品

- c 地震発生時の心得

- (a) 場所別、状況別の防災判断
- (b) 出火防止、初期消火の実施

第1編 基本計画編 第2部 災害予防計画
第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災教育

- (c) 避難する場合の携帯品
- (d) 避難予定場所と経路
- (e) 隣近所の助け合い
- (f) その他被災世帯が心得ておくべき事項
- d 地震火災に対する出火予防方法（一般家庭及び危険物取扱事業所）
 - (a) 燃焼器具の対策
 - i 石油ストーブ
耐震自動遮断機装置付き以外のものは使用しない。
 - ii 液体燃料器具
使わない時は、石油タンクの元バルブを閉止するとともに、タンクの転倒防止のための固定措置をとる。
 - iii LPGガス
使わない時は、ガス栓を閉止するとともに、ボンベを鎖などで転倒防止のための固定措置をとる。
 - (b) 出火危険物の保管対策
次の物品については、転倒・落下・漏洩を防止するため、保管場所などを考慮する。缶入り灯油、ベンジン、エアゾール、コンロボンベ、アルコール、ガソリン、塗料溶剤、農薬類など。
 - e 正しい情報の伝達
災害時におけるパニックの防止、流言飛語の抑制。
 - f 災害危険箇所
防災マップ・ハザードマップ及び防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。
 - (a) 水防区域
 - (b) 浸水想定区域
 - (c) 土石流危険渓流及び砂防指定地
 - (d) 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域
 - (e) 地すべり危険箇所及び地すべり防止区域
 - (f) 土砂災害警戒区域等
 - (g) 山地災害危険地区
 - g 余震に対する知識
 - (a) 被災建物に入らない
 - (b) 被災建物より落下物に対する注意
 - h 東海・東南海・南海地震に関する知識
市は、国、県があらかじめいくつかの時間差で地震が発生することを想定してそれぞれの地域で行った種々のシミュレーションの結果を踏まえ、連続して地震が発生した場合に生じる危険についての周知に努める。
- (イ) 風水害等に関する内容
 - a 市計画の概要
市は、災害対策基本法第42条第4項の規定に基づき、市地域防災計画の要旨を広報「はしもと」又は本市ホームページにより市民に広報する。
 - b 災害予防の知識
各世帯に対して、災害防止のために事前に普及を要する防災知識の広報に努める。
 - c 災害時の心得

第1編 基本計画編 第2部 災害予防計画
第2章 災害に即応できるひとづくり 第1節 防災教育

各世帯が、災害の発生又は発生するおそれがある際に、承知しておくべき、次の事項の広報に努める。

- (a) 気象予警報の種類と対策
- (b) 避難する場合の携帯品
- (c) 避難予定場所と経路
- (d) その他災害時に心得ておくべき事項

d 災害危険箇所

防災マップ・ハザードマップ及び防災ハンドブックの作成・配布等を通じて、次のような災害のおそれがある危険箇所の周知広報に努める。

- (a) 水防区域
- (b) 浸水想定区域
- (c) 土石流危険渓流及び砂防指定地
- (d) 急傾斜地崩壊危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域
- (e) 地すべり危険箇所及び地すべり防止区域
- (f) 土砂災害警戒区域等
- (g) 山地災害危険地区

ウ 実施期間

地震は、いつ発生するかわからないことから、全国的に実施される災害予防運動期間等の他、一年を通じ適宜実施する。

【災害予防運動の時期】

災害予防の種類	災害予防運動	期 間
宅地防災予防に関する事項	宅地防災月間	5月・9月
土砂災害予防に関する事項	土砂災害防止月間 がけ崩れ防災週間	6月 6月1日～7日
危険物災害予防に関する事項	危険物安全週間	6月第2週
火災予防に関する事項	文化財防火デー 春季火災予防運動 秋季火災予防運動 山火事予防運動	1月26日 3月1日～7日 11月9日～15日 3月1日～7日
一般災害・地震災害予防に関する事項	防災とボランティアの日 防災とボランティア週間 防災週間 防災の日 救急の日 救急医療週間 119番の日	1月17日 1月15日～1月21日 9月1日を含む1週間 9月1日 9月9日 9月9日を含む1週間 11月9日
水害予防に関する事項	水防月間	5月

(2) 自主防災会リーダーに対する防災知識の普及

ア 自主防災会のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化を併せて推進する。

イ 防災関連機関の協力を得て、自主防災会リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、防災に対する知識の普及を図るとともに、自主防災会リーダーの交流を図る。

(3) 児童に対する防災知識の普及

児童の発達段階や保育所・幼稚園・学校等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

(4) 事業所に対する防災知識の普及

- ア 防火管理者、危険物取扱者及び自衛消防隊員に対する講習を実施する。
- イ 従業員に対する講習会等を実施し、防災知識の普及に努める。
- ウ 市は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう指導する。

(5) 自動車運転者に対する防災知識の普及

市の安全運転管理者及び警察は、自動車の運転者に対して、地震発生時又は地震の発生が予測される場合の自動車の運行等の措置に関する防災知識を普及する。

ア 方法

交通安全協会や市の安全運転管理者が主催する講習会のほか、適当な方法で防災知識について広報する。

イ 内容

- (ア) 運転中に地震を覚知した場合は、道路左側に車を寄せて止まり、エンジンを切って様子を見る。
- (イ) カーラジオで情報を聞く。
- (ウ) 警察官の指示に従う。
- (エ) 車を置いて避難する時は、エンジンキーを付けたままでし、ドアロックをしない。
- (オ) 避難に際しては、車を極力使用しない。

2 市職員に対する防災教育の推進 【各担当部課】

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているので、あらゆる機会をとらえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

なお、地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。

このため、市は、市職員に対し、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修機会の充実を図り、震災における適切な判断力の養成に努める。

また、トリアージ、救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成に努めるものとする。

(1) 研修の実施

市職員をはじめ、防災関係機関職員に対する防災意識及び防災知識の向上を図るために、防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

(2) 研修のあらまし

市職員は、日常の業務を通じて、積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して既に作成済の「橋本市災害対策本部設置・運営マニュアル」及び「橋本市職

員地震災害初動体制マニュアル」に基づいて活動を行うと共に、所管の事務分掌に係る「職員用活動要領（マニュアル）」を作成する責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり研修会、講習会、講演会、実技取得演習を実施する。

ア 新規採用市職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

（ア）災害活動の概要

（イ）防災関係職員としての心構え

（ウ）役割の分担

（エ）防災資機材等の取扱方法

イ 職場研修

災害時の担当職務が、平常時の担当職務と著しく異なる場合、又は技術的な職務を担当する所属では、所属長は、定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、図上訓練の他、担当の応急業務により、実際的なケースを想定し、決定する。

ウ その他の研修、講習会

その他、必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

3 地域における防災教育の充実 【各関係者・各防災関係機関】

市は、防災関係機関、地域の自主防災会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、「自らの地域は、自らの手で守る」という意識をもって防災力の向上を図るよう、地域住民に対する防災上、必要な教育及び広報の実施に努める。

防災教育及び広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも、次の事項を含むものとする。

この場合において、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育及び広報を行うものとする。

- (1) 東海・東南海・南海地震、中央構造線の断層帯を震源とする地震等に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険個所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平常時住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

4 学校等における防災教育の充実 【教育委員会・各学校】

生徒等の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や生徒等一人一人が、平常時からの備えや「自らの安全は、自ら守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、救急時に、教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、学級活動の時間又は特別活動の時間などを活用し、実施するよう努める。

(1) 教職員に対する教育

教職員に対しては、研修の機会を通じて、防災教育を行うものとし、次の事項を含むよう努めるものとする。

- ア 地震に関する基本的事項
- イ 地震発生時の緊急行動
- ウ 応急処置の方法
- エ 教職員の業務分担
- オ 生徒等の下校（園）時等の安全確保方法
- カ 学校（園）に残留する生徒等の保護方法

(2) 生徒等に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。

- ア 地震に関する基本的事項
- イ 地震発生時の緊急行動
- ウ 応急処置の方法
- エ 幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法

第2節 防災訓練計画の実施 【各担当部課・各防災関係機関】

市及び防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。なお、各種災害を想定した訓練の中には、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含めるものとする。

1 総合訓練

市は、定期的に、次のような訓練を含んだ総合訓練を地域住民と一緒に実施する。

また、防災会議の機能を活用し、災害発生における業務に関する総合的な訓練を行うことで防災計画を周知徹底し、防災体制の基礎の確立を図る。

【訓練内容】

非常招集訓練、本部運営訓練、情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、初期消火訓練、水防訓練、避難誘導訓練、土砂災害避難訓練、応急救護訓練、救出救護訓練、道路警戒訓練、救助物資輸送配布訓練、応急給水訓練、炊出訓練、火災防御訓練、防災資機材取扱訓練、電力設備応急復旧訓練、電話回線設備応急復旧訓練、ガス設備応急復旧訓練、水道管応急復旧訓練、災害ボランティアセンター設置訓練等

2 職員非常招集訓練

職員の非常招集訓練を実施する。

訓練は、勤務時間内外の様々な条件を設定して行う。

3 情報収集・伝達訓練

市及び関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

4 災害時初動体制訓練

災害は、突発性を有することから、緊急活動開始訓練を行う。

5 避難救助訓練

市及び防災関係機関は、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防・消防等の災害防御活動と併せて、又は単独で避難救助訓練を実施する。

6 消防訓練

市消防本部・伊都消防組合消防本部・署・団は、「消防計画」に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、通信連絡、非常招集、消火・救助・救急等の消防に関する単独訓練あるいは必要に応じて大火災や林野火災を想定し、「消防相互応援協定」に基づく隣接市町等との合同訓練を実施する。

7 地域防災訓練

自主防災会、自治会、事業所等は、それぞれを単位とする、次のような訓練を含んだ地域防災訓練を市消防本部・伊都消防組合消防本部・署・消防団、市、警察署等の協力のもとに実施する。

【訓練内容】

情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急措置・救出訓練、炊出訓練、図上訓練等

8 水防訓練

市及び関係機関は、洪水等に迅速かつ確実に対処できるように水防工法の訓練を実施する。

9 小中学校等の防災訓練

小学校、中学校及び高等学校等の各教育施設において、年1回以上訓練を行う。

- (1) 災害に際して、落ち着いて速やかに行動できるように訓練の必要性を理解させ、身の安全を守るための動作、方法、判断基準を修得させる。
- (2) 訓練を通じて、防災意識の向上を図る。
- (3) 集団で行動することを通じて、緊急時における規律と協力の精神を養う。

10 社会福祉施設・病院等の防災訓練

社会福祉施設・病院等は、収容者の人命保護のため、次のような訓練を含んだ防災訓練を実施する。その際、消防機関は、これらの訓練に協力・指導する。

【訓練内容】

出火防止訓練、初期消火訓練、避難誘導訓練、応急救護訓練、情報伝達訓練、防災資機材取扱訓練、図上訓練等

11 防災機関の訓練

防災関係機関は、それぞれの計画に基づいて、応急対策を実施するために必要な訓練を実地あるいは図上により、単独もしくは他の機関と合同して実施する。

12 大規模な地震を想定した防災訓練

市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災会との協調体制の強化を目的として、東海・東南海・南海地震等を想定した防災訓練を実施する。

この防災訓練は、特に、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 訓練の実施に際しては、地震の影響が広域に渡ることを考慮し、県、他の市町村、防災関係機関、地域住民等との連携に努める。
- (2) 職員に対する非常招集訓練等を実施し、初動体制の強化に努める。
- (3) 防災訓練は、逐年その訓練内容を高度かつ実践的なものとするよう努める。

第3節 自主防災会等の整備計画

大規模な震災が発生した場合には、防災関係機関の応急活動が遅れたり阻害されることが予測される。災害時の人命の安全確保、被害の防止・軽減を図るため、地域あるいは事業所等ごとに市民の自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災会等の育成強化に努める。また、要配慮者や女性の自主防災組織への参加促進に努める。

1 自主防災会の育成 【危機管理室・市消防本部・伊都消防組合消防本部】

(1) 自主防災会

ア 自主防災会の形成促進

火災・震災等の発生直後における消火活動、救助活動は、災害の拡大防止に非常に重要であり、地域住民による自主的な防災活動が重視される。

現在、婦人防火クラブによる自主防災会があるが、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、地域住民が、自ら行う防災活動を組織化し、自主防災会を形成し、その促進を図る。

*自主防災会一覧【資料編 P-150 参照】

イ 自主防災会の活動

自主防災会の活動は、概ね、次のとおりとする。

(ア) 平常時の活動

- a 「自分達のまちは、自分達で守る」意識の高揚
- b 防災知識・技術の習得
- c 地域住民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット及びポスターの作成、座談会、講習会等）
- d 要配慮者との交流
- e 市の行う防災活動への参加・協力
- f 地域住民の行う防災活動への参加・協力及び指導
- g 防災訓練の実施又は参加
- h 火気使用設備器具等の点検
- i 防災用資機材の備蓄
- j 発災時の具体的な役割と活動指針の準備
- k 近隣の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握
- l 地域内の危険箇所の把握
- m 自主防災会相互間の連携
- n 他のボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の連携
- o 防災用資機材の整備・点検
- p 防災に関する調査、研究
- q 自主防災計画の作成
- r その他、必要なこと

ウ 自主防災会の設置育成

(ア) 設置育成の基本原則

自主防災会の設置育成は、あくまでも地域住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて、自主的に設置し、運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得ながら、効率的に推進する。

(イ) 指導・育成

- a 住民の防災意識の高揚を図り、併せて自主防災会の必要性を啓発する。
- b 適正組織規模、日常生活圏等を勘案して自主防災会の形成を図る。
- c 自主防災計画の作成及び自主防災会の運営について、指導・助言を行う。
- d リーダーの研修・育成を行う。
- e コミュニティ防災用資機材等の整備を図る。

(ウ) 既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災会へ発展していくよう、積極的に指導する。

2 事業所等の自衛消防隊の育成

【各事業所・危機管理室・経済推進部・市消防本部・伊都消防組合消防本部】

(1) 方針

不特定多数の者の利用施設、危険物取扱施設、工場・事業所等における自衛防災組織の編成を促進する。

(2) 対象施設

- ア 中高層建築物、劇場、百貨店、宿泊施設、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等において、自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的な施設
- エ 同一施設内に複数事業所が、同居する雑居ビル等で、自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(3) 組織の設置

事業所の規模又は形態により、その実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自衛防災計画を策定する。

(4) 自衛防災計画の策定

自衛防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して策定する。

第4節 ボランティア活動環境整備計画

大規模な地震災害が発生した場合には、市職員及び防災関係機関のみで対処するのは、困難になることが予想される。特に、東海・東南海・南海地震発生時には、多くの支援申請が予想され、災害ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資運送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力が必要となる。

このような事態に備え、災害ボランティアが被災者等のニーズに応えて円滑に活動できるよう、市は、社会福祉協議会やその他のボランティア活動推進機関等と連携し、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備等の検討を行う。

1 災害ボランティアの活動環境の整備

【危機管理室・健康福祉部・社会福祉協議会】

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

災害ボランティアネットワーク、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアの受け入れ体制を整備する。

(2) 災害ボランティアの活動環境の整備

住民に対し災害ボランティア活動の意義について啓発を進めるほか、ボランティア保険の加入促進など活動環境を整備する。

(3) 災害ボランティアコーディネーター等の養成

災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を推進する。

2 ボランティアとの連携

ボランティアとの連携を図るため、次の事項を推進する。

- (1) 市内の社会教育、社会福祉等に関わるボランティア団体を把握するとともに、組織の拡大・充実を支援する。
- (2) ボランティアの提供可能な技能等の登録、特に専門技能の登録について検討する。
- (3) 平常時の防災活動に関する協力依頼は、ボランティア組織を通じて行う。また、非組織ボランティアには、広報等により、隨時依頼を行う。
- (4) ボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、パンフレットの配布等による防災教育を推進する。
- (5) 防災訓練への参加を依頼する。
- (6) 各ボランティア団体の育成及び相互の連携を図るため、ボランティアリーダー及びボランティアコーディネーターの育成に努める。
- (7) 発災時の対応として、市域のボランティアにボランティアコーナーの運営を依頼し、他市町村等のボランティアが、市域での奉仕活動を行う際の支援を、あらかじめ依頼するよう努める。
- (8) ボランティア組織間の相互連携のほか、消防団、自主防災会及び自治会等関係団体との相互連携を図る。

3 発災時ためのボランティア協力 【各担当部課・社会福祉協議会・ボランティア関係者・団体】

(1) 一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、市社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとにその内容を含め、周知に努める。

市内のボランティア団体については、それぞれの団体と災害時における活動について、活動内容等を相互に確認する。また、未組織ボランティアについては、ボランティア団体を窓口として活動するように、ボランティア団体と協議する。

ア 他の自主防災会、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整

- イ 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
- ウ 出火防止、初期消火活動の協力
- エ 救急・救助・救出活動、遺体の搜索等の協力
- オ ボランティアコーナーの支援又は運営の協力
- カ 避難場所の開設と運営の協力
- キ 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
- ク 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
- ケ その他の応急復旧作業等の協力

(2) 専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から市社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、災害時における協力内容、留意事項等について、理解を求めておくものとする。また、市に窓口を設置し、支援活動が推進できるような体制をとる。

- ア 建築物の応急危険度判定士及び土砂災害の危険度判定士
- イ 土木・建築技術者
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
- エ ヘルパー、介護福祉士、理学療法士、作業療法士
- オ 教師・保育士及びカウンセラー
- カ 通訳（外国語、手話等）
- キ 無線技士及び各種機器の修理技術者
- ク 自動車・重機の運転士
- ケ その他

(3) 和歌山県に登録した防災ボランティアの協力要請

防災ボランティアの必要とする災害が発生した場合は、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱第8条に基づき、県本部あてに、次の事項を示して、協力要請するものとする。

ア 要請事項

- (ア) 応援を必要とする理由
- (イ) 従事場所
- (ウ) 作業内容（ボランティアの分野等）
- (エ) 人員

(才) 従事期間

(力) 集合場所

(キ) その他、参考事項

イ 要請に係るボランティアの分野

第5節 要配慮者対策

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。また、円滑かつ迅速な避難支援を行うために、避難行動要支援者名簿を作成する。

災害は突発的に起きるため、精神的に動搖することが考えられるので、避難行動要支援者に対する配慮は極めて重要である。

1 福祉のまちづくりの推進 【健康福祉部・建設部・関係機関】

市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者や障がい者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進を図る。

また、民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

2 社会福祉施設等における対策 【健康福祉部・各担当部課・関係機関】

（1）防災マニュアルの策定

災害時の職員の事務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

（2）防災訓練の実施

本計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

（3）施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

（4）地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。

このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

（5）緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の確認や整備を行う。

3 避難行動要支援者対策 【健康福祉部・各担当部課・関係機関】

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するため特に支援が必要な者で、生活の基盤が自宅にあり、以下の要件にあたる者。

- ①65歳以上の人暮らし高齢者
- ②介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- ③認知症の者で、前号の規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ④高齢者世帯で、一人が2号で規定する要介護認定において要介護1以上の判定を受けている者
- ⑤身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障がい者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する肢体不自由、視覚障がい及び聴覚障がいを有する者
- ⑥「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けた者
- ⑦精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障がい者福祉手帳1級（重度）の交付を受けている者
- ⑧特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児
- ⑨来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人
- ⑩前各号に準じる状態にある者で市長が必要と認める者

(2) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報と入手方法

名簿に掲載する情報は次のとおりとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

名簿作成に必要な情報は、市関係部局で把握している情報を集約するように努める。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に情報提供を求める。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の提供先

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災会、その他避難支援等の実施に関わる者（以下「避難支援等関係者」とする。）に対して、名簿情報を提供する。

(4) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、定期的に名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

(5) 名簿情報の提供及び漏えい防止

名簿情報を平常時から、避難支援等関係者に提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、事前に名簿情報を外部提供しないものとする。

名簿情報を外部に提供する際には、適正な情報管理が図られるよう、避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明し、名簿の利用・管理・保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

現に災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとする。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(7) その他

ここに記載のことの他、避難行動要支援者対策については、「橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画」に定めるものとする。

4 避難対策 【健康福祉部・各担当部課・関係機関】

避難場所において要援護高齢者、障がい者等の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難場所生活が困難な在宅要援護高齢者、障がい者等を社会福祉施設等へ移送する体制についても整備に努める。

(1) 避難場所の整備

ア 避難場所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保に努める。

イ 避難場所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から、橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。

* 避難場所【資料編 P-10 参照】

(2) 移送体制の整備

ア 収容可能な社会福祉施設等を把握する。

イ 災害時の受け入れについて、協力を依頼する。

5 外国人等への対策 【市民生活部・各担当部課・関係機関】

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な、外国人、旅行者等が考えられるので、これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような、環境づくりに努める。

(1) 防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成配布に努める。

(2) 外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きいため、広報活動等において英語等の併記に努める。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記とすることを検討していく。

(3) 地域社会との連携

ア 地域での支援体制づくりに努める。

イ 避難場所等に通訳を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。

第3章 災害に強い体制づくり

「まち」と「ひと」との連携がなければ、災害に対して十分な効果は期待できない。災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するための組織運営体制の確立を目指とした、災害に強い体制づくりを推進する。

第1節 防災体制の整備計画

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、市と関係機関は、それぞれの組織動員体制及び装備・防災用資機材の整備を図るとともに、防災活動を行うための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じた相互の連携強化、また他市町村との相互応援体制の整備などを行う等、総合的な防災体制の確立に努める。

1 防災体制の整備 【危機管理室・各担当部課・各防災関係機関】

(1) 組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、「警戒1号配備人員」の組織整備を行うとともに、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は修正する。

(2) 組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる「橋本市職員初動体制マニュアル」等の具体的計画をあらかじめ作成し、関係所属や関係機関との調整に努める。

(3) 専門委員会・部会等の設置

「橋本市防災会議」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みとしていく。特に、次の事項についての検討を進めていく。

- ア 職員動員配備計画
- イ 応援要請・受け入れ計画
- ウ 情報の収集・伝達計画
- エ 避難・収容計画
- オ 集団医療・救護計画
- カ 輸送確保計画
- キ 物資等の備蓄・調達計画
- ク 要配慮者対策計画
- ケ 災害ボランティア活動計画
- コ ライフラインの確保に関する計画と関係会議の開催
- サ その他、災害対策上の有効な手段の確保

(4) 防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

市は、震災対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るために、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて、防災関係機関の防災体制について整備・改善等を積極的に働きかける。

(5) 初動体制の強化

市における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、通常の交通機関の利用ができない事情等の可能性を勘案して計画する。また、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合においても、応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努めておく。

(6) 地域防災力の向上

広域かつ甚大な被害が予想される東海・東南海・南海地震に対処するためには、市民、企業、自主防災会、NPO等の地域防災体制強化への主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携の下、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。

したがって、総合的な地域防災力の向上に向けて、次の対策を講じるよう努めるものとする。

- ア 防災教育の充実
- イ 防災活動リーダーの育成
- ウ 消防団、水防団、自主防災会の充実
- エ 災害ボランティア、NPO等の相互連携協力体制の確立
- オ 企業の防災活動活性化のためのマニュアルや資料集の充実
- カ 幼児や児童生徒、高齢者等の要配慮者や外国人に対する十分な情報提供

(7) 避難誘導体制の充実

市は、地域特性及び要配慮者の誘導に配慮した避難誘導体制の充実を図るとともに、さらに、学校、病院、社会福祉施設等における避難体制の充実に努める。

2 防災資機材等の整備点検 【危機管理室・建設部・消防本部・市民生活部】

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるよう、点検整備を実施する。また、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等を配備する。

(1) 資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

(2) 備蓄倉庫等の設置

応急対策の円滑化のため、応急用の食糧や避難救助器具等の防災用資機材の整備を図る。また、防災用の必要資機材の備蓄場所として、備蓄倉庫の設置を検討する。

(3) 消防用施設の整備・拡充

大規模災害時における消火及び救助等の機能向上のため、各種消防自動車や救助資機材、防火水槽等の消防用施設について整備・拡充を図る。

(4) 防災資機材の整備と調達

防災用資機材等の整備品目は、次のとおりとし、緊急時における調達方法について検討する。また、災害発生時には、建築物・構造物の倒壊や破損が予測されるので、この対応について検討する。

3 応援体制の整備 【危機管理室・県総務部（防災企画課）・各関係団体】

(1) 広域応援体制の確立

大規模災害発生時は、市のみならず、近隣府県、市町村が連携して、災害応急対策にあたることが必要となる。そのため、国、県、市をはじめ、防災関係機関・団体等の縦横の連携体制を一層強化することとする。また、適切な災害応急活動を実施するため、体制の整備に努める。

- ア 他市との相互応援協定
- イ 応援部隊の受け入れ体制の整備
- ウ 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備
- エ 物資配送体制の整備

(2) 中遠距離地域との相互応援体制の強化

中遠距離地域との相互応援体制として、市町村広域災害ネットワーク協定・三重県名張市及び滋賀県野洲市と相互応援協定を締結しており相互間の連携等の推進を図る。

【資料編 P-303、P-305、P-310 参照】

(3) 周辺市町村との広域応援体制の充実

本市の広域圏行政は、橋本周辺広域市町村圏として活動しており、圏域内の市町村と災害時の相互応援に関する協定等の締結を図る。

また、隣接する大阪府河内長野市、奈良県五條市の府県境を越えた3市による災害時における相互応援協定を締結している。

*災害時における相互応援協定（河内長野市・橋本市・五條市）

【資料編 P-301 参照】

(4) 自衛隊との連携強化

平常時から災害時における応援内容、方法等の協議を行うとともに、総合防災訓練への参加を通じて連携を深める。

(5) 市内郵便局との相互協力

災害時において、相互に協力し、必要な対策を円滑に行うために、旧橋本市内の郵便局との間に相互協力に関する覚書を平成12年5月31日に締結している。

*災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する覚書

【資料編 P-312 参照】

(6) 関係諸団体との協定締結の推進

災害時において、必要な食糧品・日用品等の調達・確保、医薬品及び医療活動の確保、建設資機材及び建設活動の確保、運輸資機材及び輸送業務の確保等、防災対策に必要な事項について、関係業者との協定締結を推進する。

*災害時における物品の供給協定に関する協定書 【資料編 P-316 参照】

(7) 防災協定

消防の相互応援協定は、和歌山県下消防広域相互応援協定（県下市町村、消防組合）、阪和林野火災消防相互応援協定（和歌山市、橋本市ほか16市町、消防組合）、橋本市伊都郡消防相互応援協定（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都消防組合）、橋本市、五條市消防相互応援協定（橋本市、五條市）、和歌山県防災ヘリコプター応援協定（和歌山県、県下市町村、消防組合）が締結されている。

また、全国レベルでの広域緊急体制の充実強化を図るため、法定化された緊急消防援助隊、さらにブロックレベルでは、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定が締結されている。

*和歌山県防災ヘリコプター応援協定【資料編 P-343 参照】

4 防災調査の実施【危機管理室・建設部・経済推進部・消防本部・各防災関係機関】

災害の予防対策をはじめ、応急対策・復旧対策等の防災対策をより実践的・効果的なものとするために、市域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど防災調査・研究の推進を図る。

(1) 市域の災害危険箇所調査

市は、防災関係機関、地域住民その他の協力を得て、災害危険箇所の調査を行い、それぞれ予測される諸問題の対策を検討し、災害時に対処できるようにする。

ア 事前調査

市は、市関係部課及び防災関係機関に資料を提供するとともに、危険箇所調査の提出を求めて集約検討し、危険箇所を把握する。

*災害危険箇所調査【資料編 P-606 参照】

*災害危険箇所調査記入要領【資料編 P-607 参照】

イ 防災パトロール

市担当部課は、事前調査により集約検討した危険箇所の合同防災パトロールを行い、その実態を把握する。

ウ 対策会議

市は、実態を把握した後、危険箇所の予防・応急・恒久対策並びに各関係機関との連携等を協議し、災害時に対処できるよう計画を策定するとともに、地域住民・関係機関に周知する。

(2) その他の防災調査・研究

ア 防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他、防災上重要な施設における地域防災計画に関わる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究の情報交換をするよう努める。

- イ 防災に関する刊行物の収集整理
防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。
- ウ 防災関係資料の収集保存
本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして収集・保存に努める。
- エ 調査研究等
 - (ア) 本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。
 - (イ) 地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、定期的に見直しを行う。
 - (ウ) 震災に係わる基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究の継続な実施に努める。
 - (エ) 市は、県に対して、浸水想定区域の未調査河川の調査や中央構造線の断層帯地による地震の詳細な調査を求める。
 - (オ) 技術進歩のめざましい情報通信分野の新技術を、防災行政への積極的な活用を図る。
 - (カ) 防災意識調査
住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。
 - (キ) 東海・東南海・南海地震は、震源域が、非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は、一般的な地震によるそれと比較して、長周期成分を多く含んだものとなっている。そのため、市は、国、県、関係事業者等が、連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究に協力するものとする。

第2節 災害情報通信体制の整備計画

突発的な災害発生の場合に、速やかに災害対策本部の設置を可能にし、災害対策本部がとるべき指針を緊急に明確にするため、情報を収集し、連絡・伝達できる体制の整備に必要な事項をあらかじめ定めておく。

1 災害情報の収集、伝達体制の整備

【危機管理室・消防本部・各担当部課・各防災関係機関】

(1) 情報収集・伝達体制の整備

- ア 突発的な災害発生の場合に備え、万全を期す。
- イ 風水害（気象）情報及び地震・津波情報の収集・伝達体制の確保のため、防災行政無線、その他の通信施設の充実とその運用体制の整備を図る。
- ウ 災害発生のおそれがある場合の情報の収集・伝達体制の確立を図る。
- エ 災害発生直後における状況把握のための、被害情報の収集・整理・報告・伝達及び広報のために必要な体制の整備を図る。

(2) 災害調査員

- ア 災害発生時、災害対策本部の活動指針を決定するための資料となる被害状況を速やかに把握するため、あらかじめ災害調査員の任命に努める。

*橋本市災害通信連絡網【資料編 P-2 参照】

2 通信施設の整備 【危機管理室】

県との情報通信網としては、和歌山県総合防災情報システムが整備されており、本市の防災行政無線は、今後、整備予定である。広域的な情報網の今後の進展に合わせて、市内の情報通信網についても多様なシステムの確保と総合化を推進する。

(1) 有線通信施設

日頃から機器の転倒防止、非常電源及び非常電源用燃料確保等の対策を行い、耐震性の向上を図る。また、通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定し、通信連絡体制の確保に努める。

(2) 無線通信施設

災害の広報手段として、設置された防災行政無線により、地域住民への周知を行うと共に共通波の使用に際しては、電波の混信を防ぐための通信統制に努めるものとする。又、災害現場との通信連絡手段として、防災無線の整備を行う。

(3) 画像情報施設

被害情報をより具体的に把握するため、画像情報等が収集できる監視カメラシステムの整備を検討する。

(4) 防災行政無線（同報系）の整備

災害時における地域の情報収集・連絡体制の充実及び市民への情報の提供を迅速に行うため、市民への周知を行う。

(5) 防災無線（移動系）の整備・運用

災害現場の市職員の連絡手段として、防災行政無線（移動系）の整備及び運用の推進を図る。

(6) データ収集網の整備

気象・震度観測装置等を整備し、詳細なデータの収集に努めるとともに、国及び県から気象情報、地象情報等の情報を受ける通信網の整備を推進する。

(7) 画像伝送システムの整備

防災機関に対し、情報提供及び応援要請を行うにあたり、より具体的な情報を伝達できる画像伝達システムの整備に努める。

(8) 施設の停電・耐震対策、維持管理

- ア 通信施設に適した無停電電源装置、蓄電池等の非常電源を付置するとともに、受電系統の2ルート化等の対策に努める。
- イ 各電気通信設備、建築物等構造物の耐震対策に努める。
- ウ 機器・配線等の定期的な点検整備に努める。

(9) 県総合防災情報システム

県は、災害対策実施責任を有する市町村との通信を確保して、災害の予防、応急対策、復旧等の効果をあげるため、県総合防災情報システムを整備している。市は、その有効活用を図る。

(10) 職員に対する通信施設の使用方法の習熟

災害発生時に、通信機能を有効に活用することができるよう、平常時から、次により知識・技能の習得に努める。

- ア 平常業務における運用
 - 今後、防災行政無線等平常業務に運用できる通信網については、平常時から、連絡手段として積極的に使用するよう努め、使用方法の習熟を図る。
- イ 通話試験の実施
 - 隨時、通信系統網ごとに通話試験を実施し、統制局を中心とした使用方法の習熟を図る。
- ウ 通常点検及び隨時点検の実施
 - 通信機器の外観、機能、充電等の点検を、職員によって定期的又は隨時に実施し、点検技能の向上を図る。
- エ 総合点検の実施
 - 保守業者や専門的知識を持つ職員が実施する総合的な点検に、担当職員も積極的に参画し、通信施設に関する専門知識の習得を図る。
- オ 他の機関と連携した非常通信訓練の実施
 - バックアップルートとして、他の機関の通信網を利用した非常通信訓練を隨時実施し、その通信網の活用方法の習熟を図る。

第1編 基本計画編 第2部 災害予防計画
第3章 災害に強い体制づくり 第2節 災害情報通信体制の整備計画

力 災害想定通信訓練の実施

実際の災害を想定し、総合的な通信訓練を実施することにより、通信運用等を習得させる。

キ 無線従事者の育成

無線従事者試験等を通じ、資格の取得に努める。

第3節 避難体制の整備計画

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、平常時から避難施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その見直しと施設整備等に努めるとともに、避難施設について地域及び職場での周知徹底を図る。

なお、避難場所、避難路は、東海・東南海・南海地震発生時等に住民が安全に避難できるように選定・整備するとともに、避難場所の開設、運営及び避難場所生活へのフォロー、要配慮者への配慮等の充実に努めることとする。また、要配慮者及び男女のニーズの違い等に配慮した避難場所の環境整備の充実を図る。

1 地震時警戒避難体制の整備 【危機管理室・建設部・市民生活部・市消防本部・伊都消防組合消防本部・各防災関係機関】

地震災害予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が、円滑かつ効果的に実施されるよう、震災に対する警戒避難体制の確立を図る。

(1) 震災危険区域の把握と住民への周知

市は、危険区域を常に把握し、必要に応じて、見直すとともに、地域住民に周知を行う。

(2) 地震情報の把握

市は、地震情報並びに震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円滑に行われるよう努める。なお、気象台の発表する地震情報及び和歌山県震度情報ネットワークシステムにより震度を把握する。

* 地震に関する情報の内容 【資料編 P-70 参照】

* 気象庁震度階級関連解説表 【資料編 P-71 参照】

(3) 水防倉庫及び水防用防災資機材の整備・点検

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や防災資機材の見直しをする。

(4) 地域住民による震災対策活動の強化と自助意識の醸成

市、市消防本部・伊都消防組合消防本部は、地域住民による災害対策活動の強化を推進し、「震災から自らの生命・身体と財産は、自らで守る。」という自助意識を醸成するよう努める。

(5) 震災危険箇所・地域ごとの警戒避難方法の周知

市は、関係各課の協力を得て、震災危険箇所・地域ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、土砂災害ハザードマップ等により周知する。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

2 水害時警戒避難体制の整備 【危機管理室・建設部・市民生活部・健康福祉部・市消防本部・伊都消防組合消防本部・各防災関係機関】

水害予防と、人命の安全を第一とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるため、水害に対する警戒避難体制の確立を図る。

（1）水防区域の見直しと住民への周知

市は、河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

（2）水防倉庫及び水防用資機材の点検・整備

市は、応急活動に支障がないよう日常管理に努めるとともに、必要に応じて、倉庫の増設や資機材の見直しをする。

（3）避難勧告等の発令・伝達マニュアルの整備

避難勧告等の発令・伝達は、本市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に沿って運用する。

（4）要配慮者の避難支援マニュアルの整備

健康福祉部は、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、要配慮者避難支援マニュアルの整備を図る。

（5）浸水予警報システムの導入の検討

市は、水害危険性の高い地域にある重要防災施設、重要道路等について、浸水予警報システムの導入を検討する。

（6）地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

浸水対策事業と防災活動は、双方が良好に機能することにより、水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。市は、地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命・身体と財産は、自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

（7）水害危険箇所・地域ごとの警戒避難体制の検討

市は、関係各課の協力を得ながら、水害危険箇所を有する地域ごとに、次のような事項からなる警戒避難体制を定める。

ア 情報伝達体制

以下の手段等を活用し、情報の伝達体制を定める。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 広報車、消防車両
- (ウ) 自主防災会
- (エ) 消防本部、警察との連携
- (オ) 要配慮者への配慮
- (カ) 本市ホームページの活用
- (キ) 放送機関との連携

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間をする者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法については、特に具体的に定める。

イ 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し、見直し等を実施する。

ウ 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

- (ア) 各種災害の特性に対応した避難経路
- (イ) 洪水ハザードマップ等を活用した危険な箇所を通らない避難経路
- (ウ) 避難行動時の安全確保
- (エ) 水害は、予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと。

*重要水防箇所【資料編 P-30 参照】

(8) 紀の川浸水想定区域の住民への周知

紀の川浸水想定区域については洪水ハザードマップにより市民に周知しているが、マップの配布を通じて洪水予報及び水位情報の伝達方法、浸水想定区域に応じた避難場所等の情報についての周知を行う。

(9) 浸水区域等内の要配慮者が利用する施設への連絡体制の整備

市は、紀の川浸水想定区域内の高齢者・心身障がい者・乳幼児、その他特に防災上の配慮をする者が利用する施設に対して必要な情報の連絡を行う。

3 土砂災害時警戒避難体制の整備 【危機管理室・建設部・市民生活部・

健康福祉部・市消防本部・伊都消防組合消防本部・各防災関係機関】

市は、土砂災害の予防と人命を守ることを目的とし、緊急時の災害応急対策を円滑かつ効率的に実施するため、土砂災害の恐れのある区域についての警戒避難体制の整備・周知を行う等、土砂災害から人命と財産を守る。

(1) 防災パトロールの実施

市は、関係機関及び自主防災会等と連携し、梅雨期及び台風期の前などに土砂災害の危険区域（箇所）の防災パトロールを実施する。

(2) 危険区域（箇所）の住民への周知

市は、土砂災害から住民の生命・身体及び財産を守るため、土砂災害の恐れのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等ハード対策の促進を図り、住民の意識の高揚を図る。

*土石流危険渓流 【資料編 P-40 参照】

*急傾斜地崩壊危険箇所 【資料編 P-45 参照】

*地すべり危険箇所 【資料編 P-44 参照】

(3) 水防倉庫及び水防用資機材の点検・整備

市は、応急対策活動に支障がないよう、日常管理に努めるとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

(4) 避難勧告等の発令・伝達マニュアルの運用

避難勧告の発令・伝達は、本市の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に沿って運用する。

(5) 要配慮者の避難支援マニュアルの整備

福祉健康部は、災害時における要配慮者の円滑・迅速な避難等を確保するため、要配慮者避難支援マニュアルの整備を図る。

(6) 自主防災会の育成と自衛意識の醸成

市は、孤立しやすく避難の可能性が高い山間集落を対象に積極的に自主防災会の設置を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成を図る。

(7) 警戒避難基準雨量の運用

土砂災害の発生は、降雨状況によりある程度予測が可能である。市及び県は、人的被害を回避するため、警戒避難基準雨量の積極的な活用を図る。

(8) 情報伝達施設の整備

市は、土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、孤立のおそれがある山間部への送受信可能な無線設備の設置を検討する。

(9) 土砂災害危険箇所ごとの警戒避難方法の検討

市は、関係各課の協力を得て、土砂災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定める。

ア 情報伝達方法

以下の手段等を活用し、情報の伝達方法を定める。

- (ア) 防災行政無線
- (イ) 広報車、消防車両
- (ウ) 自主防災会
- (エ) 消防本部、警察との連携
- (オ) 要配慮者への配慮
- (カ) 本市ホームページの活用
- (キ) 放送機関との連携

なお、避難行動要支援者等避難行動に時間を要する者が避難場所への安全な避難行動を開始できるよう、避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法については、特に具体的に定める。

イ 避難場所

避難場所の指定については、施設構造、他の自然災害の危険区域等も考慮し、地域住民と連携し、見直し等を実施する。

ウ 避難経路

以下の内容等に考慮した避難経路を定める。

- (ア) 各種災害の特性に対応した避難経路
- (イ) 土砂災害危険区域を通過しない（渓流等の横断を避ける）避難経路
- (ウ) 避難行動時の安全確保
- (エ) 土砂災害は、予測困難な自然現象であるため、必ずしも計画した避難場所に避難することが安全ではないこと

(10) 「土砂災害防止法」に基づく警戒区域等の指定

「土砂災害防止法」に基づく警戒区域及び特別警戒区域の指定を受けた箇所について、円滑な警戒避難が行われるために必要な下記事項について整備をするよう努める。

ア 情報の収集及び伝達

- (ア) 急傾斜地の崩壊等の誘引となる局所的な降雨状況の把握を行うための雨量計の設置、土石流の発生を検知するためのワイヤーセンサー等の設置等、危険情報収集機器の整備に努める。
- (イ) 子どもにもわかりやすい避難場所、避難場所等位置図等を作成・配布することにより、住民への災害に関する情報の周知に努める。

イ 予報又は警報の発令及び伝達

- (ア) 予報、又は警報の発令基準の設定について検討する。
- (イ) 緊急時に住民の避難を促すためのサイレンの設置、警戒区域に係る住民の電話連絡網の作成等により、危険情報の伝達手段の整備を行う。
- (ウ) 市は、警戒区域内に要配慮者施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する必要な情報を以下の伝達手段等を活用し連絡を行う。

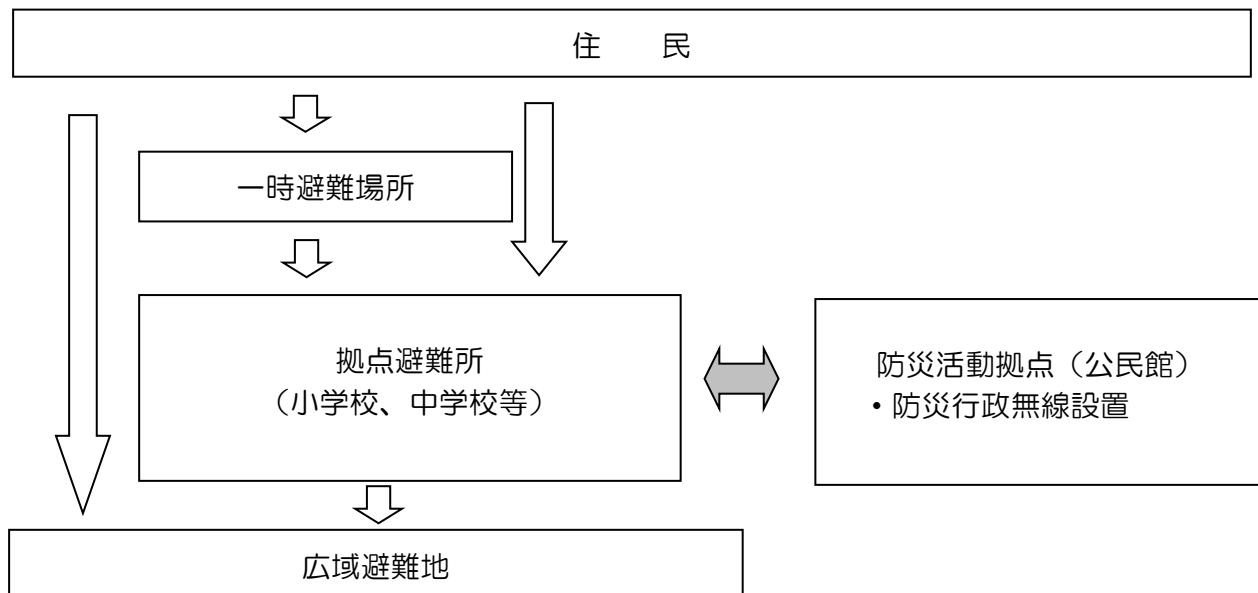
- a 防災行政無線
 - b テレビ・ラジオ
 - c 電話・メール
 - d 広報車
 - e その他の伝達手段
- ウ 土砂災害ハザードマップ作成と周知
市は、避難場所の周知及び円滑・迅速な避難等を確保するため、災害危険場所や避難場所等を明記したハザードマップを作成し周知する。

4 避難場所の指定 【建設部・危機管理室】

(1) 指定避難場所の指定

- ア 指定避難場所とは、市が指定した拠点避難所をいう。
- イ 一時避難場所とは、災害時に身を守るために一時的に避難する場所をいう。
- ウ 拠点避難所とは、小学校区単位で設置し、災害時には避難拠点となる避難場所である。各拠点避難所は、公民館を中心として、防災行政無線を備えた防災活動拠点と連携を持った体制とする。

【避難施設区分の概要図】



ア 広域避難地と避難対象地区の選定基準及び整備

地震大火が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために「地震火災の要避難地域」を設定し、広域避難地の指定、整備及び広域避難地に対する対象地区の割当てを検討する。

広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定は、次の事項を基本とする。

【広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定】

＜広域避難地＞

広域避難地とは、大地震の周囲地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から、避難者の生命・身体を保護するために必要な面積を有する総面積 10ha 以上の公園、グラウンド等の公有空地をいう。

- (ア) 立地の状況：予想される大火輻射熱、地震等を考慮したものとする。(原則として、木造家屋の密集地から 300 メートル以上離す。)
- (イ) 規模：収容人員は、有効面積に対し、1人 2 平方メートル以上とする。
- (ウ) 要避難人口：戸間人口も考慮したものとする。
- (エ) 設備：広域避難地では、被災者が、受水できるものとする。

＜避難対象地区＞

- (ア) 地区の割当：小学校区、自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民が、これらを横断して避難することを避けるものとする。

【広域避難地及び拠点避難所が備えるべき施設と設備】

項目	内 容	
避難場所 及びその 付属施設	避難広場 避難地内通路 防災樹林帯等	芝生広場、グラウンド、駐車場 道路、通路 防護壁、樹林
防災施設	防災センター 貯水施設 応急施設 備蓄施設 誘導施設 情報施設 消防・水防施設	総合管理施設、防災教育施設、備蓄施設 飲料水施設 仮設トイレ、仮設テント、寝具（毛布）、ゴミ捨場 食糧（粉ミルク、離乳食、おかゆ等を含む） 医薬品（哺乳瓶やおむつを含む） 照明施設、案内板、ランドマーク 受信・発信無線施設、広報装置 消防設備、工作用具、破壊用具、工作材料、運搬具 (担架等)、土のう、炊出用具、情報用具（携帯無線）

なお、広域避難地として、次の施設を指定し、避難地としての整備に努める。

【広域避難地指定公園】

広域避難地名（10ha 以上）
橋本市運動公園

イ 拠点避難所（避難場所）の見直しと抽出基準

拠点避難（避難場所）は、自然及び社会状況の変化に応じて、その指定の見直しに努める。

なお、拠点避難（避難場所）は、次の基準により選定する。

【拠点避難所（避難場所）の選定基準】

施設の立地状況・構造・階数・規模・用途及び要配慮者の避難の容易性等の観点から、安全で適切な避難施設を選定する。

- (ア) 立地の状況：災害危険性が小さいと予想される場所
- (イ) 構造：耐火・簡易耐火
- (ウ) 階数：2階以上
- (エ) 規模：収容人数 ※50人以上
- (オ) 用途：災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）
※収容人数＝延床面積の40%（体育館等は80%）÷2m²（一人当たりの面積）

ウ 拠点避難所の指定・整備

拠点となる避難場所として、小学校区単位に原則として小学校・中学校等を指定する。

- (ア) 拠点避難所としての機能の整備

市は、拠点避難所に選定される学校等の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。

- (イ) 防災活動拠点との連携

拠点避難所は、単なる避難場所としてだけではなく、防災活動拠点との連携を図り、防災機能の充実に努める。

- a 人員の強化

担当者の防災教育や災害時の職員派遣等を行う。

- b 防災活動設備の整備

公民館に防災行政無線等の通信機器の整備を図る。

* 拠点避難所【資料編 P-10 参照】

（2）災害危険箇所ごとの避難場所及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じて、これを見直すとともに、広報「はしもと」に掲載し、市民に周知徹底を行う。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

（3）避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、拠点避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。また、避難生活が長期にわたる場合の避難者の受け入れ施設をリストアップしておく。

- ア 市が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。

- イ 収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。

- ウ 迅速な施設開設のため、鍵の適切な管理方法の検討及び施設管理者との連携体制の強化に努める。

（4）避難場所の整備

避難場所として、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

ア 安全確保

避難場所について、次のような観点から安全確保を図る。

- (ア) 盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備
 - a 特に重要な水防区域から近距離（ほぼ300m以内）にある避難場所
 - b 河川に近接している避難場所
- (イ) 避難場所及び周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）優先して不燃化・防火対策を図る避難場所として、次のものがある。
 - a 延焼危険が高い地区が連担する地域内にある避難場所
- (ウ) 耐震性の確保
 - 避難収容施設については、耐震診断及び耐震改修等により安全の確保に努める。
- (エ) 避難者のニーズに配慮した避難場所の整備
 - 要配慮者及び男女のニーズの違い等に配慮し、要配慮者が使用しやすい設備となっているか、男女別のトイレ・更衣室の用意が可能な施設であるか等の把握を行い、必要に応じて設備の充実を図る。なお、要配慮者に配慮した施設等を整備するため、次の事項を推進する。
 - a 段差の解消、スロープの設置、階段・トイレ等に手すりの設置、身体障がい者用トイレの設置
 - b 緊急時の身体障がい者用仮設トイレ、車椅子、ベッド等、身体障がい者用防災資機材の確保

イ 迅速な収容の促進

- (ア) 誘導標識等の整備
- (イ) 駐車場の確保

ウ 収容者の滞在援助

日常生活品の備蓄

(5) 避難場所の不足が生じた場合の対策

- ア 避難場所として、新しく指定すべき施設等を調査・検討し、可能なものから指定を行う。
- イ 民間施設等で、避難場所としての機能を備えた施設については、その所有者に理解を求め、災害時に利用できるように努める。
- ウ 収容余力のある隣接地区の避難場所を確保する。

(6) 避難路の整備

安全な避難確保として、避難路となる道路整備に努める。ここで、避難路とは、広域避難地へ通じる道路又は沿道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した又は整備する道路等をいう。

なお、避難路の選定要件は、広域避難地に通じる道路等であって、幅員は、できる限り、広幅員（原則、道路15m以上）のものを確保するように努める。

避難路としての道路については、次の点を考慮して整備を行う。

- ア 避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。
- イ 避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災都市づくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。
- ウ 避難路における障害物・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

(7) 表示板等の整備

- ア 避難場所に、避難場所を明示した表示板を設置する。
- イ 避難場所の周辺に誘導標識を設置する。

(8) 避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難方法等）について、防災マップ・ハザードマップ・広報「はしもと」・本市ホームページ等を通じて、市民に対する周知の強化を行う。

(9) 避難行動要支援者等の避難支援の検討

避難行動要支援者、遠距離避難者等のために、バス派遣などの避難支援の検討を行う。

(10) 福祉避難所の指定

福祉避難所は、原則として社会福祉施設を指定する。

(11) 帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、宿泊施設等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。

5 避難誘導体制の確立 【危機管理室・各担当部課】

(1) 避難協力体制等の整備

- ア 橋本市避難所緊急開放協力員
避難場所の開放は、避難所運営マニュアルにより施設管理者・避難所従事職員が避難場所開設を行うが、避難場所近隣の住民に協力を求めるものとする。
- イ 市民の理解と協力
避難又は避難誘導は、防災関係機関と地域住民の協力により行うことが必要であるため、広報、防災訓練及び地域での話し合い等により、避難の場合の心得及び地域住民の役割分担等について、理解を得るよう努める。

(2) 避難行動要支援者への配慮等

- ア 高齢者等への配慮
高齢者、身体障がい者等の避難行動要支援者に対する避難及び避難誘導の方法を検討し、自治会、自主防災会及び地域住民等の協力を得るよう努める。
- イ 外国人等への配慮
駅、観光地、繁華街等へ外国語を併記した避難誘導標識の設置に努める。

(3) 避難場所の開設・運営

- ア 長期にわたる多数の避難者の発生に備え、避難所運営マニュアルにより活動する。また開設・運営に地域の自主防災会、住民の協力を得て対応する。
- イ 個々の避難場所につき開設を円滑に行うため、施設配置図、施設等利用の手引き、避難場所開設に必要な物品、様式等を備え保管する。

(4) 避難場所の周知

- ア 避難場所を広報「はしもと」に隨時掲載する。
- イ 避難場所を市ホームページに常時掲載に努める。
- ウ 避難場所を記した「防災マップ」を作成し、各戸に配布する。
- エ 避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識の整備を推進する。
- オ 避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識は、要配慮者に配慮したものとなるよう、整備を推進する。

第4節 緊急輸送のための整備計画

災害発生時に、緊急要員及び緊急物資の輸送・供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

1 緊急輸送道路の整備 【危機管理室・建設部】

災害時の救助活動、生活必需品等の救援物資の輸送等を円滑に図るために、緊急輸送道路等を確保する。

(1) 道路整備の基本方針

- ア 広域道路網の耐震化に重点をおいて国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- イ 指定された緊急輸送道路に対して、国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- ウ 避難場所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- エ 災害時における医師、負傷者、医薬品、医療防災資機材等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備に努める。
- オ 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点と市街地を結ぶ市内の重要な緊急輸送道路の整備を国及び県に働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。
- カ ヘリコプター予定発着地と緊急輸送道路、防災拠点のアクセスの整備を図る。

*緊急輸送道路【資料編 P-110 参照】

(2) 緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路の整備を国に働きかける。

- ア 紀の川緊急用河川敷道路 国土交通省
 - 災害発生において河川施設の災害復旧のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送等のルート多重性並びに代替性を確保するため、紀の川における緊急用河川敷道路の整備を国に働きかける。
- イ 広報d
 - 緊急輸送道路等の緊急輸送施設については、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対して、その周知徹底を図る。
- ウ 交通取締り
 - 突発的な災害に備えて、警察署に協力を要請し、平常時から緊急輸送道路及び避難路は、交通取締りの強化に努める。

2 緊急輸送体制の整備 【危機管理室・建設部・警察署】

(1) 車両の確保

- ア 基本法第76条第1項の定めによる緊急通行車両の事前届出を行う。
- イ 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。

- ウ 緊急時において、業者等から車両の提供を受けることにつき、事前に協議等を行い、車両の確保に努める。
- エ 道路・橋梁の被害が著しい場合を想定し、バイク及び自転車の整備を図る。

(2) 輸送拠点の指定等

- ア 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。
- イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定に努める。
- ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。

(3) 緊急通行車両等の事前届出制度

基本法第76条第1項に基づく通行規制が実施された場合、市計画に基づき、災害応急対策を実施するため、緊急通行車両として使用する計画がある車両については、あらかじめ緊急通行車両の事前届出の申請をすることができる。

事前届出の車両は、次のとおりとし、事前届出先は、当該車両の本拠の位置を管轄する警察署長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

ア 基本法施行令第32条の2第2項に規定する災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するために運転中の車両

イ 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の想定に基づき、地震対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県、又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

*緊急通行車両確認申請書【資料編 P-570 参照】

*緊急通行車両確認証明書【資料編 P-571 参照】

3 災害用ヘリポートの整備 【危機管理室・建設部】

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急・救護活動・火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、災害用ヘリポートの整備を推進する。

(1) ヘリコプター発着場

ヘリコプター発着場として、現在17箇所が設定されている。なお、発着場のうち橋本市運動公園は、県広域防災拠点で伊都、那賀地域の支援進出拠点として取り扱う。

・橋本中央中学校運動場	・紀見東中学校運動場	・若者広場
・市脇河川敷	・三石小学校	・旧應其中学校跡地
・旧西部中学校	・橋本市民病院	・伊都高校
・神野々緑地	・隅田小学校運動場	・住吉運動公園
・柱本小学校	・南馬場緑地広場	・高野口中学校
・橋本運動公園	・向副緑地	

*ヘリコプター発着場【資料編 P-12 参照】

(2) 臨時ヘリポート等の整備

- ア 地震等の災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、紀の川の北部及び南部に臨時ヘリポートの整備を推進するとともに、災害時ヘリコプター予定発着地を次の基準により選定し、指定しておくものとする。
- (ア) 地面は、堅固で傾斜6度以内であること。
 - (イ) コンクリート舗装地又は芝地、草地が適していること。
 - (ウ) 発着地使用時に描く円周（直径4m）の地点から、仰角9度の線上 400 m、幅20mにわたって障害物がないこと。
- イ 災害時ヘリコプター予定発着地周辺のアクセス道路を整備し、緊急輸送道路とする。

第5節 要配慮者安全確保計画

乳幼児、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な行動をとることが困難な人々（以下「要配慮者」という。）の、安全確保を図る。

1 要配慮者に対する防災対策 【各担当部課・社会福祉協議会・

各防災関係機関】

要配慮者に対する防災対策として、次の対策を講じる。

- (1) 地域内の要配慮者である住民や外国人の存在の把握に努める。また、地域住民に近隣に住む要配慮者の存在を適切に知らせる。（個人情報には十分配慮すること。）
- (2) 自主防災会において、要配慮者のための支援体制の確立に努める。
- (3) 防災知識の普及や避難情報等の提供に努める。
- (4) 情報提供手段（緊急通報装置、FAX網の整備等）の確保に努める。
- (5) 避難訓練等に際し、要配慮者の参加を推進する。
- (6) 避難場所開設に際し、要配慮者のための避難場所の確保に努める。また、社会福祉施設においても、被災者の受入れと水・食糧その他の物資や障がい者用機器等の備蓄に努める。
- (7) 避難場所における情報提供や施設の段差の解消、障がい者用トイレの確保、文字放送テレビの設置等要配慮者が使用できる施設の整備に努める。
- (8) 緊急時での人工透析患者、難病患者等在宅医療や薬品を必要とする人への処方や呼吸用酸素等の確保方法について、関係機関等とあらかじめ協議しておくものとする。
- (9) 避難場所への専門職（医師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、要約筆記者、介護福祉士等）の派遣体制の整備について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。
- (10) 近隣市町村等と要配慮者の受入れに関しての協力体制の確立に努める。
- (11) 災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関、日本赤十字社等とあらかじめ協議しておくものとする。
- (12) 要配慮者が避難の支援を受け入れ易くするため、装備品の整備努める。
- (13) 土砂災害危険箇所に係る福祉（要配慮者関係）施設に災害情報を提供するため、防災行政無線（戸別受信機）の設置を行う。

2 要配慮者に対する配慮 【各担当部課・各関係団体・各防災関係機

関】

(1) 誘導標識

避難場所への誘導標識等に、外国語や絵による標示、光や震動又は音や点字情報を付け加える等、誘導標識の整備を推進する。

(2) 防災パンフレット等の配付

宿泊施設、観光施設等に、外国語を併記した防災パンフレット等の配付に努める。

(3) 従業員に対する防災教育

宿泊施設及び観光地従業員等の防災教育を推進する。

(4) 緊急放送

宿泊施設、観光施設等において、災害時には緊急放送を行うものとし、併せて外国語でも緊急放送を行うよう指導する。

(5) 防災行政無線による緊急放送

土砂災害危険箇所に係る要配慮者関係などの福祉施設に防災行政無線（戸別受信機）により、災害情報の提供を行う。

第6節 水・食糧・生活物資等供給体制の整備計画

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図るとともに、食糧および生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。

1 給水体制の整備 【上下水道部】

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

(1) 給水の整備目標

災害時の給水量を、原則、次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。なお、最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保にあたっては、県の備蓄方針に基づくものとする。

- ア 飲料水の確保 : 1人1日3リットル
イ 最低限の生活用水の確保 : 1人1日20リットル

(2) 給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

(3) 民間との協力体制

災害時における水道施設の破損に伴う応急措置並びに飲料水、生活用水等応急給水の確保を図るため、市指定給水装置工事事業者にて組織する組合団体と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」を締結し、水道施設工事業者との協力体制の確立を図る。

(4) 自助努力の促進

市民及び自主防災会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

- ア 市民に対し、次のような対策の指導を行う。
(ア) 家庭において前1「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の3日分を目標として貯水する。
(イ) 水道水など衛生的な水を貯水する。
(ウ) 貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。
- イ 自主防災会に対し、次のような対策の指導を行う。
(ア) 応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備する。
(イ) 非常に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討する。
(ウ) ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料など応急給水に必要な資機材等を整備する。

2 食糧・生活物資供給体制の整備 【危機管理室・県・各関係者・団体・各防災関係機関】

災害発生後3日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、各家庭において平常時から災害に備え、最低1日分に相当する量の食糧及び必要物資等を確保することを基本とする。

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧及び生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。

(1) 備蓄品の整備目標

備蓄品については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されることから、最低1日分程度の食糧及び物資を各家庭に準備することを基本とするが、市では、最低必要とする被災者への供給食糧・生活物資等の支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。

ア 食糧の備蓄・調達目標の設定

市は、中央構造線断層帯を起源とする地震が、発生した際に想定される避難者数を参考に、避難者1日分に相当する食糧を備蓄目標とした公的備蓄を行う。不足については、民間からの食糧の供給に関する協定の締結により、必要量の確保に努める。

【食糧備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	避難所避難者数 22,211人 (避難所に避難する人数の最大値) 帰宅困難者 2,815人 (交通手段の途絶により帰宅できず、本市に留まる人数)
食糧の備蓄目標	66,633食：22,211人×1日（3食）分 ・水 : 66,633L (22,211人×3L×1日) ・米 : 22,211食 (アルファ化米等) ・ビスケット : 22,211食 ・缶詰パン : 22,211食 ・粉ミルク : 約140缶 (哺乳瓶、アレルギー等考慮)

あらかじめ市内又は近隣の関係業者などと協定を締結し、災害発生時に食糧等の優先供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食糧等の供給可能量を把握するよう努める。

イ その他の主な生活必需品

食糧以外の次の品目についても、備蓄・調達体制を整えるものとする。

【その他の生活必需品備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	22,211人
寝具	毛布 22,211枚（1人1枚） エアマット 22,211枚（1人1枚）
衛生用品	歯ブラシ 22,211本（1人1本） 生理用品 20,000枚 大人用おむつ 6,100枚 子ども用おむつ 10,500枚 トイレ処理セット 1,470セット 大判ウェットティッシュ 105セット 手袋（掃除用） 350双 手袋（調理用） 3,500双

（2）備蓄倉庫の整備

市は、災害時における食糧・生活物資の備蓄並びに救助用資機材等保管のための備蓄倉庫を整備する。また、必要数の備蓄倉庫を設置し、備蓄品が充足された後においては、防災関係施設や主要な避難施設（拠点避難所）においても、食糧・生活物資の確保に努める。（災害対策編 第8章生活救援対策 第3節「生活必需品」の「給与又は貸与の対象品目」を参照）

（3）民間との協定促進

災害時に必要なものをすべて市で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。そのため食品（特に、米、パン、味噌、食塩）の供給確保に関して、関係製造・販売業者との協定に基づく具体的な供給体制の整備を図る。

市は、協定の締結を行っている業者との具体的な供給体制の整備を図る。

* 【資料編 P-316、P-318、P-321、P-328 参照】

（4）自助努力の促進

ア 目標

災害に備えて、次の事項を市民の自助努力の目標とする。

- (ア) 家庭で最低1日分の非常持ち出し用の食糧・物資の準備
- (イ) 助け合い運動の推進
- (ウ) 共同備蓄の推進

イ 実施の指導

市は、市民に対し、上記の事項の実施を広報等を通じ指導する。

なお、具体的な内容は、次のとおりとする。

- (ア) 緊急食糧等の備蓄
米、乾パン、麺類、粉ミルク、漬物、つくだ煮、缶詰、調味料等長期保存の可能な食糧等を最低1日分の備蓄を行う。
- (イ) 非常持ち出し用の物資等の準備

最低1日分の物資等を準備する。非常持出物資等の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については、概ね、次の基準により準備する。

a 準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、トイレットペーパー、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋等

b 必要により準備すべきもの

燃料（固体燃料等）、工具、哺乳瓶、紙おむつ、毛布等

c 自主判断によるもの

貴重品、その他

(ウ) 助け合い運動の推進

自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて指導する。

(エ) 共同備蓄の推進

自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災会の育成、自主防災意識の向上につながる。

備蓄物資としては、市民個々の物資のほか、自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等を、自主防災会ごとに整備を促進する。

(5) 補給ルートの確保

- ア 国及び県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
- イ 広域的視点による緊急輸送道路の指定と、これにふさわしい整備を図る。
- ウ 備蓄倉庫及び避難場所を含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
- エ 大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点を結ぶ市内の重要緊急輸送道路の整備を図る。
- オ 緊急搬送を行うため、災害時ヘリコプター予定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。

3 物資拠点 【建設部】

(1) 選定基準

物資拠点の選定基準は、次のとおりとする。

- ア 1,000 m²以上のホールのある建築物があること。1,000 m²以上のホールつきの建築物がない場合でも、その規模の天幕を設置できること。
- イ 相当数の駐車スペースがあること。
- ウ 緊急輸送道路に近く、アクセスがよいこと。
- エ 車両の出入りが多くても、危険が少ないとすること。

(2) 物資拠点の選択

物資拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、要員の確保、その他の条件に照らして、その必要性を検討し、災害の都度、選定するものとする。

第7節 ごみ・し尿処理体制の整備 【市民生活部】

市は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

1 ごみ処理体制の整備

災害後に市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

2 し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難場所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(1) 災害時用仮設トイレの備蓄

災害時には仮設トイレを設置するが、そのための備蓄を図るとともに、必要に応じて民間から仮設トイレの借上げ（レンタル）方法も検討していく。

(2) 資機材の整備

(3) 搬送体制の確立

(4) 処理方法の検討

3 処理施設の整備等

災害により、一般廃棄物処理施設の円滑な稼動を損なわれることがないよう、平常時から施設整備の点検整備と、耐震化等施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水時の被害により、施設が稼動不能となつた場合の代替設備の確保に努める。

4 災害時の相互協力体制

市は、廃棄物処理、し尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、協力体制の整備に努めるとともに、近隣の市町間との応援協定等の締結等、相互支援体制の整備に努める。

5 廃棄物仮置き場等の配置計画

市は、交通事情、地域毎の廃棄物発生量、安全性、収集効率等を考慮し、平常時から仮置き場・中間処理基地を確保する等の緊急処理のための配置計画を検討する。

*し尿、ごみ処理施設【資料編 P-100 参照】

*し尿処理収集車 【資料編 P-100 参照】

*し尿・浄化槽汚泥収集運搬委託業者の連絡先【資料編 P-100 参照】

*一般廃棄物収集運搬委託業者の連絡先 【資料編 P-100 参照】

第8節 救急救護体制の整備計画

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動を円滑に実施するため、災害拠点病院である市民病院を中心拠点に、橋本医師会や関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図るものとする。

1 救急救助体制の整備 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・

健康福祉部・市民病院・関係機関】

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防本部における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関及び市民の協力のもと、集団救急体制を確立する。

(1) 救急救助体制の整備

ア 救急救助体制の整備

消防本部においては、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化に努める。

イ 救急防災資機材

救急防災資機材の備蓄を推進するとともに、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数等の医療情報を常時、把握できるよう体制を整備する。

エ 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自治会、ボランティア、自衛防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

オ 消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防署は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進、活動能力の向上に努める。

カ 防災資機材等の配備

災害時において迅速な救出体制の確立を図るため、自主防災会等の活動拠点に防災資機材等の配備を推進する。

(2) 集団救急体制の整備

ア 医師会・医療機関による救急体制の整備

(ア) 災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療・助産活動を担う市内の医師、歯科医師、看護師等の医療関係者については、橋本市医師会、橋本市歯科医師会を窓口として、災害時ににおける協力体制についての協定を結ぶことを推進する。

(イ) 救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して、医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ医師会、日本赤十字社及び医療関係機関の協力を要請し、救護体制の確立に努める。

(ウ) 救護所の設置

災害の状況に応じた救護所の設置について、検討しておく。

医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

災害時における救護所等の開設について、協定の中で明確にする。

(エ) 協力の要請

大災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、和歌山県、近隣市町村等に協力を要請する。

(オ) 医療防災資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療防災資機材等については、備蓄を推進する。

また、関係機関や関連業者との協力により、医療防災資機材の調達を図る。

イ 市民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに越える事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが、自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

(ア) 応急手当の方法等救急知識の普及啓発

(イ) 市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

(ウ) 傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

(エ) 市職員による傷病者の搬送

2 応急医療体制の整備 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・

健康福祉部・市民病院・関係機関】

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、基幹病院となる市民病院の施設の充実、救急医療体制の充実を図るとともに、医師会の協力を得て、救護所開設等の体制づくりを進める。

(1) 初動医療活動体制の確立

ア 災害医療活動体制の整備

災害時に備え、医療担当部局は、医師会等の医療関係機関と連携し、災害医療活動体制の整備を図る。

イ 災害医療情報システムの整備

災害時にも活用できる救急医療情報システムを構築し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制の充実を図る。

ウ 災害医療知識の普及

災害による多くの負傷者の発生を想定した教育・訓練等を通じ、トリアージ（負傷者選別）の実施や応急救護所の設置要領等の災害医療に関する知識の普及を図る。

(2) 市民病院の充実・整備

災害時に拠点病院となる市民病院については、救急医療のための施設・設備、体制等の充実を図る。また、救急医療に関する総合的なシステムの整備を市消防本部・伊都消防組合消防本部等と一体となって推進する。

災害時における医薬品の備蓄に努め、迅速に対応できるようにする。

災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように職員の防災教育・防災訓練等を行う。

(3) 施設の耐震化

病院施設（建物、医薬品・医療防災資機材用の棚、給水タンク、非常用電源等）の耐震化を図り、災害時における医療活動実施体制の維持に努める。

(4) 後方医療体制の整備

医療機関に後方医療活動を要請できる体制の整備に努めるとともに、市域外又は県外の医療機関の協力をあらかじめ依頼し、広域後方医療活動体制の整備に努める。併せて、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段について、関係者と協議を行う。

(5) 医薬品等の確保

- ア 市（県）内卸業者において、一定量の在庫を常に確保してもらう協力要請する流通備蓄方式により、災害時に備えておくべき医薬品等を確保する。また、医療関係機関に対しても協力を要請する。
- イ 被災後3日間とそれ以降では、必要な医薬品等の需要が異なってくるため、その状況に即した医薬品等の供給体制を図る。
- ウ 医療に必要な医薬品、医療衛生防災資機材等の備蓄拡充を図るとともに、災害時に備えておくべき医薬品等についても流通備蓄方式により備蓄拡充に努める。
- エ 医薬品等の確保については、市内の薬局等と協定を結ぶことを推進する。

(6) 救急告示医療機関

*救急告示医療機関【資料編 P-82 参照】

第9節 火災予防計画

火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合に被害の軽減を図るため、火災予防体制の整備充実を図る。

1 火災予防体制の確立 【市消防本部・伊都消防組合消防本部】

(1) 出火の防止

ア 住民の出火防止意識の向上

自治会、自主防災会、防火委員会等各種団体を対象とした出火防止のための教育を実施し、出火防止意識の向上を図る。

イ 火気使用設備・器具の安全化

耐震自動消火装置付ストーブやLPGガスボンベ等の転倒防止策の実施を促進する。

ウ 危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物の安全取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育・指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施等による出火及び流出防止対策の実施を促進する。

エ 自家用電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策の実施を促進する。

オ 化学薬品等の安全化

化学薬品等の取扱施設の把握、学校、病院、研究所等関係団体に対する保管時の転倒防止措置、適正配置の指導及び保管施設の耐震不燃化を促進する。

カ ガスの安全化

ガス事業者及び消費者を対象としたガスの安全管理のための研修会等を実施し、火災爆発等の災害防止に努める。

(2) 初期消火対策

ア 自治会等の協力により、街頭用消火器の設置を促進する。

イ 家庭への住宅用火災警報機及び消火器具の普及を促進する。

ウ 防火対象物等における消防用設備の耐震化を促進する。

エ 訓練等により、住民及び事業所の初期消火体制の充実強化を図る。

2 消防力の増強 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・署・団】

平常時における消防職団員・車両等の適正な配置計画及び防災資機材の充実等は、もちろんのこと、大規模災害時に備え、消火・救急・救助活動用防災資機材及び耐震性防火水槽の整備を推進し、消防力の強化を図る。

(1) 消防施設・設備の整備

消防ポンプ自動車等の消防機械器具、救助工作車等の救助器具・設備、消防水利等について、計画的な整備を推進し、消防力の向上を図る。

また、同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図ることができる通信施設の充実整備に努める。

* 消防車両保有状況 【資料編P-81 参照】

* 特殊消防用資機材保有状況 【資料編P-81 参照】

(2) 消防団の育成と施設・設備の充実

本市の消防団は、10の分団があり、消防隊と連携して警戒活動及び消防活動を行うとともに、初期消火、避難誘導等の地域防災活動の中核として、重要な役割を担っている。このため、災害時消防団員が、効果的に防災活動を行うよう平常時から技能向上を図るため、教育訓練の実施を推進し、その育成を図るとともに、消防ポンプ等の消防施設・設備の充実に努める。

(3) 通信施設の整備

消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信施設の整備強化を図り、情報ネットワークの構築を推進する。

(4) 消防水利の整備

「消防水利の基準」に基づき、必要水利施設を算定し、その整備増強を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い逐次増設を図るとともに、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

また、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

* 消防水利 【資料編 P-82 参照】

(5) 消防活動困難地域の解消

消防活動困難地域の解消のため、狭隘道路等の拡幅、電柱撤去（電線埋設）、角切り及び駐車車両の排除などを促進するよう、関係機関と調整を図る。

(6) 予防査察体制の充実強化

消防機関の予防査察体制の充実強化を図るものとし、住宅防火、防火対象物及び危険物施設等の火災予防を促進するために、計画的に予防査察を実施する。

ア 春・秋2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。

イ 火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。

ウ その他、必要に応じ特別査察を実施する。

(7) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を定めなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により、消防用設備を設置することを義務付けられている防火対象物の関係者に対し、次の処置を行う。

ア 防火管理者の選任を指導する。

イ 消防計画の作成及び消防訓練の実施を指導する。

ウ 表示公表制度による対象物については、特に、火災予防に万全を期する。

エ 建築同意事務を効果的に行うとともに、消防用設備等の指導を的確に行い、建築・設備による火災予防の強化を期する。

オ 防火管理者の育成指導、知識及び技術の習得等研修の機会を与える。

(8) 相互応援協力

不測の大規模災害及び産業災害等の予防及び鎮圧に万全を期し、併せて民心の安定を図るため、各市町村等と広域消防協定を結び、相互の協力体制を確立するものとする。今後も、広域災害を想定し、県外の市町村も含めた広域消防協定の締結を進めるものとする。

ア 相互応援協定締結状況

(ア) 和歌山県下消防広域相互応援協定

a 応援の種別

- (a) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (b) 大規模な火災、林野火災、高層建築物火災及び危険物施設火災等の特殊火災
- (c) 航空機事故、列車事故等の大規模又は特殊な事故
- (d) 上記以外の災害で、応援を必要とする災害

b 協定市町村等

和歌山県下 30 市町村及び和歌山県下 4 消防組合

(イ) 和歌山県防災ヘリコプター応援協定

a 応援の種別

- (a) 災害が、隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (b) 発災市町村等の消防力によっては、災害の防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (c) その他、救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

b 協定県市町村等

和歌山県、和歌山県下 30 市町村、和歌山県下 4 消防組合

*和歌山県防災ヘリコプター応援協定【資料編 P-343 参照】

イ その他の消防応援

(ア) 広域航空消防応援

a 応援の種別

- (a) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (b) 山林等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での大火災、大災害、大事故等
- (c) 高層建物の火災
- (d) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (e) その他、前記各号に掲げる災害に準ずる災害

b 応援体制

近距離のヘリコプター所有の都道府県等から順次応援を行う。

(イ) 大規模災害消防応援実施計画

a 応援の種別

地震、台風等による大規模な災害により被害が発生し、又は発生しようとしている場合において、消防相互応援協定による消防力では、対処することが困難と予想される災害。

b 応援体制

協定に基づき順次応援を行う。

(ウ) 消防庁長官の措置による応援
地震等大規模災害時に消防庁長官のもとに消防活動を行う組織（緊急消防援助隊）による応援。

3 林野火災対策 【市消防本部・伊都消防組合消防本部・農林振興課】

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るために、迅速に応急対策を行えるよう緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

(2) 監視体制の強化

平常時から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、森林火災の発生が予想される場合又は火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

- ア 火入れの制限、禁止
- イ 森林内作業者、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
- ウ 巡回パトロールの実施・強化

(3) 防御施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防御防災資機材の整備に努める。

(4) 消火体制の強化

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次の施策により、消火活動の有効敏速化を図る。

- ア 防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
- イ 消火活動に従事する人員及び消防防災資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。
- ウ 森林所有者又は管理者に対し、防火線等の整備を指導する。

(5) 防火意識の啓発

人為的原因を除去するため、一般住民並びに森林内作業者、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。また、火災危険の高い時期においては、関係機関等の協力のもとに巡回を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上、必要な次の事項について、注意・指示・指導を行う。

- ア 立看板・標識の設置と補修
- イ 火気注意事項の掲示、チラシ・パンフレット等の配布
- ウ 林野火災の多発する3~4月にかけての予防広報等の実施

(6) 広域応援体制の整備

早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

(7) 防災訓練の実施

県と共同して、防災関係機関、住民、林業関係者等の参加のもと林野火災訓練を実施する。

4 防火思想の普及 【市消防本部・伊都消防組合消防本部】

(1) 予防啓発の強化

市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次の方法により行うものとする。

- ア 春・秋2回の火災予防運動、文化財防火デー、山火事防火運動及び車両防火運動等を通じ、火災予防思想の普及徹底を図る。
- イ 家庭の防火訪問を実施し、市民の住宅防火に対する啓発を行う。
- ウ 火災警報を発令した場合、消防車等による広報を行い、火の使用の制限を周知徹底させる。

第10節 文教関係予防計画

学校、その他文教関係施設における児童・生徒等の保護安全のための措置を講じるとともに、貴重な国民的財産である文化財の保護・保全のための措置を講じる。

1 文教関係対策 【教育委員会】

学校、その他文教関係施設における児童・生徒等の保護安全のため、施設の保安管理や防災教育及び避難訓練の実施等に努める。

(1) 学校における防災体制の確立

- ア 災害発生時に備えて、講ずるべき措置についての検討を行う。
 - (ア) 緊急避難計画の策定
 - (イ) 災害時の活動体制の整備
 - (ウ) その他必要な計画
- イ 学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

(2) 文教施設の保全管理

- 文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。
- ア 職員等の分担・配置
 - 施設の補強・補修等が、迅速かつ的確に実施できるように、職員の事務分担又は作業員の配置を定める。
- イ 施設の点検整備
 - 平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所又は不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

(3) 児童生徒等の安全確保

- 各学校長は、常に災害時の児童生徒等の安全確保に努める。
- ア 学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を樹立するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。
- イ 気象状況等に注意し、次の事項に留意して、災害時における応急体制に備える。
 - (ア) 学校行事・会議・出張等の中止、延期
 - (イ) 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法
 - (ウ) 県及び市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認
 - (エ) 時間外における所属職員の非常招集方法

(4) 防災教育

教育委員会は、教育関係職員の協力を得て、事前に児童・生徒等に対し、災害の未然防止と災害時の応急対策等に関する防災知識の普及徹底を図る。

- ア 突発時における対処
 - 災害が発生した場合、その時の児童・生徒等の所在環境条件に応じて、まず採るべき対処方法について、あらかじめ教育・指導を行う。

イ 避難訓練の実施

身体・生命の安全確保の観点から、災害時の対処や避難に関する訓練を定期的に実施する。なお、この訓練は、火災訓練、水防訓練や地域の総合訓練などと関連させて実施することを検討する。

2 文化財災害予防計画 【教育委員会・市消防本部・ 伊都消防組合消防本部】

文化財は、貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全のためには、十分な配慮が必要である。

その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施及び所有者・管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。

(1) 施設等の整備

国、県、教育委員会、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。なお、整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。

ア 火災対策

- (ア) 警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- (イ) 消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- (ウ) 防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- (エ) 周辺環境（防火帯）
- (オ) 火気の使用制限（禁煙区域等の設定）

イ 落雷対策

避雷針の設置

ウ その他の対策

- (ア) 環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- (イ) 薬剤処理（害虫予防）
- (ウ) 施設への委託保管
- (エ) 防災施設・機器の点検整備

(2) 査察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは隨時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

(3) 倒壊・破損の防止

強風による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

(4) 訓練及び保護思想の啓発

ア 消防本部・署・団は、文化財について防火訓練又は図上訓練を隨時実施する。

イ 文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。

- ウ 防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
- エ 自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

(5) 防災関係機関との協力

平常時から消防・警察・教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第11節 農林水産関係災害予防計画 【建設部・県農林水産部 (農林水産総務課)】

各種気象災害による農産物、林産物、農林業施設等の被害の減少を図るために、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

1 調査報告体制

災害の発生に際し、迅速かつ的確な農林水産業の被害調査を行う場合、関係各課、各関係機関及び農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるよう、相互の連絡調整と体制の整備を図る。

2 農業対策

(1) 農業施設

ア 農地の湛水防除

(ア) 湛水防除

低湿地域における農地の湛水防除及び災害による被害の抑制のため、農業用水路の整備、排水能力の増加等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

(イ) 農業用水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の増大、排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、農業用水路の改良を促進する。

イ 農業用河川工作物対策

(ア) 改修事業の推進

a 農業用河川工作物で、河床変動等により、本来の機能を失ったものについては、異常気象等による水位変動及び耐震性を勘案し、改修等の改善措置を講ずる。

b 水害、地震及び液状化による農業用河川工作物の被害の未然防止のため、危険箇所を中心に、改修等の改善措置を講ずるものとする。

(イ) 対策事業

施設受益者の申請等により、「土地改良基盤整備事業」、「土地改良施設維持管理事業」及び「農業地域生活環境基盤整備事業」等により、計画的な改修を行う。

ウ 農業用ため池

余水吐、堤体樋管等の諸施設が老朽化し、又はその規模、構造等が現在の基準に適合していないもの等は、補強又は改修工事を行う。

エ その他の農業施設

農道、農舎等の農業施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

(2) 農作物

気象情報に留意して、常に予防の措置を講ずるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

3 林業対策

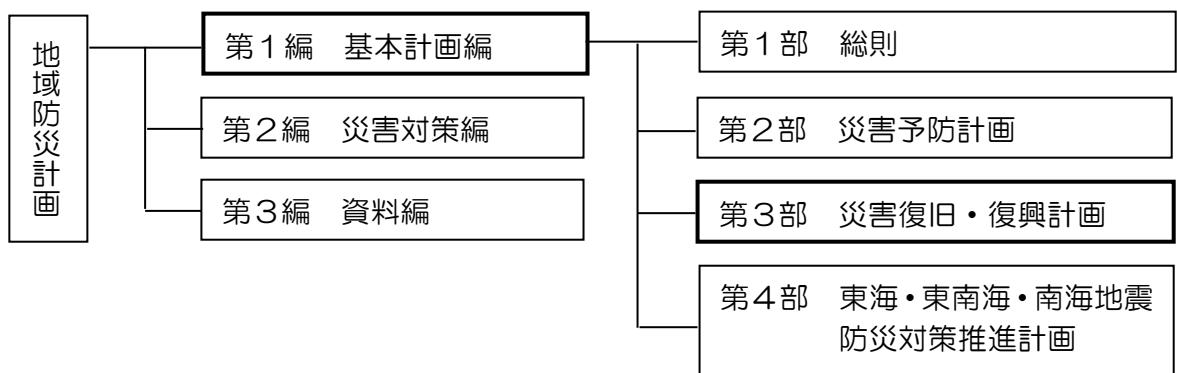
森林基幹道については、広域的な避難路及び緊急輸送道路となることから、計画的な整備を進める。その他、次の点に留意して、予防対策を講じる。

- (1) 特に、森林基幹道や集落間連絡道については、危険箇所に対する各種予防対策事業を構じ、通行及び輸送の確保に努める。
- (2) 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- (3) 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。
- (4) 洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。

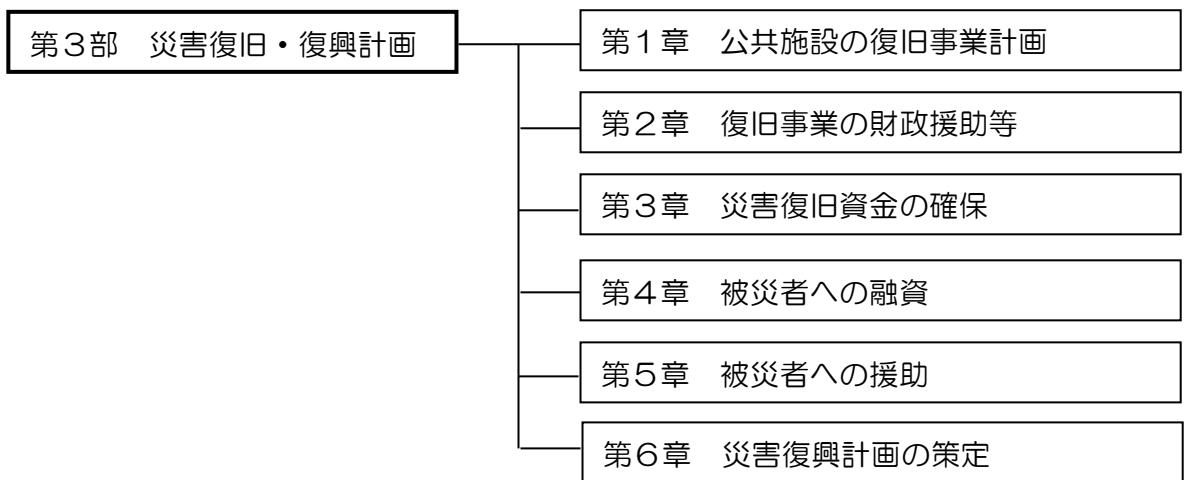
第1編 基本計画編

第3部 災害復旧・復興計画

【第1編 基本計画編の体系】



【第3部 災害復旧・復興計画の体系】



第1章 公共施設の復旧事業計画 【各担当部課・関係機関】

災害により被災した施設を復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計、改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を立て、実施に努める。

第1節 災害復旧事業の種類

災害復旧は、概ね、次の施設について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道施設災害復旧事業計画
- (5) 下水道施設災害復旧事業計画
- (6) 住宅施設災害復旧事業計画
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (9) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) 中小企業の振興に関する事業計画
- (12) その他復旧が必要な施設

第2節 災害復旧事業の方針

1 実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援、及び派遣活動について、必要な体制を整える。

2 災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、もしくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるように努める。

3 緊急調査の促進

施設の被災程度により、緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧事業費負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。

4 事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定に当たり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5 事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期の事業効果を得られるよう促進に努める

第2章 復旧事業の財政援助等 【各担当部課・関係機関】

災害復旧事業費は、市、その他地方公共団体が提出した資料及び実施調査に基づき決定され、これは、法律又は予算範囲内において国が全部又は一部を負担し、もしくは補助して行う災害復旧事業、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。

市は、こうした災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられるように努める。

第1節 国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助とする。
- (9) 農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律

第2節 激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

1 激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

2 特別財政援助の交付手続き

市長（市本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに、特別財政援助額の交付に係わる調整を作成し、伊都振興局等県の関係部局に提出する。

（1）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - （ア）公共施設区域内の排除事業
 - （イ）公共施設区域外の排除事業
- セ 滞水排除事業

（2）農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関する補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
- ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- カ 土地改良区等の行う滯水排除事業に対する補助

（3）中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置

- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- ウ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還の免除
- エ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- オ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 私立学校振興会の業務の特例
- エ 市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- オ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
- カ 水防資機材費の補助の特例
- キ 被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- ク 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ケ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- コ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

3 局地激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障がい者施設災害復旧事業
- コ 女性保護施設災害復旧事業
- サ 感染症指定医療機関災害復旧事業
- シ 感染症予防事業
- ス 堆積土砂排除事業
 - (ア) 公共施設区域内の排除事業
 - (イ) 公共施設区域外の排除事業
- セ 滞水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ア 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関する補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
- ウ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

ア 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第3章 災害復旧資金の確保 【各担当部課・関係機関】

市は、災害復旧計画に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担をする財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期着手に努める。

市は、次に示す県並びに近畿財務局和歌山財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、積極的に取り組む。

1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
 - (2) 歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
 - (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税を国に要請
 - (4) 一時借入金及び起債の前借等による災害関係費の確保
-

2 近畿財務局の措置

- (1) 必要資金の調査及び指導
- (2) 各金融機関の特別資金の融通及び指導
- (3) 応急資金の融通

第4章 被災者への融資 【各担当部課・関係機関】

市は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が県等から行われるように努める。

1 農林漁業者の災害復旧資金

- (1) 天災融資法
 - (2) 農林漁業金融公庫法
 - (3) 自作農維持資金融通法
 - (4) 和歌山県農業近代化資金利子補給金交付要綱
 - (5) 農業災害補償
-

2 中小企業復興資金

市は、被災中小企業の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県及び国に対して要望する。

3 住宅復興基金

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定による災害復興住宅建設資金の融資を適用し、資金の貸与を行う。

第5章 被災者への援助

災害により被害を受けた者に対し、義援金品の募集及び配分をするとともに、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給並びに低所得者（世帯）に対して、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定を促す。

第1節 災害義援金品の募集配分 【健康福祉部・教育委員会・

出納室】

1 基本方針

市及び県は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金品の募集・受付を行う。また、義援金品の受付については、市、県その他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ配分を行う。

2 義援金の募集・配分

（1）義援金の募集

義援金の募集は、県、被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に本市においても行う。

（2）義援金の受付

義援金の受付にあたっては、市、県及び関係機関において、必要に応じ、受付窓口を開設し受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は、義援金についてその都度県単位機関等へ引継ぎを行うものとし、それにより難い場合には、金融機関等へ預け入れる等確実な方法で保管を行うものとする。また、受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

（3）義援金の配分

協議会は、各市町の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各市町に配分を行う。

市は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議の上決定する。

3 義援物資の募集・配分

(1) 義援物資の募集

市及び県は、災害発生後、速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援物資の募集を行う。その際、市及び県は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

【義援物資募集の際の広報内容】

- ア 被災地において必要とする物資
- イ 被災地において不要である物資
- ウ 当面必要でない物資
- エ 義援物資送付の際の留意事項
 - (ア) 送付者において仕分を徹底すること
 - (イ) 腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
 - (ウ) その他の留意事項

(2) 義援物資の受付

市及び県は、必要に応じて、それぞれ義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。その際、大量の義援物資が予想される場合には、広域輸送拠点及び市内輸送拠点で、災害ボランティア等の協力により仕分を行う体制を整備する。

市において、物資の搬入、集積及び仕分等が困難な場合には、県に応援を要請する。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援物資の申し入れについて、被災市町と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

(3) 義援物資の配分

市は、寄せられた義援物資を速やかに被災者に配分する。配分にあたっては、被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第2節 災害弔慰金等の支給 【健康福祉部】

災害により被害を受けた者に対して、必要に応じ弔慰金、見舞金等を支給するものとする。

1 市の支給

市は、橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例（2006年（平成18年）3月橋本市条例第35号）等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者及び被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

（1）災害弔慰金

ア 対象災害

住家が5世帯以上の滅失した災害もしくは、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ 支給額

（ア）死亡した者が生計維持者である場合 500万円以内

（イ）死亡した者が生計維持者以外の場合 250万円以内

（2）災害障害見舞金

ア 対象災害

住家が5世帯以上の滅失した災害もしくは、県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ 支給額

（ア）障がい者となった者が生計維持者である場合 250万円以内

（イ）障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125万円以内

2 県の支給

知事による見舞金の支給は、その都度関係機関と協議し実施する。

第3節 災害援護資金等の貸与 【健康福祉部】

市は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

1 資金の種別

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
- (2) 生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

2 貸付の要領等

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

市が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア 対象災害

災害救助法による救助が行われた災害又は県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある災害

イ 貸付限度額

被災世帯の被害状況により、150万円以上350万円以内

ウ 調査及び報告

(ア) 融資希望世帯の調査・選考

福祉課は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ融資希望世帯を調査する。関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。

(イ) 報告

災害援護資金等借入予定者名簿を災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県に災害発生後10日以内に報告する。

(ウ) 貸付世帯の選考は、福祉課が行う。

(2) 生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金で災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則として、この資金の貸付対象とならない。

ア 取扱い機関

橋本市社会福祉協議会及び和歌山県社会福祉協議会

イ 貸付限度額

150万円以内（住宅資金との重複貸付の場合は350万円以内）

第4節 被災者生活再建支援金の支給 【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

1 資金の種別

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

2 支給の要領等

(1) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風・豪雨・豪雪・洪水・地震・噴火、その他の異常な自然現象により生ずる災害であり、対象となる災害の程度は、以下のとおりである。

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。)が発生した市区町村における自然災害
 - イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市区町村における自然災害
 - ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
 - エ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村(人口10万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ、住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当額の3/4の額)

第1編 基本計画編 第3部 災害復旧・復興計画
第5章 被災者への救助 第4節 被災者生活再建支援金の支給

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2) アに該当)	解体 ((2) イに該当)	長期避難 ((2) ヴに該当)	大規模半壊 ((2) エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 橋本市

イ 申請時の添付書面 ①基礎支援金：り災証明書、住民票 等
②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等） 等

ウ 申請期間 ①基礎支援金：災害発生日から13月以内
②加算支援金：災害発生日から37月以内

第5節 その他被災者の保護 【各担当部課・関係機関】

市は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して種々の措置を行う。

1 職業の斡旋

- (1) 公共職業安定所は、被災により他に転職を希望する者に対しては、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓し、就職の斡旋を行う。
- (2) 被災者の職業の安定を図るため、職業能力開発施設における職業訓練の受講勧奨に努める。
- (3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置について
詳細は、県計画を参照。

2 税制措置

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付もしくは納入に関する期日の延長、国税・地方税の徴収猶予及び減免の措置を状況に応じて実施する。

3 郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 郵便関係

- ア 救助用の郵便物等の料金の免除
総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金を免除する。
- イ 郵便はがき等の無償交付
災害救助法適用時に、被災世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。
- ウ 利用の制限及び業務の停止
重要な郵便物の取扱いを確保する必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便業務の一部を停止する。

(2) 電報・電話関係

災害地の郵便局において取扱う被災者の利用する災害関係電報電話は、西日本電信電話株式会社と連絡の上、通信の疎通確保等の措置をする。

(3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、払い戻し等の処置をする。
なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

(4) 簡易保険、郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込み等の非常処置をする。

なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

(5) 災害寄付金の料金免除

被災者救援を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合に、地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、通常払込み及び通常為替料金の免除の取扱いを実施する。

4 生活保護

市及び県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対し、概ね、次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査の上、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

5 被災児童の保護

市は、災害により、保護者を亡くしたり、保護者の行方がわからなくなり孤立した児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を設置する。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

第6章 災害復興計画の策定 【各担当部課、関係機関】

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

その際、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

1 事前復興対策の実施

(1) 復興手順の明確化

過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

(2) 復興基礎データの整備

復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

2 災害復興対策本部の設置

- (1) 市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。
- (2) 復興本部は、災害対策本部の組織を準用する。

3 災害復興方針・計画の策定

(1) 災害復興方針の作成

- ア 学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。
- イ 災害復興方針を策定した場合には、速やかに住民に公表する。

(2) 災害復興計画の策定

- ア 災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。
- イ 本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

4 災害復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続き

- ア 被災した市街地で土地区画整理の必要があると認められる場合には、建築基準法第84条建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。
- イ 被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。
- ウ 被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

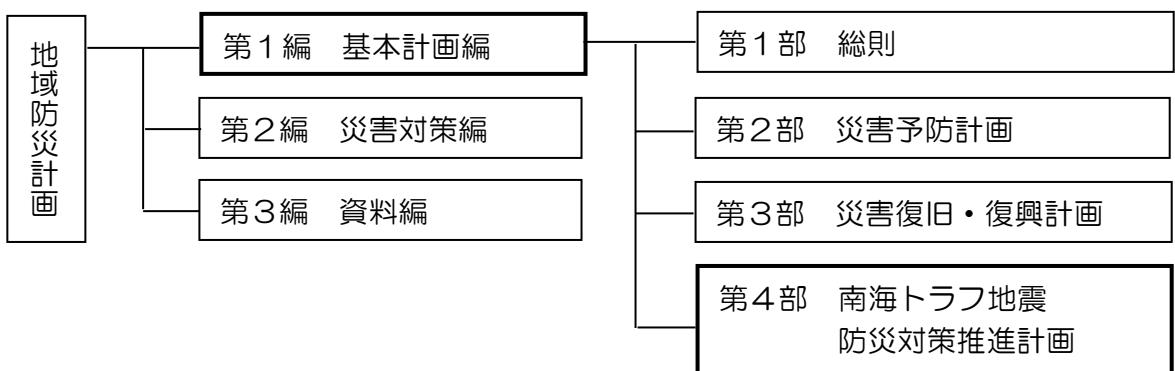
(2) 災害復興事業の実施

- ア 専管部署の設置
 - 災害復興に関する専管部署を設置する。
- イ 災害復興事業の実施
 - 災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

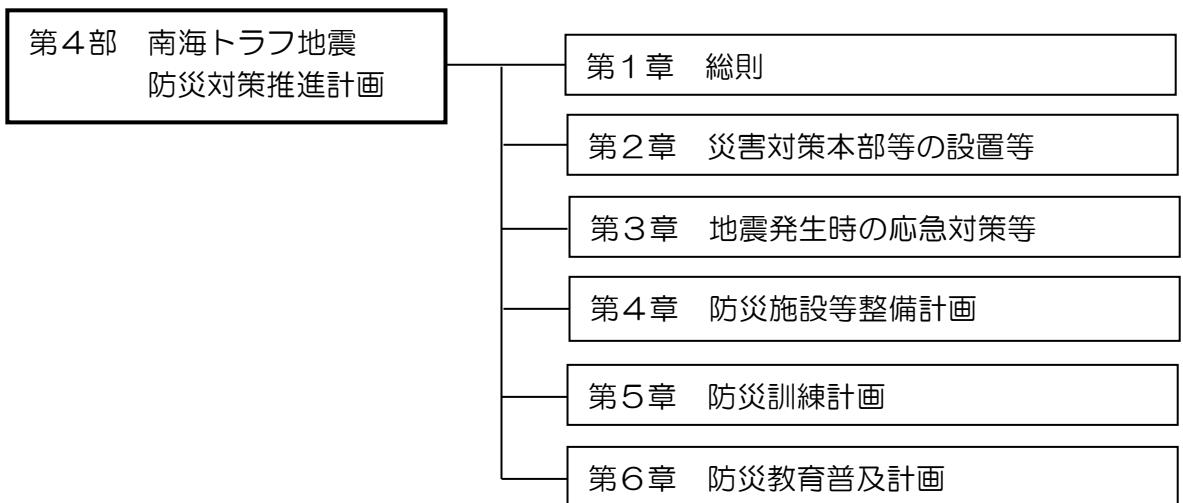
第1編 基本計画編

第4部 南海トラフ地震 防災対策推進計画

【第1編 基本計画編の体系】



【第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画の体系】



第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）第6条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備に関する事項などを定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進地域

南海トラフ法第3条に基づき、本市を含む和歌山県全市町村が、推進地域の区域に指定された。（全国では、1都2府26県707市町村）

【平成26年3月28日現在】

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策

として行う事務又は業務の大綱 【市・関係機関】

橋本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、基本計画編第1部第2章「防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 災害対策本部等の設置等

第1節 災害対策本部等の設置 【総務部】

市長は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに橋本市災害対策本部及び必要に応じて、地区災害対策支部・現地災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

第2節 災害対策本部等の組織及び運営 【総務部・各担当部課】

災害対策本部等の組織及び運営は、災害対策基本法、橋本市災害対策本部条例に定めるところによるものとし、その防災組織計画については、災害対策編第1部第1章「災害応急対策の活動体制」に定めるところによる。

第3節 災害応急対策要員の参集 【市】

- (1) 市長は、通常の交通機関の利用ができない事情などの発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所などの職員の参集計画は、災害対策編 第1部 地震災害対策編 第1章「災害応急対策の活動体制」に定めるところによる。
- (2) 職員は、地震発生後の情報などの収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策 【市・関係機関】

1 情報の収集・伝達

(1) 情報の収集・伝達

- ア 市は、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害で、その規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努めるものとする。
- イ 指定公共機関・指定行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が、国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害と認められるときは、特に、その規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。
- 情報の収集・伝達における役割並びに被害状況等の情報の収集・伝達については、災害対策編第1部第2章「情報の収集・伝達」に定めるところによる。

(2) 避難のための勧告及び指示

- ア 市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難の勧告をすることとする。また、市長は、避難のため立ち退きを勧告し、若しくは指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。
- イ 当該災害の発生により市の全部又は、大部分の事務が出来なくなった場合、市長に代わって知事が実施するものとする。
- ウ 警察官
- (ア) 市長が、避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市長に通知することとする。
- (イ) 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に、急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させるものとする。
- エ 災害派遣を命ぜられた自衛官
- 災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで、特に急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させることができる。

(3) 避難方法・避難誘導等

災害対策編第1部第6章「避難対策」に定めるところによる。

2 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、公共施設など、特に、防災活動の拠点となる公共施設など及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視を実施し、当該施設の被害状況などの把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止

市は、地震による危険物施設などにおける二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力などを実施する。

4 救助・救急・消火・医療活動

地震により、広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体などと連携し、活動を行うこととする。その活動については、災害対策編第1部第7章「救助救急及び計画」に定めるところによる。

5 物資調達

- (1) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定などにより調達可能な流通備蓄量などについて、主な品目別に確認する。
- (2) 市は、状況により県に対して、県内市町村における備蓄量について、市町村間の斡旋調整を要請する。
- (3) 市は、(1)(2)により把握した数量及び市町村間の調整結果を踏まえ、被災の状況を勘案し、市内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。

計画については、災害対策編第1部第8章「生活救援対策」に定めるところによる。

6 輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、災害対策編第1部第9章「交通輸送対策」に定めるところによる。

7 保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、災害対策編第1部第10章「環境・保健衛生対策」に定めるところによる。

第2節 資機材・人員等の配備手配 【市・関係機関】

1 物資等の調達手配

- (1) 市は、必要な資機材の確保状況を把握し、市独自では確保困難な場合、県に対して、当該物資等の供給体制の確保を図るとともに、必要に応じ、他市町村との斡旋調整などの依頼を行う。
- (2) 市は、県に対して、区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

3 災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、橋本市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。
＊水防倉庫及び備蓄資機材一覧表【資料編 P-34参照】

- (2) 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定める。

第3節 他機関に対する応援要請 【総務部・消防本部】

1 他の市町村への応援要請

- (1) 市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關し、締結している応援協定は、災害対策編第1部第4章「応援要請・相互協力」に定めるところによる。
- (2) 市は、必要があるとき、(1)に掲げる応援協定に従い、応援要請するものとする。
-

2 自衛隊の派遣要請

災害対策編第1部第4章第4節「自衛隊への派遣要請」に定めるところによる。

第4章 防災施設等整備計画 【市】

1 整備すべき施設

施設などの整備は、概ね、中・長期的目途として行うものとし、具体的な事業施行などにあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により、相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について、考慮するものとする。

- (1) 避難地の整備
- (2) 避難路の整備
- (3) 消防用施設及び資機材の整備
- (4) 消防活動が困難である区域の道路整備
- (5) 防災行政無線施設その他の施設又は設備の整備
- (6) 緩衝地帯として設置する公園・緑地・広場その他の公共空地の整備
- (7) 緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポートの整備
- (8) 共同溝・電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設整備
- (9) 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設整備
- (10) 公的医療機関などの改築又は補強整備
- (11) 社会福祉施設の改築又は、補強整備
- (12) 公立の小学校、中学校の改築又は、補強整備
- (13) 不特定かつ多数の者が利用する公的建設物の改築又は補強整備
- (14) 農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備
- (15) 広域防災拠点施設の整備
- (16) 飲料水、電源などの確保のための井戸、貯水槽、プール、非常用食糧の備蓄倉庫、自家発電設備、その他の施設又は設備の整備
- (17) 救助用物資、その他の物資の備蓄倉庫の整備
- (18) 負傷者を一時的に収容、保護するための救護施設、その他、応急的な措置に必要な設備又は物資の整備

2 整備方針

- (1) 施設整備の計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
- (2) 施設の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。

第5章 防災訓練計画 【総務部・関係機関】

1 計画方針

市は、南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化と、防災関係機関の有機的な連携を強化して応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、自主防災会及び市民の防災意識の高揚を図る。また、市は近隣市町の防災関係機関と一緒に住民の協力のもとに地震災害を想定した訓練を実施する。

市民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するように努めるものとする。

2 事業計画

訓練を行うにあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には、評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制などの改善を行う。

(1) 防災総合訓練

市は、防災関係機関並びに民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震に関する防災総合訓練を実施する。

訓練内容は、通信、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、交通規制、応急危険度判定、市本部などの設置、更に発災後における応急復旧に至るまでの一連の訓練とする。また、訓練実施機関として、自主防災会、ボランティア団体の参加を呼びかける。

(2) 職員参集訓練

職員の意識向上などを図ることを目的として、動員計画に基づき、職員参集訓練を定期的に実施する。

(3) 防災関係機関の訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で、次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は、相互に適切な連絡をとり、協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、大型スーパー、旅館、ホテルなどにあっては、収容者などの人命保護のため、特に、避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

訓練には、大きく分けて実働訓練と図上訓練の2種類があるが、図上訓練には、大規模な実員の動きを伴わないと、比較的手軽に実施できるだけでなく、重大な状況判断を行う本部などの中枢機能を訓練するのに適している。

ア 災害図上訓練

地域において大規模な地震が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、地域にどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなどを考える機会を提供する形式などの訓練

イ 実施訓練

通信、警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、水防、消防、その他の訓練

第6章 防災教育普及計画 【市・関係機関】

1 計画方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災会、事業所などの自衛消防組織などと協力して、地震防災上、必要な教育及び普及・啓発を推進するものとする。

2 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも、次の事項を含むものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員などが果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

※ 地域での防災訓練を実施するときは、参加するものとする。

3 住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位などで行うものとし、その内容は、少なくとも、次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオなどの映像、各種集会の実施など地域の事情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛など、防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所などに関する知識
- (7) 各地域における避難地及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止など家庭内対策の内容
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (11) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

4 児童・生徒等に対する教育

市は、教育委員会・市消防本部・伊都消防組合消防本部と連携を図り、また状況により、防災関係機関や地域住民の協力を得て、児童生徒などに対する教育を実施する。

防災教育は、学校等の実態に応じた訓練を行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 形式に陥ることのない実践的な訓練を実施
 - (2) パンフレットの利用
 - (3) 映画・スライド・ビデオなどによる普及
 - (4) 講習会・講演会の開催又は参加
 - (5) 学校区などの防災マップなどの作成
 - (6) 防災体験学習の参加又は実践（地域の防災訓練への参加）
 - (7) 防災ボランティア活動
-

5 防災上重要な施設管理者に対する教育

学校等公共施設は、大災害ほど建物の開放時期が長くなり、結果市民に大きく影響するため、その対応教育を実施する。

6 自動車運転者に対する教育

自動車運転者に対して、車を運転中の対応及び車から離れる場合の処置等の教育を実施する。

7 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨、市民に周知徹底を図るものとする。

